

資料

ニューヨーク日記（九・完）

――米国の刑事司法事情管見――

小 早 川 義 則

- はじめに
- 一 留学に至る経緯
 - 1 留学決意
 - 2 予備調査
 - (1) イギリス
 - (2) フランス
 - (3) ドイツ
- ……以上、四二卷一号
- 二 留学先の決定
- 1 研究テーマ及び留学目的
 - 2 留学先の選定

- (1) 選定の経緯
 - (2) 往復書簡
 - (3) 学内手続き
- 3 出発準備
- (1) 管理組合等
 - (2) ビザ取得
 - (3) ニューヨーク情報
- ……以上、四六卷一号
- 三 ニューヨーク到着と生活基盤の確立
- 1 住居の確保
 - (1) ホテル住まい

(2)	留学先への連絡	
(3)	住居の選定	
2	マンハッタン踏破	
(1)	生活必需品等の調達	
(2)	市内探索	
(3)	コロンビア大学等訪問	
3	フォート・リイ転居	以上、四六巻三号
(1)	近隣探訪・挨拶	
(2)	「穂高」	
(3)	友人、妻子の来訪	
4	米国内外旅行	
(1)	ドイツ	
(2)	再入国時のトラブル	
(3)	カナダ	以上、四六巻四号
4	フロリダ	
(5)	ウェスト・ポイント等	
(6)	妻子の帰国	
5	自動車運転免許証の取得	
(1)	自動車学校	
(4)	視察準備	
(5)	陪審員選定手続	
(6)	陪審裁判	
(7)	陪審員マニュアル	
4	米国内外旅行	以上、四七巻二号
(1)	ボストン	
(2)	フィラデルフィア	
(3)	ワシントン D・C	
(4)	ロンドン	
(5)	ブルージュ（ベルギー）	
(6)	パリ	
(7)	アーミッシュ等	
(8)	カンクーン（メキシコ）	
5	テレビ	以上、五一巻二号
(1)	深夜放送	
(2)	ニュース	
(3)	大統領選挙	
(4)	昭和天皇崩御	
(5)	A B C ナイト・ライン（テッド・カベル）	

(2)	筆記、実地試験	
(3)	車の購入	
四	行動の軌跡	
1	概要	
(1)	初期	
(2)	留学期間延長申請	
(3)	延長ビザ発給遅延	
(4)	中期	
(5)	後期	
2	日常生活の実態	
(1)	食事	
(2)	論文、校正等	
(3)	米会話	
(4)	キャレンの登場	
(5)	車のトラブル	
(6)	友人等の来訪	
3	日弁連・米国少年問題視察団	以上、四七巻一号
(1)	経緯	
(2)	ジョージ教授の援助	
(3)	調査研究	
五	ニューヨーク・ロー・スクール	
1	沿革	
2	カリキュラム等	
3	聴講内容	
(1)	講義室	
(2)	講義評価表	
(3)	模擬裁判	
(4)	ジョージ先生宅訪問	
(5)	証拠法	
(6)	捜査法	
(7)	比較法	
六	法廷傍聴	
1	連邦地裁等	
(1)	S K 信号無視事件	
(2)	A 夫人傷害事件	
(3)	マフィア・ゴッティ無罪事件	
(4)	その他	
2	ニューヨーク州最高裁	
(1)	口頭弁論	
(2)	ワハトラ長官逮捕	

3	合衆国最高裁	
七	ニューヨーク・タイムズ	以上、五一卷三号
1	宅配の申込み	
2	ニューヨーク情報	
(1)	四二丁目周辺の再開発等	
(2)	「歩こう会」参加	
(3)	ニューヨーク・マラソン	
3	刑事司法関連	
(1)	麻薬関連	
(2)	コロンビア	
(3)	その他	
4	パリ・ワシントン市長事件	
(1)	背景	
(2)	逮捕	
(3)	その後	
5	日本関係	
(1)	ロックフェラー・センター買収	
(2)	ゲイシャ	
(3)	日本人像	
(4)	刑法学界の特異性	
八	合衆国最高裁判例の動向	
1	最高裁の右旋回	
2	レーガン・コート	
3	ロー・クラーク	
4	排除法則	
5	第一審刑事裁判所の実状	
九	墮胎とデュー・プロセス	
1	ウェブスター判決	
2	各州への働きかけ	
3	米国人の家庭像	
一〇	東西ベルリン等訪問	
1	「ベルリンの壁」崩壊	
2	ベルリン等訪問	
(1)	西ドイツ	
(2)	東西両ベルリン	
3	ブダペスト	
4	ウィーン	
一一	帰国	
1	帰国準備	
(1)	ロー・スクールでの帰国挨拶	
(2)	「穂高」での交遊	

(3)	家具等の処分	
(4)	送別会	
2	西海岸歴訪	
(1)	ロスアンジェルス(LA)	
(2)	ラスベガス	
(3)	サンフランシスコ	
(4)	ハワイ	
3	出迎え	
(1)	グアム	
(2)	帰国	
4	健康診断	
(1)	定期検診	
(2)	人間ドック	
(3)	手術入院	
5	退院	
一二	ニューヨーク再訪	
1	帰国後の実績	
(1)	随想「ベルリンの壁」	
(2)	著書等の公刊	
(3)	学位取得	
2	英独の刑事司法調査研究	
(1)	パリ再訪	
(2)	ヴェニス等	
(3)	英独の刑務所等見学	
3	ワインシュタイン連邦地裁判事	
一三	綜括	
1	留学時期	
2	留学費用	
(1)	概要	
(2)	自治会活動	
(3)	男女の共生	
(4)	八津谷由紀恵さん等	
(5)	転居	
3	外国語	
むすびとして		
	以上、本号	

七 ニューヨーク・タイムズ

ニューヨーク・タイムズについては八九年三月から九〇年三月までの丁度一年間、宅配を依頼し定期購読を続けた。主に刑事司法関連の記事に目を通していたが、その間に偶然、東欧諸国の大変動があり八九年一月にはベルリンの壁が崩壊すると言った二〇世紀後半最大の出来事が生じたため、当然とはいえその関連記事が大半を占めることとなり、筆者もいわゆる東西問題に関心が移行したのである。ただ、当時の「日記」を読み返すと、中国や東欧諸国関連のものも多いが、その大半はわが国でも周知であり本稿のテーマとも直接の関連性がないので、当初の予定を変更してそれらについては割愛することとした。

そこで以下、主に刑事司法関連記事を中心にその一端を明らかにしておく。パリ・ワシントン市長の逮捕劇についてはその経緯、内容が興味深いばかりでなく、その後、日本でも報道されているのでやや詳しく紹介しておく。

1 宅配の申込み

ニューヨーク・タイムズの宅配については申込みの電話番号

号を教えると言っていたビル好きの「隣組」の人からその後も連絡がなかったが、「いずれにせよ定期購読は来年からでよかる」と考えて放置していた。バスの窓から外を眺めていると、時折、宅配 (home delivery) の広告が目につくなどのことがあり、八九年三月三日になってニューヨーク・タイムズの宅配担当者に電話で宅配を申し込むことにした。

何でしょうか、ニューヨーク・タイムズの宅配をお願いしたいのですが (Can I help you? Yes, please. I want a home delivery of New York Times) 、『そのあと一七聞き取れな』、分かるかというので I don't understand you. 二回ほど繰り返してもらって諒解。要するに、初めてか、今までに宅配をしたことがあるかというのである。初めてですと答えると、住所、電話番号と続き、次の count number の意味が分からず、これも二二三回繰り返してもらった。要するに、宅配の受付番号で、今後 problem があれば、この番号 (051539609) を言っておくことで諒解した。そしてアメックス・ナンバー復讐のあと expiration はいつかという。『November this year』『November 1989?』『Yes,』で済ませた。最後に二二三言何か言ったが聞きとれず Bye-bye で切る。途中で Seven days or five days というので毎日の方がよかると思

い seven days と答えた。five days というのは土日を除くのだろ。ともあれ、これで宅配の申込みはすんだ。

その後、ニューヨーク・タイムズを読み続け、ずい分勉強になったが、丁度一年後の九〇年三月二〇日、海外旅行等でほとんど自宅に居ないため、四月一日で中止することに決め電話した。こちらニューヨーク・タイムズです。何でしょう。宅配をキャンセルしたいのですが。カウント・ナンバーを教えてください。番号は——。(Can I have your count number sir? My count No. is 051-539-609.) このハイフンのところの例のフンフンというかな声が聞こえる。そのとたん『1295 16th St. Fort Lee, Mr. K...?』『Yes,』『And when will you resume?』この時は resume が瞬間には分からず、まあ、I'm going back to Japan next month, so I'd like to cancel on April first.』『Oh...』日本人だと分かり、大げさな表現(?) で有難うございました、また来られたら是非 resume して下さい。この瞬間、resume (再開) を思い出す。まあと答えたのがそのまま正確な答えになったのである。『Thank you, bye-bye, take care,』すつと通じたこともあり、まことに感じのいい人だった。一般企業にいるとこの種の会話にも慣れるはずだが、これまた止むなし。ほぼ毎

日、一年間読み続けたニューヨーク・タイムズもあと一〇日で宅配は終了する。わが人生で初めてにして最後の貴重な経験である。電話で、かつ即通じたことはまさに有終の美を飾ったとでもいふべきか。ただ、この番号はむろん控えていたのだが、紙切れに書いて他の重要書類と一緒に箱に入れておいただけ。この種のことはソロソロおしまいにしたい。わずかな貯金通帳等についても同じ、一括して箱に入れてあるだけで予備のメモも不十分。今後はこの種のことも含めて整理の必要がある。

2 ニューヨーク情報

文字通り裸一貫でニューヨークに到着し、とりわけニューヨーク・タイムズ本社のある四二丁目付近や地下鉄の汚さに度胆を抜かれたが、帰国時には車両はもちろん地下鉄構内の改造計画が推し進められた結果、日本の地下鉄とは依然雲泥の差があるとはいえ、往年の美しさ(?) を取り戻し始めていた。そして筆者もニューヨーク・タイムズ主催の健康祭り (good health festival) に参加するなどニューヨークの生活に溶け込み始めたのである。

以下、四二丁目 (42nd st.) 周辺の再開発計画等を紹介し

た後、「歩こう会」への参加やニューヨーク・マラソンについてその一端を紹介することとした。

(1) 四二丁目周辺の再開発等

NY交通局とCBSニュースの各別の全面広告が目についた。前者は七年前には地下鉄がよく故障したため、多くの人が地下鉄を見放し、以降やむを得ぬ場合のほかに地下鉄は利用されなくなったのも当然である、しかしその後七〇%の車両が新改造車両で、一九九二年には百%に達する見込みであり、どうぞ地下鉄をご利用下さいというものだが、故障以外にあの汚なさとホームレスの掃などで安全確保をしないと利用者の急増は至難だろう。後者はアメリカは麻薬との戦争状態にあり、敵はすでに街路を占拠しアメリカは包囲されている、そのためCBSニュースの2チャンネルは連続一週間の麻薬特集を組むというものである。九年来の訴訟が解決したため四二丁目周辺の大改造計画が来年(九〇年)中頃から着工、九四年には完成見込みという報道にあわせて、現在の四二丁目——とくに七番街と八番街の間——での麻薬密売人の横行などが紹介されていた(二月一日付)。

三月一日付の社説が、なぜこれほど多くの mentally ill の

人たちが八〇年代にニューヨークに住みつくようになったかの分析をしていた。すなわち、施設外処遇 (deinstitutionalization) という名の下に誤って数万人の患者をNYの精神病院から追い出したこと、市当局が適切に処理できなかったこと、警察は法規制のためホームレスを通りから放逐できないこと、不動産のshiftで安い部屋がなくなったことに起因するが、結局は最大の原因である。八〇年代の不動産ブームのあおりで単身者用のホテル等が徐々に不動産屋に売却された結果、住居のなくなったホームレスが路上にあふれた。九二年末には五千人の単身者用住居が確保される見込みだが、それでは不十分である。財政的に難しいが、クオモNY州知事とディンキンズ市長はbroken promise of deinstitutionalizationを理解していることは朗報である。ニールカルカッタの感あるNYからホームレスを一掃しようとの一連の記事の一つである。

この「deinstitutionalization」はおそらく六〇年代の「紛争時」のもので、日本でもhandicapped peopleを施設に閉じ込めず (institutionalize にはせず) 外に出そうとした運動があったはずで、これと同根のものとも思われた。刑務所の解放処遇も同根でその根は深い、一度あらためてその歴史を

辿りまておきたい。いずれにせよNYにあふれるホームレスは革新的な開放政策の「誤り」を示すものでもあり broken promise とはそのことを指しているのかもしれない。「矯正」の問題ともかわる大問題であることは確かである。

ほかにThe Mosaic Thing と題する九〇年一月三日付社説が目にとまった。NYはかつては melting pot といわれたが、ジャクソン師が patchwork quilt という言葉を使い始め、そしてディンキンズ市長は melting pot は好きでないとして gorgeous mosaic という言葉を使い始めている。われわれの強みはお互いに融解 (melting) していることではなくそれぞれの独自の文化を保持していることにある。文化的相違 (cultural differences) を否定する考えは好ましくないというのである。mosaic という語は「技芸の九女神である Muses に由来する。Dinkins 市長の時代は一〇番目の mosaic politics の gorgeous Musej に当たるもので、みごとな書き方だった。

なお、黒人のディンキンズ氏は九〇年の選挙で検察官出身のジュリアーニ氏を破り、ニューヨーク市長に当選した。しかし、ジュリアーニ氏は九四年の選挙で雪辱を果たし、一時は体調を崩したためクリントン夫人との好戦を予想された上



— 写真 20 —



— 写真 21 —

中を通り抜けるのだから反響は凄まじい。前後を交通整理のお巡りさんとパトカー。交差点では車は全てストップ、通行人——その中に時おり日本人観光客の姿もチラホラ——の多くはにこにこして眺めているだけだが、中にはカメラを向ける人もあり、NYで被写体になったのは初めての経験。最初はなぜか分からないが、感極まりで万感胸に迫る。しばらくするとそれも収まり、一緒になってChinatownを経てニューヨーク・ロー・スクールの横を通りBattery Parkまで行進した。

丁度一時間半の行進で思ったよりも短かったが、やはり貴重な経験である。ブロードウェイを四三丁目から南端まで歩いたことになり、渡米直後の昨年（八八年）五月中旬に一人で歩いたことが思い出されてきた。今日はSoho, Village, Chinatown等すでに熟知のところが多く、あらためて再発見したにすぎないが、昨年のあの時はしんどかった。参加者はほとんど白人で女性の方がずっと多い。皆てんでの格好で歩いており、通行人は少ない。日曜日でも開けている商店の人たちが面白そうにわれわれを眺めているのをこちらがまた眺めるわけで、面白かった。

Battery Parkでスポーツ大会などの催し（といってもほん

院議員の選挙は辞退したが、現在二期目のニューヨーク市長として同時多発テロ関連でしばしば日本のテレビにも登場している。

(2) 「歩こう会」参加

一〇月五日に「健康のために歩く」(The Good Health Walk) 祭りのあることを知り申し込んだところ、まもなくゼッケン（次頁参照）入りの案内状が送られてきた。このゼッケンを持参してニューヨーク・タイムズ本社前に遅くとも当日一二時半までに集合して欲しいというものである。

当日一二時一五分にニューヨーク・タイムズ本社前に到着するとすでに数百人が集まっていた。早速登録しTシャツをもらったあとタイムズ・スクエアでイタリアン店に入り、二・五ドルほどのピザで昼食をすまして、出発点に戻るともう千人ほどの人がTシャツまたは各自のシャツにゼッケンをつけており、筆者もそれにならった。主催者の挨拶のあと体育の先生のような感じの女性の指導で準備体操をする。これは実に面白かった。一時〇五分に出発。先頭は鼓笛隊で指揮者は四〇歳前後の女性で、先頭の三名は旗手、その横にかわいい小学生の女の子。行進曲をドンドコならしてskyscrapersの



- 歩こう会のゼッケン -

The New York Times
Television
 NOVEMBER 5-11

Section 11
 Copyright © 1991 The New York Times



Dunsmuir/Steven E. Sutton

Off and Running Coverage of the 20th New York City Marathon begins at the Verrazano-Narrows Bridge and follows the race through the five boroughs to its finish in Central Park. **SUNDAY, 10:30 A.M. (ABC)**

- ニューヨーク・マラソンのテレビ中継案内 -

の軽いもの)があつたが、それには参加せず、自由の女神行きのフェリーの切符売場を見つけるなどの「発見」もあり、帰ろうとすると五〇人ほどの日本人の団体——四〇代が中心だが男性ばかりなのが異様に感じられ、全員服装が黒っぽく何か汚らしい感じもした——が旅行業者の案内で現れた。会社または業界の人だろつと思いつつ世界貿易センターを経由してPABTへ。バスの中で三〇分ほど寝たせいで爽快。正味三時間歩いたため適度に疲労感ありでまことに気持よし。

(3) ニューヨーク・マラソン

ニューヨーク・タイムズ付録のテレビ案内(次頁参照)を見てみると、市内五区を通過してセントラル・パークに至るニューヨーク・マラソンが一月五日にありABCニュースがそれを放映するというので直接見物に出かけることにした。九時五分始発のバスに乗るつもりが、二〇分待ってもバスは来ず、先着の一人も引き返す。止むなく自宅に戻り一〇時にBabe'sの迎えを頼む。初めての人だが感じのいい運転手さん、二四ドルで少し多いがチップとして六ドルの合計三〇ドル支払いLincoln Centerへ。Metropolitan Operaは早すぎで中に入れず、そのままセントラル・パークへ行く。今朝の

ニューヨーク・タイムズで調べたが正確な出発時刻は分からず、終点はセントラル・パークであることは確実。タクシートの運転手の話では五九丁目を西に走るといふので、ともかくセントラル・パークの南側(丁度五九丁目)に行くと思物席あり。このあたりが終点らしい。まだ時間があるのでセントラル・パークの南端を二、三回往復することになり、そのため周辺の地理を覚えたのは有難い。お巡りさんが一時出発と言っていたが、その直後にしるのほうで日本語で一〇時四五分に出発ですの声が聞こえた。まだ時間がある。宣伝用の無料のポップコーンをもらつて食べながら公園内を歩きまわる。昨年五月にベンタ・ホテルからここまで歩いたことを思い出す。ロンドンの公園には大きな樹木はあるがほとんど草木のため見晴らしがすこよい、ところがセントラル・パークは木が密集していてかなり対照的。ずい分脅かされたこともあり、おそろおそろ歩いたことなどが思い出されてきた。公園内のスケート場からskyscraperの一部を望むと特別の趣あり、NYならではの思いに浸る。

そうこうするうちに交通遮断が始まり向うの通りへの横断はできず、結局六番街あたりで五九丁目を通過する走者を見ることになる。トップは黒人で、これは速い。二番目と一〇



— 写真 23 —



— 写真 22 —



— 写真 24 —

分近い差があつたはず。先頭集団は二〇名ほどだが、それ
れかなり開きがある。二〇分ほどして女性の走者、車椅子の
参加者のほか、義足の人、義足なしで松葉杖だけの人も一緒
に走っており、感激した。先の映画『To the Limit』の時もそ
うだったが、とにかく限界への挑戦に接することは刺激になるわ
けで今回も同じ。横にいた女性、目を赤くしていたが同じ気
持のだろう。走者が立ち止まると頑張れ (you can make it)
と言つて励まし、走り出すと大きな拍手。この一群の選手団
はトップより一時間は遅れている。フィルムがなくなつたの
が惜しい。移動用のトイレが一〇台ほどあり、初めて利用し
てみる。横断できないので、公園を横切り大まわりしてカメ
ラ店でフィルムを買う。先にMetropolitan Opera に行き、
パンフレットを入手、そろそろ予約の要ありだが、お蔭でこ
のあたりの地理も完全に覚えた。いずれ役立つ。再び公園に
戻る。入口まで遠いので先の人の真似をして塀を越える。と
び降りた瞬間思わずよろける、倒れはしなかったが右足を軽
く捻挫。少し下手したら完全に捻挫したはず。用心すべし。
少し足を引きずりつつ最後の走者を見る。見物人はやや減つ
ていたがそれでもすごい応援。NYマラソン・ツアーの日本
語の旗があり、日本人を散見する。

四時半頃にお巡りさんが片付け始める。五、六時間走り（歩き）続ける人もいるわけで大したもの。足をややかばいながら一時間に一本のバスに合うようP A B Tへ。途中でhot sausage 一本（一・五ドル）を食べたきりでよく歩きまわったため快調。あの人ごみの中からマラソンを見ずい分勉強になった。セントラル・パークに違和感を感じなくなったことも収穫だが、先の「歩こう会」と同じく、N Yに溶けこんだことが最大の収穫と思われた。

3 刑事司法関連

刑事司法関連記事の中では圧倒的に麻薬関連のものが多くが、結局はいわゆる南北問題に帰することから、中南米諸国とりわけ対米輸出の大半を占める麻薬立国コロンビアでの麻薬対策が問題となり、同国の関連記事が多い。

そこで以下、わが国であり知られていない一般的な麻薬関連報道を中心にその問題点を明らかにしつつ、コロンビア関連のものにも触れたあと、当時話題になったセントラル・パーク強姦殺人未遂事件について、その一端を紹介することとしたい。パリ・ワシントン市長事件については節をあらためる。

(1) 麻薬関連

一九八五年の日本刑法学界大会での共同研究「覚せい剤犯罪の多発化と刑事司法」を担当したこともあり、興味をそえられる麻薬関連記事は多いが、以下はその一例である。

(a) 麻薬汚染 麻薬飽和地域 (Drugs-Saturated Area) としてニューヨークの四二丁目通りを含む一二ヶ所を全一面で紹介、解説した記事に接し、凄まじいという外なかった。当局は麻薬撲滅班 (Tactical Narcotics Team) を組織して大量検挙に成功したものの問題の解決には至らず、ハエを追うに等しい状態にある。一方、住民の側からは、公然とした麻薬売買を警察は黙認している、買収されているのではないかとこの声が出始めている。むろん警察は証拠——通常は秘密捜査官 (undercover agent) が、ワナにはめられたとの抗弁を防ぐために、二度以上の売買を突き止める必要があり、いずれにせよ嫌疑ありだけでは逮捕できない——の必要性を強調し、また有罪となっても多くは司法取引で、実刑を科せられずにすむため、すぐに元の社会に戻るのはいわばいたちごっここの状態にあるという。アメリカ司法の悩みを示すものでまことに興味深い。四二丁目通りを歩きつつ新聞を読み、その一端にせよ垣間見ることは、まことに「留学」の成果であり

有難い。(八九年六月一日付)。

(b) 「新製品」の登場 「コカイン」の一種であるが、より危険なクラック (crack) とヘロインとの混合物が「市場」に出回り始めた。これは一九八〇年代初めにクラックが登場して以来、最悪のニュースである。ヘロイン、クラックの混合物は従来 speedball, the dragon などと呼ばれているが、speedballは「コカインとヘロインを皮下注射する。ところが今回新しく登場した「新製品」はパイプで吸って (smoke) 使用する。専門家によると、これほど早い登場は予想外だが、この種の新製品 (something like this) は予想どおりである。クラックの絶頂期 (high) はハロー秒間で、その後急速に落ちこみイライラが始まる。この覚醒 (crash) を避けるためにマリファナやアルコールさらにヘロインが使用されることが多い。ヘロインを併用すると、この絶頂期が四時間も持続することがある。従来アメリカでヘロインが不人気——それでもN Yだけで二五万人の heroin addicts がいる——だったのは、ヘロイン使用に必要な皮下注射等に抵抗感があったこと、静脈注射とA I D Sとの関係が周知であったことによる。したがって「手軽」に絶頂期を持続できる混合物の登場は若い世代および女性——注射器によるヘロイン吸引のほ

とんどは男性といわれる——が「新製品」に魅せられる可能性が大で、ヘロインは肉体そのものをダメにするのできわめて危険な状況に立ち至ったというのである。この混合物の製造には化学的知識が必要であり、まことに「死の証人」を思わせるものがある。いずれも引用不可欠の記事である(八九年七月一二日付)。

(c) 市長選での決定的争点 ニューヨーク市長選の六候補者は犯罪の予防と処罰を選挙戦での cornerstone にしているとして全一面にわたってその要旨が紹介されていた。最もラディカルな主張は「刑事被告人の全てにdrug テストを課すことを義務づけ、もし陽性ならdrug use についても訴追しうる」ようにすべきとする。N Yではdrugの影響下に運転すると免許取消しとなるが、この程度のことなら合憲性は肯定しうる。しかし一九六二年に連邦最高裁判所が「州内で使用したかどうかを問わず麻薬常用者を犯罪とするキャリアフォーニア法を違憲」としたこともあり、憲法上その適法性が問われかねないという。ただ、この問題は掘り下げていくと種々の関連問題につながるわけで、まことに興味深い(八月三〇日付)。

N Y市警では全ての警官(二万六千名)に無作為のdrug

test 実施予定。一年に計二千六百名（全体の二〇％）に実施。陽性なら再度精密検査を実施して再び陽性なら解雇。テスト拒否は直ちに解雇。今まではとくに疑わしい場合に限り実施できたが——一％が陽性という——今回のようなランダムテストはＮＹでは初めて（Detroit, Miami, Honolulu の各市ではすでに実施）。パトロール警官の労組（Patrolmen's Benevolent Association）の反対訴訟により広範な drug test はできなかったが、三件の合憲判決が相次いだため実施に踏み切ったという。警察内部での麻薬使用が問題というのではなく、全く問題がないことを示すためのものというが、各判決文（反対意見あり）を取り寄せて整理しておくことは有益だろう（九月六日付）。

このままの傾向が続くと一九九五年にはニューヨーク市の新生児の五％（非白人は一〇％）は麻薬のため集中治療の要ありというおそろるべき報告に接した。drug abusing mothers の出産は二〇一〇年で三〇倍、そしてこれが養子制度の崩壊（Why the foster system is collapsing）の原因であるこの指摘もさるじとながら、「これらの子供は、今後四〇年～五〇年にわたり、自己自身および社会にとり大きな問題となる」。担当医師にちなむ、drug-abusing pregnant women は公的施

設にこない。投獄（incarceration）ないし子供からの隔離をおそれることだ。cocaine epidemic を研究すれば、これらの子供には長期のケアが必要ということが判明しようが、研究、対策の現状はいずれもきわめて不十分といつのである。

性的快楽のために drug を使用するとはよく耳にすることだが、それと無知なるが故の pregnant の繰り返し、そしてその子供が反社会的な人物に育つという、やりきれない一面。それにしても、ゴルフ場等に見られる広大にして豊かなアメリカ社会と、あのＮＹにつくめく多くのホームレスとのコントラスト、これもアメリカの現実面であるが、麻薬、エイズがアメリカを次第に侵蝕していることは間違いない。その対策が Bush Report にみられるように急がれているわけだが、どこまで食い止めるのが問題（一〇月八日付）。

ＮＹのコック市長（Mayor Koch）は二二年間の任期を事実上終了し、一月一日からＤ・ディンキンス氏が第一〇六代ＮＹ市長になる。New Yorkers の要望は麻薬と犯罪（drugs and crime）対策の最優先取り組みであるといつことと両者の考えはほぼ一致した。

(d) 刑務所内での麻薬使用 刑務所内での麻薬使用について否定ないし看過していた当局が、関連問題の多さから、

全米でその実態調査に着手し始めたという大きな記事があった。興味深いところを抜き出してみる。

所内での麻薬使用の理由はまことに単純（simple）、大量の drug users が刑務所に入ってきたからである。「アメリカ史上、これほど多くの市民が収容されたことはない。六月三〇日現在で六七万人余、ある収容者は「外にいるよりここにいる方が麻薬をみることが多い」という。「麻薬を所内に運び込むのは主に visitors である。visitors は増える一方で、現在の visiting の自由化からして、徹底的な搜索は非現実的である」visitors による drugs の持込みと支払いは、モニターされていない電話で簡単にできる、所内の持込みは本に挟み込むなどのほか「女友達の bra の中や rectum or vagina に押し込んで行われる」「疑わしい相当な理由のない限り搜索は裁判所によって禁止されている」「毎年およそ四〇万人の visitors あじ」「二〇一〇年間の間に、刑務所哲学は rehabilitation に不可欠として収容者と家族との結びつきを強調した。そのため多くの施設ではいわゆる「接触訪問（contact visit）」を認めている。テーブルを隔てて手を握りながら visitors と対面、訪問時の最初と最後には embraces と kisses が許される。drugs を渡す最も一般的な方法はキスの

間に麻薬を詰めた balloon の引き渡しである」「囚人の中には搜索以前にその balloon を嚥下し、のちに吐き出す、又は一日後の排泄時に中味を取り出すなどの方法が知られている」。

危険でない収容者（nonviolent inmates）は所内で各種の作業に従事しており、電話による注文なども容易である。一番の問題は「刑務所内に外部の麻薬文化が持ち込まれること」「広汎な麻薬問題は visitors に対する security 手続がゆるいことと麻薬所持の囚人を適切に起訴しないことに由来する。」若干の州は厳しい搜索を実施しているが「他の州は訴訟をおそれて相当な理由なしの搜索をためらっている。多くの制度は適宜、訪問者の inmate strip searches をするにじみずる」「所内への麻薬持込みを完全に禁止することはできる。徹底的な取締り——人との接触なし、訪問なし、exchanges なし——をすればよい。しかしそれは非人間的で explosive な状況をもたらすこととなり、多分現状より悪いことではないか」といのである。

所内の開放政策、出所後に備えての外部との接触、家族とのつながりなどの基本問題のほか「体腔検査」等についてもまことに有益と思われた（一二月三〇日付）。

(2) コロンビア

中南米諸国についてはブラジルをのぞきスペイン語圏でもあり興味がなかったわけではないが、地理的に米国に隣接していることもあり、とりわけ麻薬流入阻止の關係でコロンビア関連記事が多い。あらためて興味を覚えることが少なくなかったが、以下はその一例である。

(a) 麻薬戦争 (Drug War) 中米諸国とりわけコロンビアでは麻薬取引 (drug trade) が社会の隅々にまで複雑に浸透しているため、米国が国内に大規模な麻薬製造基地を抱えている中南米諸国政府に軍事援助をするにしても、その的 (target) が明確でない。しかし中南米諸国の司法制度は麻薬貴族 (drug Lords) による贈賄や脅迫によってほぼ崩壊しており、たとえ彼らを逮捕しても有効に対処できず、とくにコロンビア——対米輸出の八〇%を占める——では麻薬カルテル (drug cartel) に対する政府の取締り能力 (control) は事実上完全に失われているという。米国の麻薬戦争としての援助をめぐり、問題は中南米諸国とりわけコロンビアの政治情勢にあるという指摘で、言い古されたことであるが結局は南北問題——とくに南での大土地所有制度と圧倒的多数の貧困層の存在——にあり、麻薬産業根絶の至難さを窺わせるも

のである (七月九日付)。

(b) 送金方法 世界各国の麻薬取引で獲得された年間一億ドルに及ぶ金は最終的にはコロンビアの麻薬カルテル (Medelin drug cartel) の手許に届く。コンピュータ等で銀行業務が機械化された結果、麻薬業者の現金輸送が楽になり、各地から武装車で二七宝石商の許に送られたあと銀行に入金、N.Y.に集められた金は最後にコロンビアの麻薬業者の手中に入る仕組というのである (八月一四日付)。Drug Money が、移民が故郷に送金するのと同じような方法で銀行を通じてN.Y.に送られたあとマイアミで一括、その後パナマ経由でコロンビアの Medellin や Cali に送金されて麻薬業者の手許に入る様子が図表を添えて説明されていた。通常の市民の送金と区別がつかないだけに摘発は至難だろう (九月二五日付)。

ブッシュ政権はアメリカの各銀行を通じて主に中南米に送られる drug Money を規制することに決定し、金融犯罪センター (financial crime center) を設立するとともに各金融機関に対し international electronic transfers を記録にとどめるよう命ずるという。これは初めてのことで、あまりにも煩瑣との声もあるが、「記録にとどめ必要なときには政府に見せるといっつのは money laundering problem 解決にとって重要

である」という (一〇月六日付)。

また都市部 (特にニューヨーク) では貧困家庭がクラックで崩壊という八月一日付関連記事が注目された。すなわち、子供が dealers の使い走りで「大金」を獲得し、親はそれを利用しないし無視する。父親には収入がなく、子供が drugs の見張り等で金を得て母親に渡す。ある心理学者によると、これは情緒的な近親相姦 (emotional incest) である。子供が夫の役割を果たしているからだといふ。その他 drug 資金のための少女売春、初めて逮捕された女性の users が男性のそれより増えたこと、家庭を放棄してギャンブルを組織する一〇代の少女が増え始めたこと、一週間で二二〇〇ドルの「収入」(販売価格の五%が売り手に入る) を得た少女はその金をほとんど自らの drugs のために使用したこと、廃屋 (ビル) がたまり場となっているなどが実例を示して紹介されていた。

このほかコロンビアの Medellin group の二八歳の大物化学者 X がラ・ガーディア空港到着直後に逮捕されたとの記事も注目された。Mグループはコカイン価格の下落に対処するためヘロインに手を出すことを決定し、訴追側の情報提供者 A らはこの二月にコロンビアで直接 X と会った、X は三月に N.Y.を訪れ一八八丁目通りのレストランで A と会い、三四五

グラムのヘロインを手渡したが、A らはコロンビアに帰国した X に電話して先のヘロインの品質が悪いと苦情を申し立てた。そのため数度にわたり運び屋 (carrier) がヘロインを持参 (今年の七月二七日には七番街の四六丁目通りの角で次回の取引を約束した) し、ついに再度ニューヨークを訪れた X 等を逮捕することになったというのである。この種の事件は判例集では読んだことはあるが新聞では初めてで、しかも取引場所は N.Y.市内であるだけに生々しい。

(c) コロンビアの現状 八月二七日付の全三頁大の麻薬関係特集の中で、以下の諸点がとくに興味深かった。

コロンビアもついに麻薬カルテルへの攻撃を開始したが、彼らの抵抗はとどまることを知らない。しかも首都ボゴタでの七百万ドルが N.Y.では五千万ドル、パリでは一万二千万ドルに麻薬価格がねえり、その利益は莫大であるだけに、traffickers の代理人となり利益を得て国外に追放されたり殺害された犠牲者もはかり知れない。

連邦議会は昨年九月、三百万ドルの「軍事」予算を組み、軍が Drug Trafficking の摘発に従事することを認めた。従来伝統的な軍部の役割と相容れないとして消極的であったペンタゴンの首脳が麻薬はアメリカ社会ないしその安全を脅

かすとして軍事介入の必要性を認識し始め、一定限度（例えば、同乗の警官だけが *dealer* を逮捕できる）ではあるが、要員の運搬や情報の収集などに軍が協力し始めたので成果が大いに期待される。

コロンビアで「手を引かないと娘を殺す」と脅迫された四八歳の裁判官が辞職した。コロンビア司法の崩壊は伝えられて久しいが、犯人引渡条約で米国に二三名のコロンビア人が引き渡されると二三名の最高裁判事が射殺された。そして元最高裁判事の二名は現在 *trafficker* の有力な弁護士であり、未だ判事殺害で刑務所に入ったものはゼロというのがコロンビア社会の現状である。

なお、同日付の社説は、ブッシュ政権のコロンビア援助を支持しつつ、ペルーとボリビアではコカの栽培が農民の収入源であるため、両国に対しては違った対応策をとることが必要であり、とくにコカ以外の *crop* の栽培で生計を立てられることを示すことによって中南米をコカイン産業から開放できる旨主張していた。

右記事当時「目についたのはコロンビア関連ばかり」だったが、これは大統領候補者A暗殺に関連して千余名が逮捕されたからである。今回も *Medellin* に本拠地を有する麻薬カル

テルはA暗殺に五〇万ドルの賞金をかけていたばかりか、米国への強制送還を含むいかなる司法措置にも断固反対する旨の声明を発表していた。彼らは今まで当局からこれといった干渉を受けずに米欧にコカインを「輸出」していたのであるから、コロンビア政府から要請があればアメリカ軍の派遣を考慮するとしても、コロンビア政府の統治能力が事実上崩壊しているだけに果たしてどのような結果になるのか。いずれにせよ「麻薬問題の最大の懸案がコロンビアにあることは明らか」である（八月一日付）。

コロンビア当局はここ数日間で国内八一六ヶ所を急襲し、飛行機やヘリコプターなどのほか大物の邸宅（蛇口は金でバスはイタリアの大理石という）や大牧場などを押収し千余名を逮捕した。しかしアメリカに強制送還されると二度と戻れないため、麻薬カルテルは大反撃し、この八年間で五〇名の裁判官が殺害されており、今回の大統領候補者殺害もその一例にすぎない。米司法長官は新しい犯人引渡条約（手続）の話し合いに二三名の麻薬カルテルの人物（*drug-trafficking kings*）の名簿をコロンビア当局に提示したが、コロンビア政府の麻薬カルテル潰滅の意欲にはなお疑問があると声明する米高官も少なくない。米軍のコロンビア派遣に関しブッシュ

大統領はコロンビア大統領に直接電話をかけて「米軍の必要なし」を確認した旨発表し、ひとまず決着した。ただ、軍高官は以前から「軍人は危険をいとわないがコロンビア介入は長期にわたることが予想され、しかも麻薬カルテル支配地域はきわめて危険」「否応無しの南米への軍事介入は好ましくない」と表明していたが、今後の情勢いかなによって軍事介入もありうると思われる。

このような状況下に同日（八月三日）付社説「今こそコロンビアの戦いを支援すべき時期」であるとして、次のように主張している。すなわち、コロンビアの麻薬対策用のヘリコプター基地には半ば崩壊したビルの中に一〇名の要員しかおらず、情報入手も十分でない、これがコロンビアの現状である。一九七九年の犯人引渡条約の締結後一六名のコロンビア人がアメリカに送還されたが、これに対する麻薬カルテルの反撃はすさまじく、この条約の排除を決意し、裁判官の暗殺などを敢行した。そしてコロンビア最高裁までが一九八七年に条約施行のための法律を阻止したため昨週の一連の暗殺事件まで事態は好転しなかった。 *drug traffickers* は司法部の懐柔にも成功したが、コロンビア大統領は犯人引渡条約の回復と大量逮捕に着手した。ただ、資源とりわけヘリコプター

不足のためその努力は大いに阻害されており、今こそアメリカはコロンビアに——現在の麻薬対策援助は一〇〇〇万ドルにすぎず、少なくとも新しい三〇機のヘリコプターがあれば麻薬工場潰滅にきわめて効果的であることは米・コロンビアの専門家の一致した見解という——資金等を援助すべき絶好の機会であると主張する。

(3) その他

DNA鑑定に関するものが多いが、アメリカの刑事司法を考えるうえで参考になるものに限定して、以下、その一部を紹介しておく。

(a) NYでの死刑復活 クオモ知事は死刑反対論者であり、かねてから州議会の死刑復活法案には拒否権（*veto*）を行使しているため、これを覆すには州上院で四一名の賛同者が必要である。積極的な賛成論者で鍵を握っていたドノヴァン議員（*Senator Donovan*）が最近ガンの手術を受けた結果、積極論を反省し、態度を決めかねる心境になっているというのは「まことに興味深い」（六月二〇日付）。決定権を握るドノヴァン議員がガンの再手術のため入院の要ありで討議に参加できず、そのため知事の拒否権を覆すに足る票の確保が不

可能となった。ただ、来年の選挙時にはこの問題が争点の一つとなることは明らかである。ドノヴァン議員がガンの手術を受けることがなかったら、NYで死刑が復活したことはほぼ確実なだけに興味深く思われたのである（六月三日付）。NY州上院は四〇対二〇で死刑復活を決議したが、ガンで治療中のドノヴァン議員は自宅待機でなお態度を決めかねているため、予想されるクオモ知事——無実の人を処刑するという悲劇を避けるためにparoleなしの無期刑を主張している——の拒否権を覆すことは至難であるという。

なお、ニューヨーク州は一九六三年以来、死刑を廃止しており、廃止一三州の一つであったが、一九九五年九月から三年振りに死刑が復活することになった。拒否権行使し続けてきた民主党のクオモ知事に代わった共和党のバラキ知事が州議会を通過した死刑復活法案に署名したからである（一九九五年三月九日付朝日新聞）。知事選挙の一つの争点で死刑廃止をめぐるものであったことは注目されてよい。

(b) 銃規制 (Gun Control) 軍事攻撃用ライフル (military assault rifles) の輸入は当面禁止となったが、国内産が四分の三を占め、かつ国内業者が製造に拍車をかけている現状では、国内産の販売を禁止しない限り実効性に乏しい。ラ

イフル協会 (Rifle Association) の反対は凄まじいが、その論拠は納得できない。アメリカの攻撃用ライフルはハンティングには向かず、路上での殺人にのみ適していることは明らかである。銃規制に反対のブッシュ大統領がライフル禁止の陣営に加わらない限り、問題は深まるばかりである（七月一五日付社説）。

麻薬関連犯罪 (drug-related crime) の大半は銃によるものであることは周知である。一九八三年には日本で三五名、アメリカでは九〇一四名が銃で死亡という事実があるにもかかわらず、ライフル協会は「ガンは人を殺さない、人が人を殺す」と主張するが、ガンを使用する人が他の人を殺すのである。一般国民が十分に目覚めるならば、ガン・ロビーといえども銃規制を押しとどめることはできない。確かにアメリカ一般国民の対応が問題だが、西部劇にも見られるとおり、ガンによる防衛感情はなお強烈と思われる（九月二五日付）。

(c) DNAテスト 遺伝子を分析して犯人を特定できるため第二の指紋といわれているDNA鑑定は信用できず、証拠としての許容性なしとNY地裁の裁判官が公判手続で決定した。妊娠中の隣人Aとその娘を殺害したとして起訴された被告人の腕時計に付着の血痕はAのものとする専門家の証言

に対し、被告側の専門家証人が反論し、きわめて異例なことだが、双方の専門家各一人が法廷外で会って協議した結果、本件でのDNAテストは疑わしい旨の供述書を作成したため裁判官がDNA鑑定の一般的信用性を認めつつ、本件での証拠排除を決定したという。今後「このDNAテストは日本でも問題になることは必至」（八月一七日付）。

(d) 不妊手術の強制 中国のある地方で精神障害者に不妊 (sterilization) を強制する法律が施行され、今年だけでなく一万人が手術を受けた。重度障害者が不妊手術をせず結婚して妊娠した場合、墮胎手術を受けねばならず、同地区二十万人のうち三万人がその対象者。同法の目的は貧困問題を解決する一助として地区住民の「質」を高めるためとして、中国全土で歓迎され、過半数の自治体で同旨の法律を施行予定という。

「何ら罪を犯さず、たまたまretardedであったというだけで国は不妊または墮胎を強制できるか」という根元的問題にかかわるが、このような優生学運動 (eugenic movement) は米国でもあった。一九二〇年から一九五〇年の間に全米で数万人の精神的欠陥者 (mental defectives) が不妊手術をされた。ヴァージニア州では一九二四年から七二年の間に八三

〇〇人が不妊手術を強制されたという記録が残っている。この不妊手術の強制を定めた法律は一九二七年の連邦最高裁判例では認められたが、その際ホウムズ裁判官は今日では悪名高い「愚鈍は三代続けば十分」という意見を述べた。今日ではほとんどの西側諸国で激減したが、中国では今なおほとんど異論がない。これは個人の権利とか国家を制約する社会契約説のような思想になじまず、個人を社会的利益の下位におく儒教思想の影響が強いためという。アメリカの専門家の話では、不妊手術によっても障害者の数はほとんど減らず、また世界人口の一分は精神障害者であり、これを〇・一％にするには二〇世代にわたり不妊を続けることが必要である。いずれにせよ、今日の中国における不妊手術の強制は科学的根拠がないが、affected person は子供に適切な環境を与えることはできず、したがって子供を持つべきではないという説明は可能であるという。

なお、ブッシュ大統領がとくに国連人口基金にするための千五百万ドルの拠出に反対であるとして拒否権行使したのは、中国の人口政策にはこの種の不妊手術や墮胎が含まれているからであるという。日本の「保安処分」は有罪者に限定するので根本的な違いはあるが、根本的問題であるだけに押

えておく必要がある。周知とはいえあのホウムズ裁判官にしている思いもあるが、偏見のなせるわざでもあり、この点についても反省の要あり（一月二日付）。

(e) ホテル女王の脱税事件 ホテル女王 Leona Helmsley に脱税の罪で懲役四年の実刑判決と七一〇万ドルの罰金刑、釈放後はハーレムにある AIDS 等の感染 baby 施設での七五〇時間の community service の判決言い渡しがあった。裁判官は「あなたはここに来る多くの被告人のように経済的必要からではなくて、むき出しの私欲のために本件犯罪を犯した」にもかかわらず悪いことは一切していないと主張して「法の上にあるという傲慢な考え (arrogant belief)」を主張し続けた「本日の判決はいかなる人も、いかに裕福で、いかに有名であっても、法の上にはないことを明らかにするためのものである」と量刑事情を説明した。

三年前に息子が急死、年離れた夫（八〇歳）と離れさせないでほしいとの懇請があったというが、有名人や金持の場合は逆に「すべての人は法の下にあることを一般国民に納得させる効果を考慮に入れることが多い」。今回もその一例であるこのホワイトカラー犯罪の専門家であるコロンビア大学の John C. Coffee のコメントあり。Leona は上訴したため、そ

の間、身柄は拘束されずに自宅に帰ることを認められたというが、Pan American ビルの一階に彼女の大きな写真がホテルをバックに大きく掲げられている。知識の立体化のためにも、この種の記事は有益である（二月一三日付）。

(f) おとり捜査官の同志射ち おとり捜査で警官 (cop) の一人が死亡し、二人が重傷。犯人は二人とも逮捕されたが、一人は重傷という。昨夜のテレビニュースのトップだったが、新聞で読むと映画のようである。午後三時頃、現金四万二千ドルでコカインを買う約束をとりつけた秘密捜査官 (undercover agent) が一人で X と会い、その案内で地下室にいる Y と会ったところ、銃を突き付けられて現金を奪われそうになったため、かねて待機中の重装備の警官隊が突入、その間に救援に向かったニューヨーク市警の警官が射殺されたというのであるが、現場はハドソン通りの北方でイースト・リバーに面したところ。昨日の報道でも Past 6 と言っていたのでほぼ想像できたが、やはりそのとおりで、あのあたりは良くない。低所得者のアパートがあり、それが取引場所だったといふ no child というのが耳に残っているが殉職警官には言葉もない（三月六日付）。

昨日の drug dealers にちる警官射殺、実は同僚の誤発によ

る可能性大という。警官らは合計一二発、X は一発射つたこ

とが明らかとなり、負傷した警官も同じく同僚に射たれたものらしいというのである。同志射ちの可能性は警察官への怒り (resentment) とはならず、「dealers があそこにおらなければ彼は生きていたはず、誰が引き金を引いたのかは問題ではなく (doesn't matter)」要は dealers が悪いという声が一一般的とのこと。日本とはかなり異なる反応といえよう。なお、仲介者の Z はコカイン譲渡のコンスピラシーの罪で逮捕とのことである。

(g) セントラル・パーク強姦事件 なお、八九年四月、いわゆるセントラル・パーク強姦事件 (Park Rape) が発生した。午前四時半頃セントラル・パークをジョギング中の白人女性に襲われて意識不明の状態で放置されているのが発見された。まもなく多数の被疑者が強姦および殺人未遂の容疑で逮捕されたが、全員ハーレム出身の黒人少年でもあり、筆者帰国時まで紙面を賑わすことになった。少年がらみの共犯事件であり興味深い論点も少なくないが、事件自体については日本でも報道済みのことと思われ、あらためて取り上げる意義に乏しいのでこれ以上触れない。ただ、被疑者取調べおよび証拠法に関する重要論点についてのみ若干のまとめをし

ておきたい。

X は被害者 A の手足を押さえて抵抗を排したことは認めつつ、Y らとは異なり姦淫自体は行っていないなどと主張したため、その許容性が問題になったが、テレビでも繰り返し、X の供述は本人 (X) に対してのみ不利益な証拠として許容される旨解説していた。後の証拠採用認定時に「ある被告人の供述は他の被告人の不利益な証拠として用いることはできない」として、あくまで X・Y 共犯を認める X の供述は供述者本人 (X) に対してのみ不利益な証拠となることが確認されており、さらに少年の取調べに両親の立会いが不可欠 (interrogations of minors must take place only in the presence of their parents) であることも明らかにされており、いずれも興味深かった（九〇年二月二四日付）。

また本件では被疑者を逮捕後ミランダ警告以前に負罪的供述を採取したためその許容性が争われた。訴追側は、各人の暴行時の役割についての取調べを開始した時点で警官はミランダの諸権利を告知しており、それ以前にはミランダ警告の義務はないと主張した。これに対し被告側は、警察署での少年の取調べは強制的 (coercive) であるとして、逮捕後警察署に連行した時点で権利告知がなされるべきであったと主張

したが、警察署での取調べであるという理由だけでミランダ警告が不可欠とはいえないとして、被告側の主張をすべて退ける決定がなされている（三月一日付）。

ちなみに、右決定についてはミランダの限定解釈（narrow view of Miranda）との批判もあるようだが、ミランダはあくまでも身柄拘束中の被疑者取調べ時の権利告知を不可欠としたものであり、捜査官が取調べを開始以前に被疑者が任意に供述した場合にはミランダ法則の適用はない。したがって取調べ開始の有無について争いが無い限り、右決定はミランダの正しい解釈と思われる。

4 バリ・ワシントン市長事件

ワシントン特別区のM・バリ市長（Mayor Marison S. Barry Jr.）についてはかねてから麻薬中毒の疑いがあるとの一連の報に接していたが、九〇年一月二〇日コカイン吸飲の現行犯で逮捕されたため、連日その報道でもちきりとなり、しかもおとり捜査での逮捕であるため内容的にもまことに興味深かった。さらに帰国直後の九〇年六月、「コカイン吸飲現場」の写真入りビデオ公開の報に接したばかりか、九四年一月には四年後の選挙でワシントン市長に返り咲いた旨の報

道に接するなどしたため、あらためて当時を想起したのである。

以下、おとり捜査を中心に逮捕に至る経緯を簡単に紹介しつつ、その問題点について考えてみたい。

(1) 背景

バリー氏の旧友Xが法廷で何度もバリー氏にクラックを手渡したことがある旨証言した。これに対し、バリー市長は全く意に介さない（I'm not worried at all）、Xはかつての友人ではあるが重罪で前科のある人物であり、その証言は全く信用できないとして、クラックの譲受を全面的に否定した。しかし、ワシントンの政治状況がさらに混乱（disarray）することは確実で、バリー氏が立候補する限り出馬しないと表明していたジャクソン師（Jesse Jackson）のカムバックが取沙汰されるに至った。

ところで、Xは「コカイン譲渡の二訴因について有罪答弁をすることを認めたため、検察官は他の一〇訴因を取り下げ」ており、さらにXはバリー氏の麻薬疑惑を捜査している「大陪審に全面的に協力することに同意」し、大陪審面前ですでに同旨証言をしたとされるが、今回は裁判官の「あなたがコ

カインを渡した人物の一人はこのワシントン市の市長ですか」との質問に対し「はい、そうです、一度以上」と答えている。

それ以上の詳細は明らかにされていないが、バリー氏の関与が公にされたのは初めてである。ただ、Xは最高四〇年の実刑の可能性もあったが、有罪答弁をして捜査に全面的に協力することに同意したため「二年以下」に減刑されるうえ、この春にもクラック売買で有罪とされたが、取引の一環として刑の言渡しは延期されているばかりか、捜査の結果、新たな犯罪が明らかになっても訴追されないなど、多くの恩恵を受けているなど「興味がつきない。いずれ大問題に発展するのは必至で見落とせない事件である」（一月七日付）。

(2) 逮捕

バリー市長がFBIによってホテルでコカイン所持の現行犯で逮捕された。秘密捜査官による周到に計画された行動（very carefully planned operation）の成果でその一部はビデオで隠しとりにされていた（secretly videotaped）。「おそろくおとり捜査の一例なのだろうが、第四期目の市長選への立候補表明の前日で、昨年バリー氏に不利に証言したルイスに刑を言い渡す予定日の前日というのは偶然だろうか、やや気

になるところである」（一月二〇日付）。

当夜のABCニュース「ナイトライン」は、バリー・ワシントン市長逮捕がテーマ。テレビの登場人物は司会者テッド氏のほかワシントンDCの検察官、バリー氏とかつて市長選を争って敗れたA氏、それに黒人の人権運動家Y氏。AとYとは勝負にならず、Aの話し振りは見事だった。尿検査、血液検査、ビデオ録画と証拠は揃っているようだが、黒人問題がらみ（本来別なはずだが）でやや複雑。なお、バリー氏は逮捕後釈放されている。

翌日の報道はバリー市長逮捕関係が圧倒的、当然だろう。東京都知事逮捕に匹敵する。しかも刑訴関係でもまことに興味深い争点が満載である。バリー氏についてはかねてから噂があったが、今回の逮捕は「おとり捜査」。バリーのかつての愛人（girl friend）というムーアさん（左図参照）の誘いに応じてホワイトハウス近くのホテルでコカインを吸飲後に逮捕されたという。以下、やや詳しく分説しておく。

(a) 捜査官Pの宣誓供述書（affidavit） Pの宣誓供述書によると、Pは一九九〇年一月一八日DEAからクラックを入手した。カメラで監視する泳がせ作戦（controlled

A culmination to an inquiry that has transfixed the capital.



Rasheda Moore assisted Federal agents who arrested Mayor Marion S. Barry Jr. last month on a charge of possessing cocaine.

chief executive of the nation's capital by Mr. Mundy, his lawyer, conceded at a felony conviction "could be distressing," for Mr. Barry, but he said he is far less concerned about problems resulting from the misdemeanor units.

Under Federal law, possession of drugs is punishable by up to a year in prison and a fine of up to \$100,000. Perry, as a felony, is punishable by up to 56 years in prison and a fine of up to \$6,000.

No date has been set for arraigning the Mayor on the new charges, but under Federal law, it must take place within 70 days, the law says.

Possession on 4 Occasions

In its indictment, handed up at 3 P.M., the grand jury charged that Mr. Barry possessed cocaine on four occasions in late December 1988 while visiting a friend, Charles Lewis, at the amada Inn here.

The jury also charged Mr. Barry with possession of cocaine on Jan. 18, 1990, while visiting another friend, Rasheeda Moore, at another downtown hotel here, the Vista International. He was arrested during the encounter.

Ms. Moore was working secretly for

In recent weeks, there has been talk around the Federal courthouse here that Mr. Stephens was investigating not only charges of drug activity by the Mayor, but also some mishandled city contracts.

Mr. Barry had been dealing with allegations and rumors that he used drugs for the better part of a decade. The city, and lately a good part of the nation, were familiar with most of what was being said.

Talk began in 1981 after the Mr. Barry, who acknowledges being a "night owl" who enjoys a party and the company of women, visited a topless club here. Talk spread of drugs, but a police investigation turned up nothing.

'Personal Relationship'

In 1984, a Federal prosecutor looked into reports that Karen K. Johnson, a

likewise h drugs with Mr. Barry of outside governme About a istration, ing aides, 1 years on c city mone Federal g the cases, ever been

Although Barry an taken then until the V was inasit four-year t

Public o was in seri city where has been i general el win that was willin Mayor wh city servic constitut housing, te families wi

C. The Ma operations

—おとりとして FBI に協力した元愛人—

operation)で、FBIが借りていたホテルの一室にバリー氏が入るのを観察、まもなくバリー氏は協力証人ムーアさんと会話のあと現金を手渡し、ムーアさんは前記クラックをバリー氏に渡すと、バリー氏はクラック・コカインに火をつけて吸い始めた。バリー氏がクラック・コカインを所持しかつそれを吸飲したことを現認したのでFBI捜査官と一緒に部屋の中に入りバリー氏を逮捕した。その後、連邦治安判事の発した令状に従って血液と尿を採取し検査したところコカイン摂取が判明した。

(b) 逮捕関連記事 バリー氏は逮捕時にムーアさんに向かって「はめたな (You set me up)」と叫んだという。まず「おとり (entrapment)」の問題があるが、担当検事Sによると、今回のoperationはバリー氏を狙ったものであることを認めたうえで、バリーはすでに本件犯罪に「predisposed」(要するに、あらたに犯意をうえつけたものではないということ)しており、したがって「ワナにかけられたとの弁護側の主張の全てを合法的に否定できる」。釈放後バリー氏は「今回のchargeについては一切コメントできない」と述べたが、その職務の大半を「助役」に委ねた。バリー氏は釈放に際し、二月五日に再出頭すること、毎週月曜日にdrug testを

うつけるよう命じられた。尿、血液のほかに毛髪も検査した。毛髪にdrug反応が現れるのは時間がかかるので、もしそれが陽性なら、以前にdrugを使用していたことになる。ムーアさんはモデルで、幼い三人の子供と暮らしており、この間、FBI捜査官がベビー・シッターを買って出た。ムーアさんはバリー氏の麻薬疑惑に関する大陪審での捜査で偽証容疑を受けたが、のちに「喜んで」今回の泳がせ作戦に協力したもので、決して強要されたものではない。これは捜査官の弁である。

(c) 政治的影響

第四期の市長選への立候補宣言直前のことで、いずれにせよ再出馬は至難なため、ジャクソン師の出馬が取沙汰されている。仮にジャクソン師が後継者になると、九二年の大統領選出馬がやや難しくなるが、二年間つとめたあと大統領選に出ることも考えられるから、予想は困難である。それはともかく、バリー氏は広範囲にわたり強力な支持層を作り上げているので「訴追側が陪審を説得して有罪の評決を獲得するのは容易でない」が、仮に無罪になっても、確実な証拠はあるので今後「ワシントンで政治的支持を得ることは至難である」。そしてバリー氏は黒人少年たちにdrugに手を出さないように説いていただけに、その偽善性

(hypocrite)が明らかになった結果、黒人少年が「市長が買つてよいのならわれわれも」ということにもなりかねない。いずれにせよバリー氏逮捕の影響は計り知れない。

(d) バリー氏の経歴

バリー氏はかつては偉大なアメリカの夢がかなえられる希望のシンボル (symbol of hope) であった。小作人の息子で、トップに登りつめた立志伝中の人物である。有罪が確定するまで無罪ではあるが、もはやバリー氏が与えた希望と約束の輝きを回復する術はない。バリー氏の母(寡婦)はほかの七人の姉妹を養つたために女中をして「家畜のように働いた」。バリー氏は刻苦精励の末 good studentとなり、市民権運動 (civil right movement) に参加し、次第に頭角を現し、ついにその指導者になり、そして一九六五年にDeep Southからワシントンに出てきた。七八年に市長に当選、精力的な活動が続けるが、机に座つてあれこれ考えるタイプではなく、四六時中市中を歩きまわり市民と談笑する行動の人であった。ところが八〇年代の初めにあるナイトクラブに立ち寄ったあとdrugの噂がたち、その噂は高まるばかりだった。八八年末、DEAがあるホテルを急襲予定でいたところ、直前にバリー氏がいたことを知り中止し、そこにいたルイスだけが後にdrug譲渡で起訴された。このル

イスがバリーにも drug を売ったと証言した。このような一連の事件のあとで今回の件が摘発されたのである。

(3) その後

バリー市長が涙を浮かべて「自己の弱さを告白、助けを求める」とする記事がトップで、中に全一画大の関連記事あり。「私は今まで人種差別の激しい Deep South で生まれた黒人の若者の貧困さの克服のために戦ってきたが、今回ははるかに困難な立場に置かれている。最も奥深い人間の弱さに直面しているからである」等のコメントはさすがに上手。ただ、神と人間云々のセリフは日本人の口からは出てこないことで、何といっても西欧的ないしキリスト教的といえるべきだろう。その全文のほか、わな (Entrapment) の抗弁はきわめて困難とする専門家のコメントは有益。そのほかバリー氏がフロリダの substance abuse treatment center に入る写真にあわせて、後継者としてのジャクソン師関連の記事があった(一月二二日付)。

バリー氏の麻薬事件を捜査中の大陪審がバリー氏の護衛官を喚問し、バリー氏の違法行為を見たことがあるかなど質問の予定という。ほかにバリー氏逮捕時の状況について各報道

があり、バリー氏は一時間、ホテルの七二七号室に滞在し、その間ムーアさんにセックスを求めたが拒否された。「ムーアさんはセックスをしないよう連邦捜査官に命じられていた」からであるという。

バリー氏逮捕は黒人であるがために捜査の対象となつたとの認識がワシントンの黒人の間になお有力。ワシントン市の top officials の多くは黒人、ところが今回の事件を指揮した連邦検察官はほとんどが白人である。ワシントン市の人口の七〇％は黒人で、白人のほとんどは北西部に住むため、racial division は加速化。もっとも、バリー氏が「どのようにして麻薬を入手していたか、誰が持ち込んだのか」が焦点で、しかもバリー氏と愛人関係にあったムーアさんが八六年から八七年にかけて働いていた会社は無競争で市から契約をとりつけており、大陪審での捜査はさらに拡大の見込みという(一月二八日付)。

ちなみに、キャレンのレッスン中にバリー氏は黒人であるが故に標的にされた (Barry was singled out because of his race) の考えが一部黒人の間にあることを話題にしたところ、そうとは思われないが「しかしありうる」というのがキャレンの考えだった。

連邦大陪審は九〇年二月一六日、バリー市長をコカイン所持および偽証の罪で起訴した。バリー市長は三月二日、ワシントンの連邦地方裁判所に出頭し、無罪の答弁をしたため、争いは法廷に持ち込まれることになった。

なお、筆者が帰国直後の九〇年六月二九日、バリー市長の公判は六月二八日ワシントン連邦地裁で開かれ、検察側はおり捜査で現行犯逮捕した時に FBI が隠し撮りしていたビデオテープを公開したとの報に接した(同日付朝日新聞)。同ビデオはテレビのニュース番組でも繰り返し放映されたという。そして前述のように四年後に行われた九四年一月八日の市長選で、バリー氏は「共和党の女性候補を接戦の末に下し、市長への返り咲きを果たした」(九二年一月一〇日付朝日新聞)のである。

5 日本関係

アズ・ナンバーワンの幻想に惑わされたバブル経済の絶頂期のこともあり、日本関連の記事が多く目についた。バブルが泡と消え去った今あらためて読み返すと、くすぐったいような記事もあり、それらを再現する必要があるまい。キャレンの米会話レッスン時にも話題になったが、日本企業によ

るアメリカ施設買収の問題等について触れたあと、アメリカ人の日本人像を一部紹介しつつ、新聞講読の意義について少し考えてみたい。

(1) ロックフェラー・センター買収

三菱不動産が五一％の株を取得し、ロックフェラー・センター (Rockefeller Center) を買収した。このことについて昨日のラジオが繰り返し報道していたが、ニューヨークの名所中の名所でもあり、当分話題にこと欠くまい(一〇月三一日付)。

最近のニューヨーク・タイムズとCBSの調査によると、日本に対して unfriendly とするアメリカ人が急増、その原因は日本商品の氾濫ではなく、ロックフェラー・センターなどのアメリカ施設の買収とソ連との冷戦の終了によるものという。もっとも、アメリカ人の六六％は依然として generally friendly feeling toward Japan で、教育のあるアメリカ人ほど友好的という。アメリカ人のこの感情は ambiguous and ambivalent である。ある地域の組合代表が日本商品を買わないことにはどうにもならない、日本の政治家の中には偏見が原因と指摘する人もいるが、そうではなく経済が原因と答え

る人が多いという（二月六日付）。

なお、この買収事件についてはキャレンと話題にしたことがある（本稿（四）本誌四七巻一号二二頁）。当時も思ったことだが、ロックフェラー・センターの買収についてはとかくとして、アメリカのテレビは一部の生中継を除くと圧倒的に映画番組が多い。コロンビア映画がアメリカ文化を代表するものの一つとする考えについてはやや疑問があった。あれが本当に文化に値するのかわや疑問があり、少なくとも「ヨーロッパ文化に匹敵するものではない。あるとすれば人身の自由に関する憲法の規定の中にこそ潜在しているように思われたからである。」もっとも、キャレンが強調したように、ダンスや映画はアメリカ人が独自に作り上げた唯一のものであるから文化と考えているという指摘はよく分かる。またラジオの音楽番組を聞きながら「NHKのFM放送の方がはるかによい、日本のテレビ番組でも俗悪なものは論外として、中にはずい分いいものがあるように思われた」（二月二四日付）のは事実である。

(2) ゲイシャ

宇野元総理のセックス・スキャンダルの結果、ヴェールに

おおわれていた芸者の世界が脚光を浴びているとして、芸者の歴史と現状を紹介した記事に接した。ほぼその通りと思われたが、NYでの生活が長い元ゲイシャAの話として、芸者と正妻とが仲良く暮らすのは普通のこと、Aの祖母が年がいったもはや祖父の要求の全てをかなえられないことを知って祖父に芸者を囲うことを勧めたこと、そして祖父の死後、二人は憎しみもなく仲良く祖父の思い出に耽ったことなどを紹介していた。アメリカ人は度胆を抜かれるだろうし、妾（制度）は將軍を初め一部階層には厳然として存在していたといつてよいが、現在の日本ではほぼ消滅しており、少なくとも公然とは認められておらず、いずれにせよ日本社会への偏見を助長するよう思われた。宇野元総理を告発した芸者は芸者の訓練を受けておらず「本当の芸者ではない」、芸者の手当ては一九七三年頃で月百万円などの記事とともに興味深かった。キャレンとの話題にも使える。

(3) 日本人像

日本人の海外旅行の急増で、日本の貿易差額が大幅に減少した。日本に来る外国人より外国に行く日本人の方が「よく金を使う」結果だが、この旅行ブームはさらに続き、日本の

海外投資力などにも大きく影響するであろうという。これがパナマやルーマニアの記事とともに第一面の扱いである。アメリカ人の関心の高さを示すものと言えようか。ただ、事実ではあるが、「同じ帽子をかぶり、同じような旅行カバンを持ち、旗を振るリーダーについて一団となってホテル、レストランを移動する日本人の団体旅行の時代は終わりつつある」には苦笑。しかし今や帽子をかぶらずバッグも持たない時代に状況は完全に変化し（Things have changed 100 percent）、特に若い人はフリータイムを希望しているため、日本人観光客の誘致は大きな新市場というのはその通りだろう。従前の日本人観もいずれ大きく変化するように思われた（二月二二日付）。

(4) 刑法学界の特異性

一人で食事しているとまことに味気ないが、ここにいていつも思うのは、われわれ（とくに刑法学界）は何をしているのだろうかということである。丹念に外国語の文献を読み（おそらく世界に類を見ないといつてよからう）、日本の刑事法上の問題を論ずる。フランス、ドイツ、そして英米法の影響下に主要法典を整備するに至ったという沿革および日本語

というやや特殊な言葉によるところが大きいのだろうが、いつまでこのようなことが続くのであるうか。あるいは日本の宿命か、日本の刑法学界には輸出すべき遺産がないのか。あるとすれば、世界の先進国家ではまことに稀有な犯罪率の低さとそれを可能にした諸原因だが、これも必ずしも十分に解明されていない。刑法（刑訴）理論で世界で通用するものがあるのか、島国日本だけで通用するのは果たして理論に値するのか、少なくとも一方通行ではなくexchangeの必要性を痛感しつつ次世代に委ねるほかないのかもしれない（七月六日付）。

メキシコの歌はラブソングばかりで、むろんワグナー等とは次元を異にするlocal songs。ただ、大阪外大時代はトリオ・ロス・パンチョスなどの中南米音楽のブームであったが、三〇年ほど前のこと。やはり一八〇度転換して米国を研究対象に選択したことは正しかった。ジョージ先生のロー・スクールへの受入れもそうだが、結局は自由に生きているようで生かされている。日本の戦後の歩みの「成果」がニューヨーク・ロー・スクール、そしてフォートリイへと導いたともいえるわけで、それはそれで考えさせられることが多い。外大の四年次になった冒頭の授業で「会社のエライ人たちはスペイン

語ができないから、君たちの仕事はスペイン語を日本語や英語に翻訳して伝達することである」との主任教授の言葉に一種の屈辱感を覚えたことがある。「簡単な日常会話についてはいくつかの外国語をマスターし、あとは本職に通訳させる」立場になりたいと思ったことが忘れられない。そして結局は判例を読み込むことが最も重要な仕事となり、このアメリカの地でニューヨーク・タイムズを読み続けたことは、ニューヨーク市内を歩き回りつつ法廷を傍聴したことともに、ライフワークであるアメリカ判例法の体系化に取り組むうえでまことに有益である。

アメリカの社会に完全に身を置かなかったことには若干の悔いはあるものの、文字通りの単身赴任者にとつてはそれこそ持ちこたえたとも言えるわけで、要は今後の利用の仕方いかんである。ともあれ守備範囲は明確であり、その限りにおいて今回の「留学」はきわめて有意義であったと反芻しつつ、必然の中の偶然を痛感した次第である（三月三日付）。

八 合衆国最高裁判例の動向

合衆国最高裁に関連する記事についてはとくに留意し、そ

の内容を書きとめる作業を欠かさず、主要判例については原典に当たり整理のうえ関連論文等として公表し、その一部はすでに本稿でも紹介している。

そこで以下、合衆国最高裁関連記事の中でわが国の問題を考えるうえで有益と思われるものを中心に、その内容を一部紹介することとしたい。墮胎関連記事については節を改める。

1 最高裁の右旋回

七月三日（日）に終了した八八年開廷期を回顧した司法記者グリーンハウス（Linda Greenhouse）の署名入り記事が興味深かった。要はレーガン大統領の任命した保守派最高裁判事が多数意見を執筆することが多くなった結果、最高裁の右旋回が今開廷期の特色であり（The Year the Court Turned Right）、レーガンは勝利を手中にした（a triumph for Reagan）というものである。その要旨は、およそ次のとおりである。

この三〇年で初めて保守派の多数意見が重要な争点で結果を支配することになった。レーガン大統領がその地位を退いたあと、この期の一連の判例でレーガン任命の三名（オコー

ナー、スカリア、ケネディ）と長官に昇格させたレンキストがホワイトとともに多数意見となった判例は一二二件中、実に四分の一を占めている。しかも、レーガンが最後に任命したケネディ——一九八八年二月一八日就任——が穏健保守派のパウエル——墮胎や市民権に関してはリベラルに同調——に代わり、その結果大勢が逆転したが、このような例は一九六二年以来のことである。当時ケネディ大統領はフランクファーター辞任後にゴールドバークを任命し、このゴールドバークがそれまでの少数派（ウオーレン、ブラック、ダグラス、ブレナン）に与したため、市民の自由および刑事手続については多数派が支配し、その後このリベラル派が二〇余年支配的となるが、新しい保守派も少なくとも同じく二〇余年は支配的となる。保守派の年令は最年長のホワイトが七十二歳、そして他の四名は六四、五九、五三、五二歳であるのに対し、リベラル派は最年少のステイヴンズが六九歳、他は八〇、八一、八三歳であり、これは反動のサイクルの一つではあるが、アメリカの政治で最高裁が果たした役割の歴史の反映でもある。またニクソン大統領任命のバーガー、レンキスト、パウエル、ブラックマンは後者が「期待はずれ」であつたのに対し、パウエルと同じように swing voter となるので

はないかと予想されたオコーナーは、大方の期待に反して補足意見を書くものの、結論としては保守派に同調している。しかもリベラル派が長文の反対意見を書いて、それはほとんど無視され、むしろ保守派の多数意見の中で批判の応酬があるなど保守派の優位は明らかである（七月七日付）。

右記事は具体的な主要判例の分析をまかねておりまことに有益であった。筆者は『ミランダ判決の十五年』（本誌三二卷三＝四号）執筆時に裁判官を多数意見と少数意見とに分けて別表を作成したことがある。ミランダ関連論文を一書にまとめる際にはさらに精密なものを付加すれば「さらに有益」と思われた。帰国後、名城大学法学会選書として公開した『ミランダと被疑者取調べ』（一九九五年、成文堂）の末尾に別表を添付したのは、この時の思いにも起因する。

2 レーガン・コート

「レーガン・コートはジョンソン大統領の落し子か（The Reagan Court——Child of Lynden Johnson?）」の見出しが目をついた。要は、一四年前の一九六四年に当時五六歳のゴールドバークがジョンソンの要請で国連大使に転出するため連邦最高裁判事を辞任したため、その結果、ニクソン大統領に

よってバーガー・コート (Burger Court) が出現し、そして現在のレーガン・コート (Reagan Court) になったことを指摘し、仮にゴールドバーグの辞任がなければおそらく今の Conservative Majority の出現は不可能であつたろうとして「四半世紀前の一見小さな出来事がアメリカ法に大きな影響を与えたことは明白」と結論したものである。クレオパトラの鼻がもう少し低 (高) ければ歴史は変わっていたであろうというのと同じ類のものではあるが、「ミランダ判決の一五年」を書いた時にゴールドバーグの就任期間が二年ほどで余りにも短すぎたと思つたことがあり、参考になった。

なお、レーガン任命の判事が多数派となることは予想されたが、オコナーなどの同調意見に対するスカーリアの乱暴な批判的文言は受け入れ難いとして最高裁の役割は国民をさらに不安定な状態におくことではないと痛烈に批判した七月九日付社説に接した。

3 ロー・クラーク

オコナー裁判官のロー・クラーク選びを中心にしつつ、その生活の一端を紹介した読み応えのある次のような記事に接した。

えましく思われた (一一月二日付)。

「一週間の感謝祭の休みの後、連邦最高裁は、毎週届くおよそ一〇〇件の新しい上告受理の申立の処理を宣明する通例の Monday order を発した」が、今回は一四二件のうちで受理が認められたのはゼロ。上告受理を認めるには九名のうち四名の同意が必要である。「上告受理を認められた事件は一時間の口頭弁論が裁判官の面前で行われる」「毎年、一〇月から四月にかけて毎週五、六回、裁判官は口頭弁論を聞く、つまり一年に一五〇件が決定されることになる。」その開廷期に行われた口頭弁論の事件はその期に決定するのが原則で、上告受理が認められると七五日以内に final briefs を提出しなければならぬ。したがって、六月末または七月初めに開廷のため、一月末以降に認められた事件は次の開廷期で決定する。今回のゼロについては種々の原因が考えられるが「ほとんど常に認められる訴追側の appeal」が少なかったこと、「レーガン政権の間に任命された数百人の連邦裁判官の裁判で訴追側が重要事件で敗訴することは fewer であるため appeal の件数が少ない」こともその一因である。上告受理の手続の概略でもあり有益だった (一一月二日付)。

従来、報道関係者にのみ一部配られていた連邦最高裁の判

最高裁判事は四、五名の助手 (assistant) を抱えており、場合によれば彼らが判決文起草することもあり、これをロー・クラークという。クラークは裁判官腹心の助手で、上告受理申立てに関するメモ作成、先例および学説の検討はもちろん、時には判決文の第一次案を書くこともある。オコナーはクラーク選びにバランスを重視し、現在四人いるクラークは全て「各巡回区連邦控訴審でクラークの経験ある人ばかりで、クラークの選択の基準は落ち着きと強調性という。クリスマスと新年以外はほとんど休みなしに連日仕事をするから個人的な問題にかかわる時間はなく、仕事に集中しなければならない。上告受理の申立ては毎年五千件で、そのうち二〇〇件が受理される。」法廷意見執筆を割り当てられると全ての文献に当たり、引用も全て適切にしなければならないが、このときもクラークは当然援助する。裁判官は毎年一回、元、現のロー・クラーク (任期は通常一期) を招待し reunion を開くのが恒例である。

周知の内容も少なくないが、やはりアメリカで読むのは格別。なお、初孫誕生を祝してロー・クラークからオコナー裁判官に贈られたオコナーを模した至福の pumpkin (Halloween につきもの) の写真が添付されているのがまことにほ

決文が、そのやり方に変わりはないものの、コンピュータ利用で全国で即座に全文入手が可能という二月一九日付社説に接した。日本国内でも従来のように速報版を購入することなく入手可能となるはずで、画期的である。

4 排除法則

「最高裁五対四で違法収集証拠の使用阻止を再確認——ホワイト裁判官が評を排除法則の方向に振る——」の見出しが目された、以下はその要旨である。

連邦最高裁は本日、五対四の判決で、違法収集証拠は刑事裁判から排除しなければならないとの長年の法則を再確認した。「排除法則として知られるこの法理は、最高裁の保守派の多数意見が一定の状況下にその例外を認めていただけにブレナン裁判官執筆の本日の決定は注目に値する。排除法則制限の最も重要な諸判決の執筆者であったホワイト裁判官がブレナンに同調したばかりか、補足意見を書いていないので、「ブレナンの分析に賛成していると考えられるからである。」長年の例外の一つとして訴追側は法廷での被告人 (X) の証言を弾劾するために違法に押収した証拠を使用することが認められてきた。しかし、X が法廷で証言しなければそのような証

拠を用いることはできない。本日の焦点は、たとえXが証言しなくとも違法収集証拠は被告側証人 (defense witness) の信用性を弾劾するためには使用できるとするイリノイ州最高裁の殺人事件に関する決定であった。連邦最高裁はブレナン裁判官執筆の法廷意見においてこのようなさらなる例外を認めることを拒否した。ブレナン裁判官は七五歳になる、排除法則の背後にある根拠を繰り返した。捜査の過程で憲法上の権利を無視されない権利の保障を国民に約束している限り、「違法収集証拠の不許容は法則 (rule) であって例外であってはならない」というのである。

ブレナンは「真実への到達は法制度の重要な目的ではあるが、違法に収集されたが証明力ある証拠を排除するのは重要な憲法上の価値を維持するために必要なコストであると考えられてきた」と指摘し、イリノイ州のアプローチは排除法則の抑止効果を大いに弱めることとなり、公判で違法収集証拠が提出される機会が増えることになる。多くの被告人は自ら証言台に立たず、通常は数多くの証人を喚問するからであると指摘した。

右ジェイムズ判決 (James v. Illinois, No.88-6075) は専門家を驚かせた。その一人のジョージタウン大学の

とができる。かなり前からまとめてみようと思いつつ、重点の置きどころにやや欠けるところがあり躊躇していたが、本日の記事に接してこれが明確化したことになり「まことに嬉しいことである」(二月一日付)。

5 第一審刑事裁判所の実状

騒々しい組立てライン (Din of Assembly-Line) ビーニューヨークの刑事裁判が処理されているとの記事が注目された(次頁参照)。ブルックリン刑事裁判所のある裁判官は一件につき四分しか時間をかけず、rough justice は実に迅速なやり方で処理されているという。NY州最高裁のワハトラ長官は「ほとんどの手上げ (crisis nearly out of control)」と言ったが、まさにその通りである。NYの刑事裁判所は以前から騒々しかったが、この数年間はdrug case や troubled people で一杯のすり切れた施設 (frayed institution) になってしまった。また八一年八七年の間に、重罪起訴は軒並みに増加、ワシントンDCでは実に二三八%増で、ほぼ二・五倍。そのためplea bargainが奨励されて、「公判」はほとんど消滅寸前で、三年前には一〇・六%だったが、八九年は六・二%に低下した。しかもそのうち七八%の被告人は支払能力なしが認

Greenhalgh 教授は「ホワイト裁判官が排除法則は警察官の違法を抑止する上で重要な役割を果たしているとのブレナン裁判官に同調したのはまことに重要」という。ホワイト裁判官は「善意の例外 (good faith exception)」を認めた法廷意見執筆者で「内在的に信用できる物的証拠排除の社会的コストは、違法行為の抑止を凌駕している」と指摘しているからであるというのである(二月一日付)。

昨日の連邦最高裁判決を歓迎する社説に接した。違法収集証拠は使えないが裏口から使うことは認められてきた。その一つが証人台に立った証人の信用性を弾劾するために反対尋問で用いることであったが、最高裁はジェイムズで、被告人の負罪供述を被告人に有利な友人の証言を弾劾するために使用できないと判示した。「最高裁は証拠を裏口から入れることを拒否することによって重要な司法原理を維持」し、「一線を守った (a line maintained)」との見出しは実に巧みな表現と思われた。

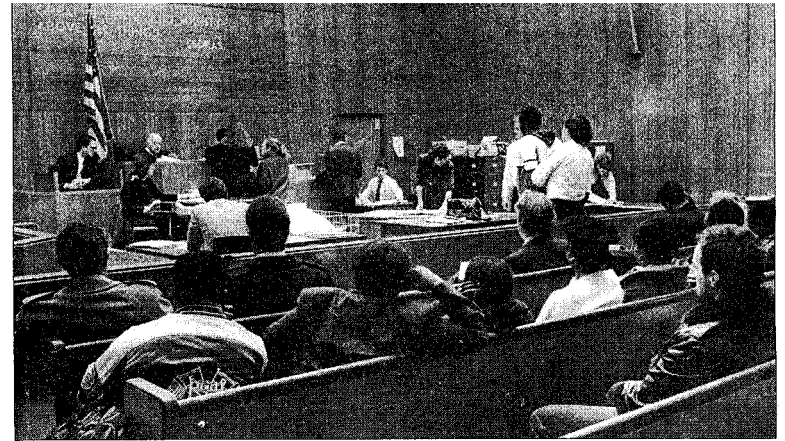
昨日思ったように、この事件を取り上げつつ、日本の議論の整理の要あり。弾劾例外については簡単に何度か紹介したことがあるが、パンチに欠けていた。これで「毒樹の果実論」または「ミランダ」を一書としてまとめる際に取り上げるこ

められて「国選弁護人」である。憲法の期待する高貴な法制度とは似ても似つかぬものとなり、ある裁判官によると憲法起草者がデュー・プロセス条項を憲法に書き入れた時とは全く異なった状況が現出するに至っている。また「いわゆるbuy and bust case——これは警察官が印をつけたお金で、通りで麻薬を買ってあとで逮捕する方法——はきわめて一般的」であるという。

アカシさんと同伴した刑事法廷の騒々しさと日本の裁判所の静かさを思い出す。有罪答弁が平均してほぼ一〇%というのは日本でも知られているが、これが六%まで下がるとは。いろいろ考えさせられることがあり、やはり有益であった(二月一六日付)。

九 堕胎とデュー・プロセス

合衆国最高裁は一九七三年のロウ判決 (Roe v. Wade, 410 U.S. 113) において、母体の生命を救うためを除き、堕胎 (abortion) を広く処罰するテキサス州法の合憲性が争われた事案につき、七対二で妊娠初期における女性の堕胎を選択する権利は合衆国憲法修正一四条のデュー・プロセスによりプ



The New York Times/John Soomey
New York City's criminal courts have become frayed institutions, overwhelmed by drug cases and troubled people, where rough

- ニューヨーク刑事裁判所 -

ライヴァー権の一部として認められるとしたうえで、妊娠三ヶ月までは州により規制はできない旨判示し、広範に abortion を禁止するテキサス法は違憲であるとの判断を示した。ところが合衆国最高裁は一九八九年七月三日のウェブスター判決 (Webster v. Reproductive Health Service, 492 U.S. 490) では、公立病院での堕胎を事実上禁止するミズリー州法を違憲とした第八巡回控訴裁判所の判断を五対四で破棄し、州の堕胎関連法案の合憲性を肯定したのである。アメリカでは周知のように堕胎をめぐり Pro. Life と呼ばれる堕胎禁止派と Pro. Choice と呼ばれる堕胎容認派の争いがある。たまたま米国留学中にウェブスター判決をめぐる両派の感情的ともいえる激しい争いに接する機会があり、まことに貴重な体験を積むことができた。

そこで以下、ニューヨーク・タイムズの記事を中心にウェブスター判決を紹介したあと、両派の争いに言及しつつ、各州への影響等について触れることとしたい。

1 ウェブスター判決

ドライブ中に聞いたラジオのニュースで繰り返し、合衆国最高裁はウェブスター判決で、ロウ判決を正面から変更しな

かったものの、ミズリー州法の合憲性を肯定し、堕胎をより容易に規制することが可能となった旨報じていた。「明日のトップ記事だろ」(七月三日付)。

合衆国最高裁は五対四で、ロウ判決を限定し、母体の生命を救う場合を除き、公務員が堕胎にかかわることを禁止し、公共物を堕胎のために使用することを禁じたうえ、胎児 (fetus) が子宮外 (outside the womb) で生存可能かどうかの検査を医師に認める三規定の合憲性を認めた。これは「堕胎をするかどうかを女性の憲法上の権利であることを確立した一九七三年のロウ判決」を限定し、「堕胎はもはや憲法上の権利ではないとした」もので、一六年間にわたり州の堕胎規制を違憲としてきた立場からの大逆流 (serious setback) である。今後各州は制限規定を設けることが可能となり、堕胎反対グループ (anti-abortion group) は今後各州に向けてその旨の制定法の施行を要求するという。他に teenagers は両親の同意なしに堕胎が可能か等の問題に関する三事件が上告を受理され、この秋に口頭弁論が予定されているとの記事があった。なお、ウェブスター判決の多数意見はレンキスト、ケネディ、ホワイト、オコナ、スカリアの五名——ただしスカリアはロウ判決の変更を主張し、オコナは再検討

の余地はいずれありうるかもしれないが、きわめて慎重にやるべきとして保留——で、少数意見はロウ判決の法廷意見の執筆者であるブラックマンのほかブレナン、マーシャル、スティーヴンスの四名である。

ブラックマン裁判官の反対意見はまことに読み応えがあり、末尾で、本判決によって公的病院で堕胎不可となる貧しい女性の悲劇に言及したところは圧巻。この件も日本で必ず紹介されるだろう。このウェブスター判決で堕胎を憲法上の権利ではないとしたのは、例えば、ミランダの警告は憲法上のものではなく司法上創り出された救済にすぎないとした最高裁の態度と同根のものとも思われるだけに、まことに興味深い(七月四日付)。

2 各州への働きかけ

堕胎反対派 (opponents of abortion) が各州へ向けて堕胎規制の立法運動を開始したため、今後長期にわたり政治、イデオロギー闘争になることが予想される。あと三件の堕胎関連事件はこの秋後半に口頭弁論開始、来年の今頃判決の言渡しの予定だが、ロウ判決変更の可能性大という。問題はオコナであるが、彼女もロウ判決変更の時期と判断する可能性が

高いという。それよりも大きな問題は、最高裁がレーガン・コートとなり、今後、刑事司法や社会的市民の権利にかかわる事件で保守的な判決が続くであろうことが指摘されていた（七月五日付）。

カトリック信者であるクオモ・ニューヨーク州知事が堕胎規制に反対の立場を明らかにして公金使用を続ける旨宣言した。対立候補は反対を明らかにしているので、死刑問題とともに争点の一つとなることは間違いない。逆にフロリダ州知事が堕胎規制法施行のため特別議会を召集する旨発言するなどの動きがあり、今後さらに両派の対立抗争が深まる（七月六日付）。

右に関連して、次のような署名入り記事に接した。要は、今まではNY市長立候補予定者のジュリアーニ氏と同じく「個人的には堕胎に反対だが国法には従う」と言っておけば十分だったが、ウェブスター判決以降、各候補者は堕胎について賛否の態度を明らかにしなければならなくなった。合衆国最高裁は堕胎の規制を「州政府の決定すべき問題である」としたからである。ただ、NYではすでに担当部局は膨大な仕事に対抗し切れない状態にあり、NYが従来通り貧しい女性にも堕胎援助の手をさしのべている限り、NYは避難所

(Haven)となり、州外居住者がなだれ込むことは必至で、財政の圧迫は目に見えている。では、限られた予算をどのようにに分配するかが重要となり、立法者はこの問題に答えなくてはならない。少女の妊娠は少女の妊娠を生み、生活保護を要する母親は生活保護を要する母親を生む（Teenage pregnancies beget teenage pregnancy, welfare mothers beget welfare mothers）、このサイクルを断ち切るにはどれほどの教育と訓練が必要とされねばならないか、住宅事情はどうか、お金はどこから出てくるのか。堕胎は宗教上の問題だけでなく、さりとて完全にプライバシーの問題ではない、moral matterである。堕胎はimmoralというなら富有と貧有とを別異に扱うこともimmoralであるというのである。

一九八四年の副大統領候補者の手になるものというが、見事な書き方で、これは永久保存に値する（七月一日付）。

堕胎、選挙民、そして裁判所 (abortion, voters and the Court) と題する一月二三日付社説も有益だった。pro-life 派は、先の最高裁判例で勝利を得たように見えたが、今回の各州選挙 (NJ, Va., NY) でのpro-choice 派の勝利が見せつけているように、流れは変わり、婦人の選択権を擁護する者はもはや守勢ではない。今回の戦いは、女性に政府の介入や

時々の政治から自由な子供をもつかどうかを選択する基本的な憲法上の権利を有するという一九七三年のRoe v. Wadeの正しさを強調するにすぎない。「ロウ支持者は政治的には一歩前進したとはいえ、最高裁はなおイリノイ州の事件でロウをさらに制限する兆しがある。しかし、イリノイ州の司法長官は知事出馬に不利と判断して取り下げ交渉しているというのも時の流れというものだろうが、いかにpro-choice 派が大きな流れとなっても、やはり重要なのは裁判所による法的確認であると主張する。

きわめて重要なポイントで、堕胎をめぐる司法、立法、行政の動きをまとめる際に有益である。

なお、同日午後九時からテレビ映画を見た。敬虔なカトリック教徒である小学教師が見知らぬ男にヒッチハイクをさせたばかりにrapeされて妊娠、いったんは堕胎を決意するがのちに育てることに決めて出産した。ところが独身の身で妊娠したということで辞職を勧告される、しかし、それにめげずに頑張るが、ついにfired。しかし、いったんは自殺未遂に追い込まれつつ、ついに正式裁判で陪審が彼女の言い分を認めてハッピーエンドという話である（次頁参照）。

裁判の場面が多く退屈しなかったが、実話に基づくとはい

え、この種の「美談」には、赤ん坊は必ず大人になり、人間味あふれた母親と凶悪犯との「合作」であることを死ぬまで引きずっていくという観点が欠如しているのが問題である。

3 米国人の家庭像

次の水曜日には口頭弁論予定の堕胎関連の解説に接した。アメリカのteenagers 一〇〇万人の半分が毎年妊娠する。今回の判例はロウ判決の変更が争点ではない。両親への告知を義務付ける州法は、先のウェブスターを含めた先例の範囲内のことである。ただ、二六の州で両親への告知または同意 (notice or consent) を必要としつつ、同時にいわゆる“judicial bypass”の規定があり、裁判官の同意があればそれに代わりうるとしている。したがってこのような規定を設けずに両親（又は片親）への告知を義務付けることが許されるかが一大争点であるという。根本的には「両親の同意なしに堕胎する未成年者の権利は米国の伝統及び米国民の良心に深く根ざした基本権である」とまでいえるか」をめぐる争いであると同時に、「現在のアメリカの家庭についての顯著に異なる二つの見解」の争いでもある。片や慈悲深い両親と一緒に暮らすという「理想的な状況は多くのteenagersにとって望むべくもない」

とである」との主張があり、これに対し、ブッシュ側の brief は「typical situations においては両親は生まれた時から娘を慈しんで育てており、その幸福にきわめて関心がある」と主張する。墮胎の是非自体よりもその背景にあるこのようなアメリカ人の家庭像 (American family) あるいは立法、司法、行政の三権間の dynamic な動きの方に興味がある (二月二四日付)。

なお、右にも関連するが、「親なし子 (No-parent child)」と題する二月二四日付社説が興味深かった。一月二七日に男児 W が生まれたが麻薬中毒 (cocaine) かつ梅毒 (syphilis) で麻薬中毒者 (crack addict) の母親は W と会ったこともない。W は養子縁組の候補者だが、誰が一体この W をひきとるようになるのか。このような赤ん坊は NY で急増している。この対策ほど急を要するものはない」「子供の肉体的、教育的、情緒的困窮に関心を持たなければ、結局その代償はきわめて高くつく。」このような子供の急増はニューヨークの将来への alarming shadow であり、ディンキンズ新市長はまずこの問題に取り組むべきであると主張する。犯罪対策もその原点はここにあることは明らかである。日本ではどうなのか (二月二四日付)。



— rape 後の出産実話 —

一〇 東西ベルリン等訪問

八九年秋から再びロー・スクールに通い始めたものの、八九年後半の東ヨーロッパ諸国の大変動の結果、いわゆる東西問題にマスコミ報道が集中し、筆者もテレビニュースにあわせてニューヨーク・タイムズの関連記事の精読に精力の大半を注ぐことになった。またハンガリーが九月一日、オーストリアとの国境を解放して東ドイツ人の自由な移動を認めたため、約八千名の東ドイツ人が西ドイツ内の国境の町 Hohe に着したが、それまでに四万人が西ドイツに移動した (一〇月六日付) などの報道に釘付けになっていたところ、ついに全ての国境が解放され、ベルリンの壁も崩壊した (十一月一〇日付) との報に接した。東ベルリンについては是非訪問したいとは思っていたものの果たせなかっただけに、又となにチャンスであり、東西両ベルリンのほか東ヨーロッパ諸国に出かける決意をするに至ったのである。もっとも結果的には、東欧といっても東ドイツとハンガリーの二国にとどまっていたが、あの時期に東西両ドイツを訪問したことは得難い貴重な体験として今なお脳裏に刻み込まれている。

そこで以下、「ベルリンの壁」崩壊関連報道に少し触れたあと、「探訪記」で反芻しつつ、東ベルリン訪問を中心にした諸体験の一端を明らかにすることとしたい。

1 「ベルリンの壁」崩壊

八九年一月一日付ニューヨーク・タイムズの社説は、一面全段抜きの報道にあわせて、「ベルリンの壁」解放を報じていた。ベルリンの壁の上でダンスに興ずる東西ドイツ人を描写しつつ、これは七十年前に始まった第一次大戦以降の悲劇的サイクル (tragic cycle) の終りを示すものである。第一次世界大戦の戦勝国はドイツに過大な賠償金 (heavy reparation) を強要し、これがナチス勃興につながった。第二次大戦以後は冷戦 (cold war) でヨーロッパは分割され、東ドイツは一九六一年にベルリンの壁を構築した。今回の壁の崩壊は、その具体的な形は定かでないが解決 (settlement) に至りうる。休戦は平和ではない。ベルリンの壁は平和でないヨーロッパにおける米ソによる二極化の象徴であった。ゴルバチョフ大統領はヨーロッパの家 (house) について語ったが、各部屋がどのように分割されるのかは誰にも分からない。しかし、真中まで壁のある家はなく、そして今日初めてヨーロッパ

パでもその壁がなくなったという内容である。このほか関連記事も多くいずれも参考になった。

五番街の五四丁目通りで二人のドイツ人がベルリンの壁の破片を一つ七ドルで売り出し、二時間で三〇〇〇ドル稼いだ、まだ二二〇〇ポンドの破片があり目下デパートと交渉中という。誰しも思いつくことだが、すでに実行中の人がいるらしいと師匠こと久保田さんが言っていたことを思い出す。多分、日本でも報道されよう (一月三日付)。

ソ連首脳、共産党の権力独占放棄に同意 (Soviet leaders agree to surrender Communist party monopoly on Power) の一面全段抜きの扱いは当然だが、共産党の権力独占を放棄して西洋型の大統領制と内閣制を採用するというのだからまさに平和革命である。腐敗きつた不人気の党 (unpopular party) が背景にあり、このままでは制御不能の大洪水 (uncontrolled deluge) となりかねないとの判断に基づいたもので、全国にはりめぐらされた党独占をこれからどのようにして移行させるかが決定的問題という。学生時代、和田らに対して共産主義の理念は分かるが、完全なというよりまさに神に相当するような人間を前提にしているだけにそこに問題がある、本来人間は神にはなれないわけで、一たん人間が権力

を独占すると、各種弊害が生ずるのは必然で、西欧の多元論、

権力分立 (pluralism, separation of powers) はそこに意を用いたもの等の議論を深夜までしたことが思い出されてきた (二月九日付)。

2 ベルリン等訪問

当初は西ベルリン、東ベルリン、プラハ、ウィーンの各二泊のほかアウシュビッツ訪問をも視野に入れた計画を立てていたが、いささかハードにすぎると、チェコとポーランドはビザ入手が間に合わず、結局、東西両ベルリンでやや長く滞在し、その帰途、ハンガリーのブダペストに立ち寄り、ウィーン経由でニューヨークに戻ることにした。ドイツのヴルツブルグ (Würzburg) に留学中の同僚駒林良則氏に連絡すると、「幼い子供がいるので三、四日が限度かもしれないが、ベルリンには同行したい」旨の返事を事前に得ていた。四月二五日には日本に向けて出発すること等が確定しており、結局、四月五日から二週間かけて東西ベルリン等を訪問することになった。

以下、東ベルリンでの体験を中心に、その間の経緯を明らかにしておく。

(1) 西ドイツ

四月五日は予定通り三時三〇分に迎えに来たBabe'sに乗り、四時二〇分ケネディ空港 (JFK) に到着した。少し早かったせいか、ルフトハンザ航空の手続は実にスムーズ。たつぷり時間があるので中を歩きまわる。レミイ・マルタンXO (七〇%ほど) 一本を手土産にカミュのXO小ビン五本入りをbed wineとして買う。これは便利。六時半 on timeで出発。ほぼ予定通りの八時にフランクフルト空港に着いた。時差は六時間。Bag Claim までかなり歩く。途中でパスポート検査あり、係員にみせるだけであじまい。空港に接続して鉄道があり、Eurail Pass に日付を記入してもらう。一〇数人の日本人グループが目についた。六〇歳前後の人ばかりで、その一人の小柄な女性は着物姿で失礼ながら「火星人」の感あり。その間に駒林さんに電話する。

九時五九分発のEurocity に乗る。余り感じのよくない中年のドイツ婦人と同じコンパートメント。発車するとすぐに車掌の検札。Eurail Pass をみせると「どこまで行くのですか」「Würzburg」「Würzburg?」とじつじつ。車窓から見える樹木はほとんど緑で、いよいよ春本番の感じ。このEurocity は三両が一等車で残りの八両ほどが二等車の国際列

車でウィーンを経てブダペストまで行く。両都市とも訪れる予定だがうまく調整できるか。フランクフルト到着時の気温は華氏三二度で少し寒いかなという程度。「二〇分遅れています」のドイツ語だけ聞かされる。相客の夫人ソワソワして動作も雑で嫌な感じだが、向こうもそう思っているのだろう。完全に無視して Thomas cook に目を通し、車窓に目をやる。桜（のような木）がほぼ満開だが、樹木はもう少しといったところ。一〇分遅れて Würzburg に一四時四十五分に着いた。迎えに来ている駒林さんと二年ぶりの対面。タクシードで自宅へ。アルコールはほとんどダメと聞いていたが、夫人は飲むとのこと。コニャックの XO と子供二人に F&O のぬいぐるみの犬。ちらし寿司をご馳走になりながら雑談。二時頃ホテル——徒歩二〇分——でチェックイン後、七時の再会を約束。その間宮殿 (Residenz) を見学 (四・五マルク)、大したことなし。ホテルに戻りシャワー、小さな石鹸のみ、暖房は止まっており、ドイツの質素さとアメリカのぜいたくさを感じる。静かなホテルで、窓から教会のドームを背景に町が一望できるのがよい。ついでに下着のみ洗濯。地図を見ながら現在地の確認と今後の予定を考える。

七時に駒林さんとロビーで会い近くのレストランへ。日本



— 写真 25 —

語のメニューに驚く。感じのいい店で、二階はホテル、明後日 (日曜日) の一泊を申し込む。彼は行政法専攻でやや共通するところありでよく喋ったが、たまたま Würzburg 留学中で話す機会のある警察官僚 (二八歳で警視) が刑法学者は被疑者の人権を強調しすぎると言っていたとかで、基本的人権やら法の支配等に話が及び楽しかった。ワインは地元特産の Franken という白ワイン。駒林さんがメニューを見てしきりに高いと言っていたが一本三〇マルク (一ハドル?) だらきわめて安い。もっとも、これは飲む人と飲まない人の価値観の相違にすぎない。店員 (おかみさんを含めて) 全員感じよし。ほとんど店員の移動がないというのも頷ける。コーヒーも初めて旨いのを飲む。二〇マルク + α で合計一四〇マルク。カードは使えない。一〇時半までお互いによく喋ったが、知的好奇心を満たしてくれたことは嬉しい。あらためて電話することを約して別れる。実に静かでない町でマンハッタンとは対照的。明日一日、町の散策と itinerary 作成に当てるが、欧米ではとくに土、日は列車数などが激減するので要注意。

翌日は町中を精力的に歩き回ったあと「駅」に立ち寄りベルリン行きの最短距離の列車を聞き、メモに書いてもらった

うえで予約をする。ドイツ語と英語のチャンポン、'café mit milch」の類だが「Zahlen, bitte」と言ったところ「Rechnung」が記憶に残った。係員が笑っていたのが印象的。八時頃に駒林さんに電話で予約済みを伝えたところ、「明日はハイデルベルグに行きませんか」という。一人でミュンヘンかハイデルベルグにいくつもりだったので OK。ハイデルベルグ行きの列車を調べて明日九時半にロビーを出発することと合意。荷物を明日泊る予定の Gasthof に預けたあと、ワインで有名な店に行く。中に入ると土曜日のせいもあるが満席で、むろん日本人はゼロ、止むなくあと二、三探すが同じくほぼ満席のためホテルに戻りレストランで食事。チップ込みで六〇マルクほど。

四月八日 (日曜日)、九時半に駒林さんと出発。ハイデルベルグまで二時間余、便数は少ないが便利。途中で一度乗り換え (umsteigen) のあと定刻着。インフォメーションで地図を買ったあとタクシードで城へ。大ダルを見てワイン (三マルク) を飲み、大きなソーセイジとパンで昼食。下の風景がきれいだが、すでに多くのヨーロッパの町並みを見慣れたこともあり、それほど感動なし。甲南大の松井さんがハイデルベルグ大学に留学中のはずだが、研究所の電話しか分から

西ベルリンに入る国境駅で車掌ほか交代、飽きずに見つめる。Berlin Zoo 地下車、やはり Zoological Garden の前、Hotel International Berlin を探しているが、ドイツ婦人が「Can I help you?」地図を示しながら教えてもらう。ほぼその方向に歩くこと五〜一〇分で目指すホテルあり、超一級ホテルだが二人連泊で三五〇マルク（三万円強）だから高い。チェックインのあと、まずはベルリンの壁へ。徒歩でほんびり三〇分ほどかかったらつか、Brandenburg 門は改修中だが、その横に続く一部崩壊の壁を見て感慨尽きず、その前で写真を撮る。しばらく周辺散策。八九年に「脱出」で射殺された人たちの「碑」あり、ふとその前を見ると「ベルリンの壁」の切片を売っているではないか。一パック一〇マルクで「証明書」付き。日本人とみたのだらう、東京では二〇マルクですと言う。T (O?) がベルリンの石を持ってきてと言っていたのを思い出し買つことにする。駒林さんが大笑いしながら「子供さんに頼まれた土産なら止むなし、買って当然です。」その現場写真を撮ると三人組の「売り手」が「番員師」よろしく急に品物をたたみ出した。驚いて前方を見ると、犬を連れた三人の警察官。「違法行為」なのかどうか不分明だが、「売り手」が手の傷を見せながらしきりに自分



— 写真 26 —

ず、今日は日曜日で連絡不能。Necker 川の対岸に「哲学の道」があり、あそこを散策すればよからうが時間なし。早めに Würzburg に戻り、先に予約しておいたホテルでチェックイン、一一時前に就寝。

(2) 東西両ベルリン

ウィーンからの帰途再訪することし、四月一八日（水）一泊の予約をしてホテルにトランク一つを預けて駒林さんとともにベルリンに向け出発。九時五〇分発の列車で一度乗り換えたあと一路ベルリンへ。定刻の一七時三〇分着。その間、何度か車掌やら警官（兵隊？）やらがやって来てパスポートやチケットなどの control あり、Eurail pass は東独は使えないので二〇マルク支払つ（西ドイツマルクと東ドイツのそれは公式上は一对一、ところが現実には一对三または一对四という。これで暗躍するブローカーありとのこと）。東ドイツ領内に入ると、車は真四角の見るからに性能の悪そうなものばかり、さらに建物（一般家屋を含めて）が急にくすんだ暗い感じのものになったばかりか、芝生（牧草）の手入れが不十分なのが目立つ。駒林さんと雑談しつつお互いに見飽きることはない。



— 写真 27 —



— 写真 29 —



— 写真 28 —

が本当に取り壊したと言っていたのが印象的。駅前にはNYと比べるとどうってことはないが、やや変な男が多い。

駒林さん、列車の予約が取れたので「二日昼にWürzburgに帰ること。こちらも一四日(土)二時発のフダベスト行きの列車を予約し、同時に一四、一五両日のホテル宿泊を依頼する。二人で水族館、動物園へ行く。水族館はさえたかったが動物園の方は大きいし見事。偶然パンダを見かけたので二〇分ほど見て写真を撮る。ここはやや人が多いが、それでも一〇〇人はいない、五〇、六〇名ほどではなかったか。そのあとゴリラ園へ、ここは実に面白く、厭きずにゴリラを見つめる。子供連れのドイツ人たちもずいぶん楽しそうに眺めていた。いったんホテルに戻ったあと旧日本帝国大使館へ(現、日独センター)。閉館で中に入れなかったが仲々立派なもの。夕食後、ベッドで雑談しつつ、府庁に五年間勤務していた当時の「ケッサク」な話を聞き爆笑。午前一時すぎに就寝。

翌四月二日、朝食のあとTravel Agentに行くところホテルは全て満室でとれなかったが、小さなホテルやprivateなものであれば現地でとれる可能性ありという。イースター祭のためだが、これでは大変と考えているうちに、偶然近くにハ



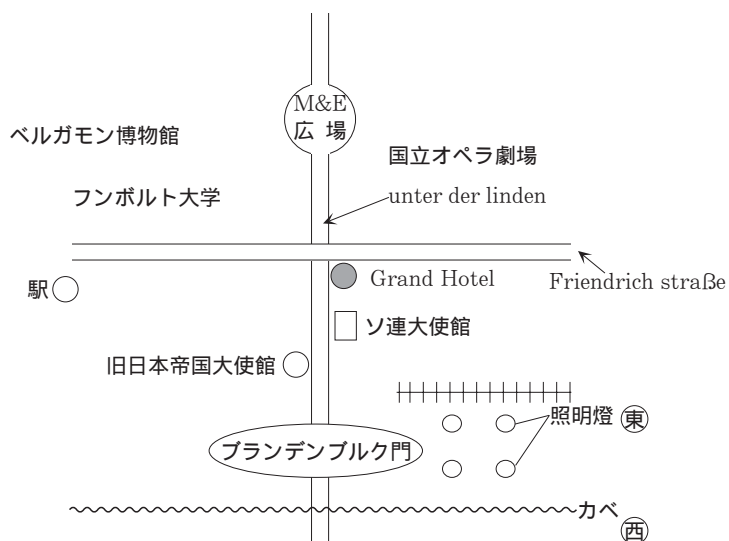
— 写真 30 —

ンガリー航空があり、チケットを示したうえでホテルの予約を依頼する。ヒルトンホテルのみ(他はすべて not available) 一四、一五日の二泊ならとれるとのことで一安心した。 そのあと小休止し列車で東ベルリンへ。まもなく(五〇分ほど)駅に着き階段を下り、少し迷ったあと五つほどある窓口の一つへ。暗くて汚く、こんなのは初めて。入国税(?) 三〇マルク支払い Voucher (Hotel 予約) を見せると、一三日までの滞在可の visa 印をパスポートに押してくれた。そのまま一〇mほど歩いて東ベルリンへ入ったが、このあたりも酷い。main street なのに昭和三〇年代の大阪と同じかと思うほど酷い感じ。元の駅に戻り、二〇分ほどして Grand Hotel へ。これはやはり一流ホテル。チェックインのあとビザは一三日までだが、一三日泊で一四日に出発したいので extension は可能かと聞くと OK という。Reise Büro に行き extension の手続をする必要はあるかと聞くと「ない」という。何度も繰り返し聞くが必要ない、passport は明日返すという。そのまま部屋に入り案内を読むと、ビザ取得もここでやります! とある。これで気になっていたヒザの一日延長もまず確実に一安心。

小休止のあと Pergamon 博物館に行く。バビロン時代の建

物は圧巻だが、他は英仏のものと対比するとかなり貧弱。人通りがきわだって少ないこと、まるでおもちゃのような人民車(トラバント)が猛烈な排気ガスを出しながら走り回っていることなどヨーロッパの主要都市とのコントラストが著しいのは確か。博物館の八ガキ売り場は女性一人でてんでなく舞い、入り口は男性二人の番人など効率が非常に悪い。しばらく散策、大したことはないが大ドイツ帝国の面影はある。フンボルト大学が目につき中に入るがさえない。ただ正面玄関の階段の途中にあの有名な「哲学者は世界を種々に解釈したが大切なのは世界を変えること」というマルクスの一句があり、写真を撮る。ホテルに戻って小休止の後「壁」へ。歩いて一〇分もかからない。一昨日西から見た壁を今度は東から見ているわけで、その間一〇〇mもない。東ベルリン内の壁(国境線上の壁から五〇mほどが空間で照明灯完備、一部東側にはさらに一つ一つの壁がある)、しばらく見とれる。巨大なソ連大使館を見たりして、再び M&E 広場へ。マックス、エンゲルス像を背景に写真を撮る。国立ベルリンオペラ劇場があるのに気づいて中に入ると最高で一五 DM (実質五マルク)の安さだった(次頁図参照)。

四月一二日朝、cheque point charlie から西ベルリンに入



— ホテル周辺図 —

る駒林さんを見送る^(名城 '02) ホテルから Friedrichstraße 駅と逆方向に一五分ほどの近さ。今日は一日歩くことにする。まずオペラの予約、ところが全て売り切れとのこと、止むなし。ME 広場を突き抜けてテレビ塔へ。3DM 払って屋上へ、下を見るが NY、パリ等とは比較にならぬ。ただ unter den Linden の突き当たりがブランデンブルグ門、その向こうは六月一七日通りで、これがまっすぐ連なっていた当時ヒトラーがここで閱兵したという最盛期のドイツ第三帝国を思う。浮浪者を全く見かけないのはさすが。風体のよくない人たちが



— 写真 31 —



— 写真 32 —

「change」 といってドルやマルクとの両替を頼みにくることがあるが、別に危険を感じることもなく、NYなどに比べるところとこの点こちらは天国といつてよい。

当夜は結局ホテルのレストランで夕食をとることにした。全員ネクタイで決めている。昨日と同じく八人ほどのグループの生演奏。さすがジーンズとトレーナ姿にやや気後れをしたが、ドイツ帝国時代の王侯貴族もさしずめこうだったのだらうと思いつつ、ビール一本、ワイン一本、それにスープとステーキにアイスクリームで一〇マルクほど。東ドイツマルクなら実質四〇マルク弱で、ほぼ四〇〇〇円、西ドイツマルクならほぼ一万円、外国人専用ホテルでは東ドイツマルクでの決済はなくドルまたはマルクという。このレストランの従業員は全員男性で、一〇数年前のスペインを思い出す。女性の進出の著しいアメリカとは全く対照的で、あるいは男でも失業率が高いということなのか。少なくとも理念的にはアメリカなどよりはるかに男女平等に徹しているはずの東ドイツでこの体たらく。ソ連はそうではないというが、他の社会主義国はどうなのか。ともあれ「壁」に近い東ベルリン随一のこのグランドホテルでの三泊はまたとない貴重な体験であり、高い授業料にはそれだけの価値があるということなの

だろう。来てよかったの思いしきりだった。

翌四月一三日も歩き回る。まず国境の Friedrichstraße 駅に行くがイースター祭のせいかここも人出が多い。とりあえず途中駅の Ostkreuzへ、〇・ニマルクの安さ。自動販売機で一を押して〇・二〇を入れると切符が出てくる。それを持ってエスカレーター下の押印機のようなもので押すと日付が入る。まるでおもちゃ。駅構内に入りしばらくすると四、五人のグループの一人が筆者の地図を覗き込み、間もなく他の連中もやって来て何やら喋っている。サケのにおいがブーんとしたし、別に怖くはなかったがややおかしい感じがしたので立ち去り、次の列車で Ostkreuzへ。

ここは interchange のところで各地へここから分かれていくらしい。ところが途中のベルリン中央駅もそうだったが、屋根の塗料などはほとんど剥離したままで実にみすばらしい^(名城 '02)。車両もそうだが一部のドアは開いたままで走っている。鉄道全体が間もなく廃線になるような感じ。空港 (Flughafen) への乗り継ぎは分ならず、駅員はあらず、掲示はまことに粗末。Flughafen へは列車を利用しないほうが賢明と判断、逆戻りして Friedrichstraße 駅へ。途中で肉のためのようなものと小片のパンを食べる。西ドイツマルクしかだめという



— 写真 34 —



— 写真 35 —

ほかに only DM の掲示が目立つ。三時半から一〇DMで一時間の市内観光バスに乗る。ドイツ語だけの案内で喋りずめ。一〇数年前にスペインで英独仏西をややつていたバスガイドを思い出す。サービス精神ゼロだが、東ベルリンの重要なところはすでに踏破したことを確認して再び壁へ、西側の参議院 (Reichstag) と東側のブランデンベルグ門がほぼ接していること、壁は西と東(中間は無入地帯)にあることなどを知る。壁や人波はいくら見ても見飽きない。^(資料 55) 一人でも「壁」周辺を歩き回り、感慨は尽きない。

3 プダベスト

昨日の調査で空港へは鉄道ではなくタクシーで行くことに決めていたため、翌四月一四日は、タクシーで空港 (Lufthafen Schönefeld) に向かった。デコボコの道を「壁」に沿って走る。右側に高層の住宅が立ち並んでいる。ほぼ三〇分で到着。フロントで確認していたとおりのほぼ二四マルク。三〇ドル渡すと受け取ったままで釣を出さない。二、三マルク釣銭を請求しようと思ったが使い道はなく、そのまま下車。運転手は知人と話し込むだけ。実に貧弱な空港で、下が到着便、上が出発便。正面に並んだ一〇ほどの窓口ですべ



— 写真 33 —



— 写真 37 —

(?) が数人のお供をつれて場内を一巡したあと音楽、正面に音楽隊、二階にコンダクター他の奏者、途中の説教が長すぎた感じだが、一一時半までの一時間半、イースター時に東欧の教会でミサ参列者を垣間見たのはそれなりに有益。その後、ずい分歩いて「東駅」でウィーンへの出発時刻を確認した。ハンガリー語はかりのため苦労したが Budapest-Wien の文字



— 写真 36 —

てのフライトを受けつける。掲示板を見ると Moscow, Leningrad, Sofia などが多い。ブダペストは一〇時四〇分受付開始。掲示板の写真を撮ろうかと思ったが、よく見るとタバコ、銃、カメラは×の印あり、受付のすぐうしろが検問所、写真を撮らないでよかった。「客」には全く無愛想な係員が開放しただまり場で大笑い、まことに見苦しい。

一一時五〇分に boarding 開始、オンボロバスで飛行機まで。ハンガリー航空の対応は鄭重。機内でブダペストの地図を眺める。飛行時間は丁度一時間。passport control は簡単。タクシーに乗りおよそ三〇分でヒルトンホテルに到着した。東ドイツでもそうだったが passport はひとまず預けたまま。荷物などを整理したあと周辺散策。さすが高台にある旧王宮の一角の一等地であり、五分ほど歩くと偶然ケーブルカー、それに乗り市街区においてドナウ川の周辺を散策。ここはまことにヨーロッパ、東ベルリンよりもずっとよい。帰りもケーブルカー、旧王宮に再び入り下を眺める。ヒルトンホテルはやや高いが至便なところにあるのは有難い。部屋代の高さは十分にペイできるわけで、旅行時には留意すべきこと。

翌四月一五日は隣の教会のミサ開始が一〇時なのでそれを見に行く。ほとんど身動きできぬほどの人込み、定刻に司祭

はそのままで助かった。再び市街区に戻り、五時半から船でドナウ川めぐり。船内アナウンスも一切なく一時間半の船での下りと往復するだけ。やはりヒルトンは最適の場所にある。ブダペストは山手の Buda と下町のペストが合併して一国になったなどの知識を得て有益だった。

4 ウィーン

ウィーンへはブダペストからほぼ四時間で到着した。ウィーン行きを確認したあと早めに Orient Express に乗車したが、出発時間前に動き出したので驚いていると、コンパートメントで同室の感じのいいインテリ風の四人組(チェコ人)の一人が英語で、車両の連結操作のためなのでご安心下さい (Don't worry.) と言ってくれたので安堵した。

ウィーンには少し遅れて午前一一時に到着。以前ドイツの憲法裁判所のあるカールスルーエ駅前で泊ったような個人経営のホテルを探そうとして歩き始めたところ、女性 A に日本語で話しかけられた。オーストリア人の夫と共同でペンションを経営しているが、広い部屋に日本人男性が一人おり、長期の単身出張で疲れたし、できれば部屋をシェアしたいと言っている、よろしければいかがですかというのである。差し出

された名刺にはAはピアノリスト、夫は打楽器奏者であり、とにかく部屋を見ることにした。「ここが最上等の部屋です」と言って案内されたのが台所横の大きな4 bedsの部屋でかなり高い。さてどうするか、相部屋はいやだし、高いところを泊



— 写真 38 —

まり歩いたせいもあり、やや金銭感覚に欠けるところがあり、ペンションにしてはやや高いと思いつつ、一〇〇ドルまでならと言って合意。結局ここに宿泊することにした。

「ピアノリストというのは本当だろうが、ほとんどペンション経営に専念の感あり」と思いつつ、ペンションの位置を確認したあと歩き回る。二四時間（一日でないのが合理的）乗り放題のKarte (Ticket) を買い、電車でお城 (Schloss) に向かう。正面はどうってことはないが、中に入り高台に登ると放射線上に広がるドイツ庭園などが見事だった。ペンションに戻り、Aに見るべきところを聞くと、ベートーヴェン、モーツアルトばかりなのもさることながら、あまりにも「観光ガイド的で、やはりピアノリストに変わりはしないものの、比重は大きくペンション経営に傾斜していることを知る。」教えられた場末の Chinese Restaurant に出かけたところ、日本人男性と目が会い、この人、例の「相客」ではないかと思わず苦笑した。やはり駅前でAにキャッチされたとのことで暫く話合う。

九州の人だと思いい話を聞いていると福岡県柳川市近くの農協から「二ヶ月間、どこでもいから歩いてこい」と言われて単身でまわっているのだという。農協さまの一例か。ヨ

ロッパで暫くでも畑仕事をしたい、そろそろ収穫期で日本のことが気になる、など全く別世界に生きている人で、暫く話を聞く。この人、急にワインを買う必要があるといった帰ってしまったが、その唐突さに一瞬唖然としたものの、朴訥さをも感じる。食事はまずかったが、経営者の女主人は日本占領下の台湾での高女卒とかで気持ちのいい人だった。

ペンションに帰ると若い女性M（松井イ代子さん）とピアノリストがあり、暫く話し込む。このMさん、仲々しっかりしており、そのまま一二時まで雑談。flowerやdecorationに興味があり、会社を辞めて勉強を始めた由で、しっかりしている。途中でAがオペラのチケットが二枚あります云々で、明日Mとオペラを観に行くことになった。

翌日は朝から地図（交通網）を片手に地下鉄、路面電車、バスを乗り継いでベートーベンが散策したとかいうH-burg方面へ。burgとあるので丘だろーと思っただがその通りで、ウィーン市街が一望に見える高台にあり、その周辺は散策にぴったりで緑が実にきれい。ウィーン市内を暫く眺めたあとバスに乗り、電車に乗り換えて途中下車してウインドウ・ショッピング、大したことなくし。電車と地下鉄を乗り継ぎ Donauinsel へ。ドナウ川の中洲で水もきれいいし人影もまばら、しかも好

天でそののどかなこと。地上に出た地下鉄 (unter) の両脇の散歩道を歩く。市内の交通機関も完全に利用できるようになったし、ウィーンには又いつか来てもよいと思いつつ六時すぎペンションへ戻った。

まもなくやってきたMとオペラを観に行く。オペラ自体に興味があるわけではないが、さすが本場。登場人物六〇名ほどの衣装の色彩の見事なこと、実に調和がとれており、途中の踊りも東欧風を一部取り入れており、ブロードウェイのダンスとは違った魅力がある。観客はむしろ普段着の人が多いようで、オペラが完全に社会の中に溶けこんでいる。休憩をはさみ七時から九時四〇分まで。

知識のなさを痛感、反省、同時に勉学意欲も駆り立てられた。一たん繁華街に出てレストランを探しつつしばらく歩く。二日間の滞在だがホームレスはもとより、おかしな連中といえはパンクに一度会ったきりで絶無、治安がよいというのも頷ける。地下鉄等の乗り物も検札なしで本人の自覚に委ねられているのも成熟社会の現れだろう。ときたま一斉検札があるとのことだが、基本は本人任せ、ドイツでもそうだったはずである。

時間が遅くなってきたので、偶々みつかった東海飯店とい

う Chinese Restaurant で食事、M はやはりすっかりしている。A に対する観察眼も鋭い。NY に数ヶ月間(?) 滞在したなど共通の話題もあり、気がつく和二二時、タクシーに乗る。Marshall Strabe, nach Westbahnhof, bitte の一言で通じる。A が待っていたので M の買ってきたケーキとお茶で雑談。こちらはウオッカ。A は目つきがおどおどした感じだが、突然、実は私、欲求不満なんです、ピアノだけに集中したいのですが、それができず、ペンションは二軒あるが七部屋あるここは私が買ったものです、あるかもしれない離婚に備えています。日本にはやはり帰りたいなど、嘘ではあるまい。欲求不満の点については「分かりますよ、本物のピアノリストなら一日一〇数時間はピアノを弾き続けるといえますね」などかなり率直なことを話したが、この種の「芸術家」は無数にいるわけで、A もその一人にすぎない。M が目をしょぼしょぼさせ始めたので、M と二人で写真を撮ったあと覆る、二度二時。

翌朝、清算時に丁度やってきた M と「必ずお手紙を出します、Bon voyage!」「じゃあ気をつけて(今日の列車でイタリア、ヴェニスに行くという)」で気持のよい別れ。フダペストからやってきた一〇時一五分発の E.C. Franz Listz 号に乗り、

め「地球族」か。

四時四〇分 Würzburg 着。まずはホテルでチェックインのあと駒林さんに電話、六時に迎えに来た駒林さんからベルリンの「石」とシャツを受け取ったあと彼の家へ向かう。申し訳ないことをしましたというので何事かと尋ねると、ベルリンの帰りに一緒になった東ドイツの老婦人と雑談中、たまたま「壁」の話になり、石を見せたところわけて欲しいと余りにも欲しそうな顔をするので東側の石の一つを「私の同僚も諒解してくれるだろう」と言っただけあげた」とのこと。向こうは日本人だと知っているし、「国際親善」にもなるし、むしろ No problem。夕食を「馳走になりつつ雑談、一〇時半になったので辞去した。駒林さん一家は明日から二泊三日で München に行くとのこと。ホテル近くまで送ってもらって別れる。駒林さんと東西両ベルリンまで一緒に行動したことは楽しかったし、とくに知的渇きを癒してくれたことは有難くまさに正解である。

翌四月一九日は九時にチェックアウト、二二〇 D.M. おばさん「これからどこへ行きますか」「アメリカです」「どの町」「ニュージャージーです」「ニュージャージーですか、住んでいたことがあります」云々で楽しかった。Würzburg 九時二〇分

一路 Würzburg へ。車内はガラガラで他に誰もいない。「探訪記」をまとめる。

列車で西ベルリンに入ったあとの「壁」周辺の散策は最も強烈だが、充実した旅行で大成功といえる。再訪の時にはもつときつちりと計画を立てる要ありだが、ヨーロッパ通貨の統一もさることながら、ヨーロッパにもかなり慣れてきたので、ずい分案になるはず。いろいろ考えさせられることが多く、感慨も尽きないが、「留学」は事実上これでおしまい。すでに pass control 終了でドイツ領、駅舎には D.B. の文字あり。車内放送はドイツ語と英語だったが、いつのまにか(ドイツに入ってからか?) ドイツ語のみ、二〇分ほど遅れて Nürnberg 着。五分遅れています、五分遅れていますの放送は日本と同じで面白い。「地球の歩き方」を持った日本人学生二人に出会う、あれはアウトラインをつかむには便利で、あの中に紹介されているホテル、ペンションを指指して宿泊する人が多いという。あのペンションは「歩き方」で A はピアノリストに非ず、泊るべきでないなどの「悪口」を匿名で「紹介」されていたそうで、A は繰り返し憤慨していたが、必ずしも根拠のない悪口とは言えない。われわれも少し年下の年令層は「カニ族」の異名をとったが、今の大学生はさしず

定時発車、Frankfurt Flughafen (空港と直結) 一一時前着。二五分遅れの出発で定刻の四時二〇分着。八時間五〇分の旅。ルフトハンザは内部もすっきりしており、過剰サービスもなく丁度よい。途中で Albany 通過の報あり、下を見ると City Hall とその前の NY 州最高裁判所が見える。簡単に入国、custom のところに行こうとすると係官が passport, please と「見せる何をしているのか、doing research で法律の勉強をしている、何の勉強ですか、刑法ですか(what kind of law are you doing? Criminal law, Oh.)」に custom に並ぶ必要はないが Exit を通って出てくださいと「Baggage claim のところ」で Drug Dog (?) を連れた警察官が荷物の間を往来していたのが印象的。普通大の犬だったが見るのは初めてだった。

Taxi Dispatcher のところからタクシーに乗る。この黒人の運転手さん、フォート・リィというだけでほぼ近くまできつちり、運転も慎重、toll を含めて三三ドル、五ドルチップで三七ドル渡す。手紙等の整理、牛乳とパンの買い出し、カメラや、洗濯屋と慌ただしい。みやげのヘネシー X をさげて八時前、「穂高」に行き、常連と雑談、一〇時すぎに帰る。まもなく自宅にやってきた田中さん、キミ田さんと二二時

四〇分まで談笑。キミ田さんは留守中何度か宿泊、鈴木さんも加わり「コンパ」もしたとのこと。野中さんから電話あり、何度もかけたがからず「おばあちゃん」が心配していたとのこと、明夕、野中宅で会食を約束。某氏によるとN.Y.の売春婦の三〇～五〇％はA.I.D.、「最近を買っていないからよかった」等で、売春の実態についての耳学問、ぎりぎりまで起きていて一時就寝。

一 帰国

丁度二年間の在外研究であるから、九〇年五月九日の帰国は当初から決まっており、年明け早々から帰国準備を始めたが、文字通りの単身赴任であるため、車や家具の処分はすべて一人でこなさなければならず、いささか大変であった。もっとも、忙中閑ありは日頃からのモットーでもあり、前述のように三月から四月にかけてのメキシコ、東西ベルリン等を訪問したうえ、ニューヨークから二週間かけての西海岸、ハワイ、グアムを経て帰国するなど一人旅を満喫したのである。

そこで以下、帰国準備や西海岸歴訪後のグアム島での出迎えについて触れたあと、純然たる個人的事柄であるが、帰国

後の健康診断の結果および初めての入院経験についてその一端を紹介することとしたい。

1 帰国準備

家具等については「穂高」で知り合った人たちの協力ですべてスムーズに処分できたうえ、帰国前日の四月二四日には穂高で「送別会」をしてくれるなど大変お世話になった。以下、ロー・スクールでの挨拶に触れたあと「穂高」での交友関係の一部を明らかにしておく。

(1) ロー・スクールでの帰国挨拶

ジョージ先生には早めにサイモン学部長への帰国挨拶をしたいとの意思表示をしておいたところ、三月二日の plain view に関する講義終了時に「次の水曜日(三月一四日)午後二時、学部長室でいかがでしょうか」とのことで、当日少し早めにジョージ先生の研究室を訪ねることにした。

三月一四日一時五〇分にジョージ先生の研究室を訪ねると、時計を見て「一寸、待って下さい」と言っただけでパソコンに向かう。実に speedyかつ punctualでこの点についてもずい分教えられることが多かった。二時丁度に学部長室へ、丁度秘書

の Claire がやって来て、お久しぶりです (I haven't seen you for a long time, Pro. Koba...)。サイモン学部長とは握手のあと、まずジョージ先生が実は東ヨーロッパの radical changes があり、予定を変更して東ヨーロッパ訪問するため挨拶に伺ったと説明する。筆者が有難うございました (Thank you very much for your kindful reception you gave me during my stay here.)、来週からフリンテンロッドほかを旅行し、来月は東ヨーロッパに行き、できればポーランドの強制収容所 (concentration camp) にも行きたいと説明。「東欧では何か「ネ」があるのですか」「いえ」「Just lookingですが」「ネ」は「うちでは研究の方ではなかったが」「よく図書館情報が有益だった (specially library information has been useful for me and I've got many materials I have made much progress.)」「Good.」「各地をまわり、ニューヨーク市内はほとんど周知、法廷も見に出かけたが、先日マフィアのトップに出会いました (The other day I happened to see Mr. Gotti, you know, Mafia Boss.)」「日本では organized crime はやはり問題ですか」「Serious problems だと聞く drugs も同じ」「特定の section の人が organized crime を構成するのですか」「

のあとジョージ先生が補足説明。「Anyway、来て下さって有難う。」「いろいろお世話になりました。皆さんによりよくお伝えしたい (Thank you very much for everything. Please give my best regards to all the members of NYLS.)」そのままたいでジョージ先生にお礼を言ったあと、Claire に挨拶したいからと別れる。何度か来たが Claire が不在で会えなかったので丁度よい。まずなぜで迷惑をかけて申し訳ありませんと言ったあと、帰国までの予定を話し、お礼を述べ、小さなイヤリング用真珠を渡し辞去した。

なお、当日は、その前日に数日前から滞在していた甥の靖樹と痛飲したせいで珍しくなおアルコールが残っている感じで、挨拶をするには最悪の状態だった。実は、前日の三月一三日、彼の希望でハーレムに立ち寄った。いつものタクシー Babe's を呼びハーレムに出かけたのである。あの Black Harlem か Hispanic Harlem かと聞かれたので Black と答える。Yankee Stadium 真向い辺りにさしかかると「ここは no good」と言っただけで猛スピードで通過、早く走ると撃てないから大丈夫と言いつつ次のハーレムへ。これは凄い。今まで二度ほど車で通りがかかって見たのはいわばハーレムの表玄関のところだが、ここはまさに裏通り。廃屋が立ち並び、そこか

しこに実に不気味な連中がいるわけで、少しハーレムを歩いてみたいと言っていた靖樹も「見るだけで十分」と言って降りない。運転手も道路の端は避けて中央部を突っ走るのみ。そのうちに表玄関に出てきたのでヤレヤレ。あれほど凄い所とは全く知らなかった。すごい勉強になったことは確か。とても一人で（いやグループでも）歩けたものではない。「Don't forget Harlem」と運転手さん。多少の演技はあるのだから彼もかなり緊張していた感じで、こちらもおそらく一生忘れることはあるまいと思われるほど強烈だった。その後国連本部に出かけた。料金は二八ドルで三三ドルで十分だが、extra bonusを加えて四〇ドル渡す。「Thank you very much, sir.」と手を差し出したので握手をした。地下食堂で昼食後、Statue of Libertyに上陸、Soho Village, Blue Noteを経てバスで帰宅。

ロブスターの旨い近くのMeson Madridで夕食、ビールのあとHouse wineを「carafes」を飲む。少し酩酊して帰宅後に今度はスコッチを飲み始める。かなり酔っ払ってきたことと話の内容のせいで日本にいる幸男（甥）に電話、話し振るも堂々としており、彼はさらに伸びるだろうと思いつつ、S留学中にバイト代わりとして、Oの子守役として上野泰男

さん滞在中の長野県の「ますや旅館」に行ったことなどを思い出し、いささか感傷的となったこともあり、午前二時前まで飲み続けたのである。

(2) 「穂高」での交遊

東西両ベルリン等から帰米して五日後で帰国前日の四月二四日（火）、「穂高」で送別会をやっていた。どなたの発案であるかはともかくとして、最年長の谷口さん（東洋インキの現地社長）、隣組の師匠こと久保田実さん、藤井一郎さんの常連組を含む一四名参加の盛大な送別会であり、実に楽しかった。送別会に触れる前に、差し障りがないと思われる範囲で「穂高」での交友関係について少し説明しておく。

(a) 前述のように偶然フォート・リイに居を定めたところ、徒歩一、二分のところにスシ・バー「穂高」があった。当初は週に一、二回程度であったが、帰国準備等で忙しい最中に米国内外に出かけることが多くなると、一人での食事がまことに億劫になり回数が増えた。もっとも、これはいわば当然のことでもあり、日本国内における単身赴任者の場合であっても、とりわけ酒代には不自由しない男性であれば、同じようなことが言えるのではあるまいか。

久保田実さんは先輩格の常連であるうえ、隣組の一員でもあることから当初から親しくお付き合いすることになり、夏休みを利用しての夫人（バイオ専門の某国立大学助教授）来訪時には拙宅でも一緒によまの話しに興ずることがあった。下段写真は当時のものであるが、お二人とも「額に入れようかと思う」ほど気に入って下さったことでもあり、異論はないと思われ、諒解なしにあえて掲載することにした。⁽¹⁹⁸⁶⁾なお、久保田さんは酒豪であるが乱れることは一切ないうえ、落研出身で時に興にのると椅子の上になよこんと座り一席やるなど、やはり師匠が来ると俄然賑やかになり、爆笑に次ぐ爆笑。昨日は日本での通勤途上でのア力新聞、雑誌を取り上げていたが、まことに「ケツサク」で、谷口さんも大笑いしていた。しかも、久保田さんほとんど笑みを絶やすことがなく毎日（晩？）ほとんど同じでこれはまことに立派（一月一五日付）である。

(b) 常連のほとんどは会社員で、その職種は多様と思われたが、具体的な職務内容については耳にすることはほとんどないし、もちろんこちらから聞くようなことはしない。ただ、定期的に日米間を往復する人もあれば、数年間の文字通りの単身赴任でひたすら会社からの帰国命令を鶴首する人もいる。



— 写真 39 —

また谷口さんのように自分で食事を作るのであれば食べない方がましという豪の人もあれば、久保田さんのように自炊を厭わない人もいる。いずれにせよ、バブル経済の絶頂期のこともであり、フォート・リイ周辺に居住する長期短期の単身赴任者が夕食の一時を「穂高」で過ごし日本食を口にしながら憩いの場所であったことは否めない。いろんな人と接触し、それなりに勉強になったが、とくに海外勤務の裏面史に関連する話などを聞くと、筆者自身その可能性があったこともさることながら、大阪外大の同期性のことなどを思い浮かべて興味をそられたのである。

八九年十二月のこと、アルコールは一滴もダメの単身赴任二年半の某氏によると、同僚とはよく付き合うが酒を飲めなためコーラやジュースだけで一人百ドルも取られるのは全く馬鹿らしい、「どうせ接待費でしょ」と言って日本の田舎娘（ホステス）のチップの中に入っているはず、やはり単身赴任の先任者は途中でおかしくなり、毎晩銃を見ながら酒を飲み始めたことが分かったため急ぎ帰国させ、その後任として二年前に派遣された。「もうしはらくどつか」の打診があったので「もう勘弁して欲しい」と言っただけで「余り無理も

いえないな」ということになり、あと半年で帰れるはず。外食費用は三〇ドルが限界で今日はいろいろ「旨いもの」を出してくれるが、とても払いきれないよ、単身赴任が決まった時、まあこれで三年間、朝はパン食、昼はハンバーガー程度、夜にイタリア料理かスペイン料理、たまには車に乗り日本料理を食べに行くことになったと思った。これほどふんだんに日本食があるとは予想外のことだった等々話し始めたのである。自分では料理は一切作らず穂高に通いつめて出されたものを食べており、夕食の予算は二〇ドルという。ずい分しつかりした四〇代半ばの人の話だけに、いろいろ考えさせられたことがあり参考になった。

(c) バリ・ワシントン市長逮捕の報に接した一月一九日のことである。キャレンのレッスンで前から聞きたかった刺青(tattoo)の話をした。

日本ではgangsterの証明書のようなもので、小指切断(cutting off finger)の例もあり、小指のないのはそのIdentification、アメリカではそんなことはない。自分は嫌い(hate)だが恋人の名前などを彫りこみ、場合によればprivate partにする女性もいる、excitingのためらしい、いやdisexcitingでいい、no excitingです大笑い。一月三〇

日から一月間「Tuesday」があくというので、その間通うことにする。この際つめてやることは効果的なはずで、楽しく帰宅し、夕食は「穂高」ですますことにして散歩四〇分。ジャンパーなしで歩く。これも全く久しぶり振り(二ヶ月以上)で気持ちよかった。

丁度七時半。ビール一本を持って「穂高」へ。三〇分ほど客はほとんどなし。そのうちに酒の全く飲めないXが疲れているのだらう「怖い顔付で」入ってきて一人で食事開始の様子なので、手を上げて「こちらへ来ませんか」。しばらく談笑する。日本に二週間ほど帰国し、風邪も全治、「よかったですね」、彼にしては珍しく一〇時頃までいた。その間にアメリカ人ヘアのほか久保田さんが来て賑やかになった。

閉店間際に来た日本人男性、まるで飢えているようにスシ等を食べている。タイミングのよいところで話しかけるとアメリカは初めてでほとんど九州にあり、二月までは単身とのことで、面白いのは同じJapanese Villageの一員という。隣組の単身赴任の男が三人揃ったことになる。じゃあ歓迎会をやるうとの筆者の提案に全員異議なし。結局一月二〇日(土)の七時から筆者宅で、藤井さんは焼酎一本、久保田さんは水炊きの自動ガス一式、あとは筆者が用意することを決め一緒

に帰宅した。この藤井さん、初めはかなりぎこちなかったが次第に溶けこみ始めた。筆者はあと三ヶ月ほどだが久保田さんにとってもいいメンバーになると思いつつ帰宅。テレビでバリー・ワシントン市長逮捕のニュースを見て一時間就寝。

前夜は久しぶりに——というより初めてか——楽しかった。

アルコールが一滴も飲めないXとの話も弾み、昨年風邪をひいたときにはオヤジ(H)さんが鶏ガラスープを作ってくれて嬉しかった。一〇日余帰国したが、これで三、四ヶ月はもちそう、七月頃に三年の任務を終えて帰国する、多少遅れてもあと半年です、酒が飲めれば楽しいのでしようが云々。そのあとが隣組の新人。師匠と筆者が二人で「あのトンコツラーメンは旨い」「新幹線地下のウドンも旨い」「中州あたりの川に面して並んでいる屋台はきれいし旨いですね」「そうそう、あれが最高」等と専ら九州の博多の話をした。そのためもあり彼が喋り出して藤井と申します、来てまだ二ヶ月で、家内は二月まで来ません云々。結局、隣組の一員であることが判明し、やはり日曜日の前日がベターというので「善は急げ」で一月二〇日七時開始に決まったのである。知的会話に飢えている筆者にとってはまさに良薬。ともかく楽しかった。これをしおに帰国準備にとりかかる。一石三鳥か。Hが「私も

参加したいが時間がなくなつてね」にはついホロリ。筆者が好き勝手なことをしていて時に懸命に働いていた元パトロンかつ親友の仲西兄などのことを思い出す。ともあれ大学時代からのコンパの実績が大きくものをいう一例ではある。

一月二〇日は定刻の七時開始。久保田さん、藤井一郎さん、それに久保田さんの会社の人（来月帰国予定）が参加して合計四人。ツナ刺身のほかスキナベ（昆布と鰹でだしをとり、みりん、醤油、塩少々で味付け、鶏を放りこむ、そのあと師匠持参の鍋に貝、エビ、鶏、白ネギ、椎茸、白菜、こんにゃく、糸こんにゃく、豆腐。話が太いに弾んでいる九時頃、樋浦さんがやってきた。一時間近く居て帰ったが、「客」の家に出入りするのには稀有のこと。鍋は丁度適量、久保田さんが雑炊を食べると言うので任せる。これも旨かった。藤井さんは九州電力から三年間の予定でJETROに出向で、夫人は来月〇歳（三ヶ月？）と三歳の女兒二人を連れてくるとのこと。九州大学法学部でゼミは民法だった由。途中から藤井さん持参の焼酎お湯割り——これは一昨年春、鳥取駅前の「サツマ」で覚えた——がやはり旨い。気がつくと午前四時だった。全員で後片付け（といつても、徐々に片付けていたのだから）。四時半に寝る。藤井さんの歓迎会をしたのはやはり正解で、さすが

実にしつかりしている。こちらはあと三ヶ月で惜しいが、久保田さんにとつてもいい話し相手ができたはず。

(d) 筆者の誕生日の二月四日、偶然藤井さんと出会い、穂高に行くことにする。盛田・石原共著「NOといえる日本」を持参してくれたので、キャレンのレッスン時に見れば好都合と思いつつ、若干のexchange。やはりこの人はいい。女房が来るまでに一度マンハッタンで食事でもとの誘いに応じて久保田さんを加えた三人で、二月七日（水）に、マンハッタンのバーに出かけることになった。

地下鉄を乗り継いで約束の店に出かけると八時半。食事をすませたあと、久保田さんの案内で、メンバーズ・クラブSへ行く。日本のバーと全く同じ、ほぼ満席で四〇〜五〇名、空いていた奥のコーナーへ行く。ママとチーママが主に相手したが、まもなく中国本土と台湾出身の各一人、日本人二人——一人は大阪出身で阿倍野区の「大阪キリスト教短大」を卒業したというので、「丸山通りにある?」「そうです」と喜んでいたが、姫路出身のもう一人は若いだけで何の取り柄もない女性——が加わり賑やかになるが、久保田さんの一人舞台の感あり。日本のバーでも同じだが「ワイなexchange」に終始するが、とてもできないことだし、またやりたくないこ

と。ママ（三〇代後半）がしきりに筆者に対し「こんな感じ

の人は私の好みだが、逆に私は好かれていないことは直感で分かる。云々でこれはいわば決まり文句。ひきあげる間際に「チーママ」が横にすわり「身の上話」を始めた。教え子（教師をしていたという）と駆け落ち同然で結婚したが、相手の浮気で一年半で事実上解消。ただ、正式離婚までに七年かかった。その反動（及び短大が福岡にある厳格なクリスチャン系）もあって水商売に入りしばらくは好きなjazz singerをやっていた、ところがあるときpunk hairに白いものが混じっていることに気がつき、愕然としたと話し始めたのである。さらに名古屋にもしばらくいたというので「サカエですか」「ご存知なんですか」話半分にしても「教え子との駆け落ち」はおそらく事実なのだろう、話や態度もしつかりしている。ユカというこの人、名古屋の繁華街に大変お世話になった人がある。機会があれば場是非尋ねていつてほしい、中日ビル近くの「イロハ二ホヘ」近くの園部ビル地下でスナック・バーをやっているAFの名前を書く。ユカは元気にしている旨の近況をせひ伝えてほしいと言ってアパートの住所、電話番号なども書きとめて手渡された。二時閉店、迎えに来たLimoで帰宅すると二時半、グレープ・フルーツを食べてしばらく

沈思、三時一〇分寝る。

(e) 翌朝はアルコールの残存感もなく快調。昨日のことをまとめておく。ニューヨーク・タイムズは一面全段抜きでソ連の共産党の単独支配の終焉報道。他に興味深いゴッティ裁判ほか、かなりの記事あり。昨夜の「ユカ」の例が示しているように、「男」に裏切られて水商売に入る女性が多い、それだけに——あくまでも半面のことだが——純情な人も多いのも事実。ただ、そのためもあるが、少なくとも日本ではほとんど「ヒモつき」のはず。それにしても卑猥な話に応じてあとはアルコールを飲ませ、時には「カラオケ」のお相手をするだけ（ユカはさすがgood singerだったが）の仕事とはどういうことか。問題は日本の男性にある。おそらく家庭ではできない（又はしない）卑猥な会話を酌婦とすること、彼らは何を解消しようとしているのか、あるいは芸者やかつての合法的な売春制度の流れをくむ「遊び」と「家庭」は別という日本男性の意識がその根底にあるのではないか。ともあれ久保田さんや藤井さんと話していると知的渴きを癒してくれるのは事実で嬉しい。

なお、藤井さんは間もなく二歳六ヶ月と四ヶ月の幼児を連れた夫人が来られたので以前ほど「穂高」等で会うことはな



— 写真 41 —

なくなったが、時折夕食をご馳走になった。例えば、二月一七日、手作りの手巻き寿司などのご馳走になり帰ろうとするとベビーの方が起き出してきたのでごく自然に——さすが大先輩で手馴れたもの——驚いている藤井夫妻を尻目に抱きかかえてミルクを飲ませつつ、育児戦争時代の昔話をしているとつい長くなり気がつくとはや二時ではないか、あわてて辞去したことがある。

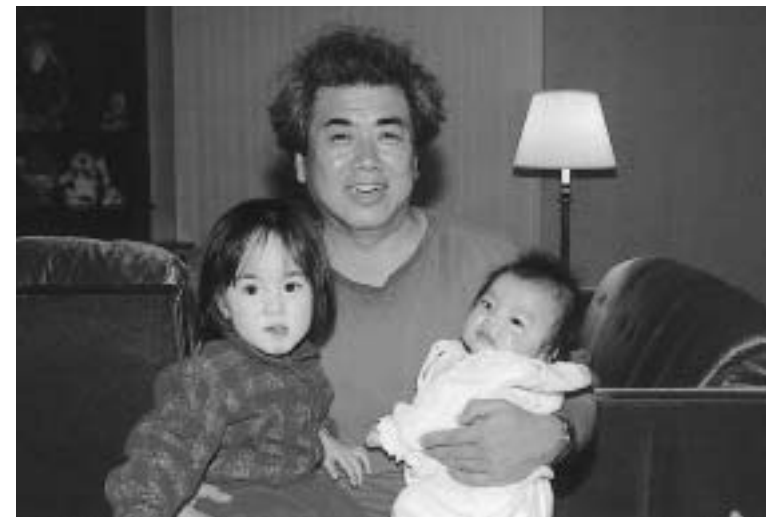
(f) 穂高ではビールのほかに三回で一升ビン一本のペースだったが「今回初めて二回で二升ビンが空になり、やはり飲みすぎる、三回で一升のペースを堅持すべき」と反省したのは二月二三日のことである。「穂高」で車の売却先などを探していたところ、常連の鈴木さんが二千ドルなら必ず引き取るので安心した。同席していた久保田さんが突然、「二月二〇日は樋浦夫妻の結婚式らしいので盛大にやりましょう、酒樽を大道に注文して」と言い出した。「一斗樽?」「むろん一斗樽で飲み放題、会費は二〇〜三〇ドル」「じゃあやりましょう」で三人で寄付することに決定。「では、一番暇な人」とのことでは筆者が大道に注文することになる。もっとも、今どき一斗樽はないだろうから一升ビンを一〇本並べることで落着。久保田さ



— 写真 43 —



— 写真 42 —



— 写真 40 —

んと一緒に帰ったが、「やはりイベントがないと。」そうだろう。「穂高」は単身赴任者の社交場でもあるわけでイベントは大切。「誰が呼びかけるのですか」「樋浦さんが自分でやると言っていましたよ。」まあ、それでいいのだろう。一石二鳥の効果ありか。

樋浦さん「金はとらない」と言い張るので、やはりといった方がよい、会費一人一〇ドルとし、酒は三人でもつことを確認する。従業員のユキによると、二月二〇日は小学校の同級生であった樋浦夫妻が「駆落ち」した日で、あさつてが丁度二五年とのことで、当日の司会者の久保田さんはメモをとりながら張りきっている。

翌日は久保田さんの車でマンハッタンへ。駐車のととSoHo-Village 界限を樋浦さん用のＴシャツを求めて歩きまわる。丁度 Blue Note 近くで「駆落ちネコ」（夜逃げ？）のＴシャツが見つかったのでこれを買うことにする。レタリングを入れてもらうつもりでいたが結局ダメ。なかっても可いいうことでそのまま帰宅する。四時半。これで SoHo-Village 周辺の地理もほぼ完全に頭に入ったことは有益。あの辺りは歩くと面白い。途中でギャラリーに入る。久保田さんが著名な（？）画家と間違えられるなどの一幕あり。大道で店長に菊正

さんに渡しておくよう指示、「校正」を読みつつ三時頃就寝。

(3) 家具等の処分

車や家具は結局「穂高」で知り合った人たちの協力で比較的スムーズに処分できた。最も気になった車については、近くの日本食品店「大道」に写真入りの広告（ＡＤ）を掲示したほか、何人かの人たちにも配り協力を求めたところ、前述のように鈴木さんから二千ドルなら間違いなく売れると聞き、買値のほぼ半分強だがそれで十分と思った。ＡＤを見て最初に打診のあったイソノさん——新婚の婦人用に適当な車を探しておられた——に譲渡することとし東西両ベルリン出発時の四月五日に引き渡した。もちろん、クライスラーの「前科」等については修理済票が残っており、それらをすべて説明したうえでのことである。確か筆者の勧めでフロリダのデイズニールランドに新婚旅行に出かけたとのことであったが、このイソノさん、実に気のつく方で、当日はすでに免許証を取得した夫人とともに来宅されたうえ、「今日お出かけと聞きましてので現金で用意しました」と言っ、現金二千八〇〇ドルを置いていかれた。お二人を見送りつつ、「ご多幸を祈念した次第である。

宗一〇本、明日の配達を依頼すると、彼（内田さん？）も出席予定とのことだった。Chang's で大量の野菜等を仕入れ、ほかにワイン二本等々を持って久保田さん宅で食事をすませる。ついでに簡易ベッドや大皿二枚なども分配。具体的な帰国準備の始まりである。騒いでいるといつの間にか一一時半。ジンをベースにしたカクテルを作ってもらい、実に旨かったので五杯ほど飲む。明日の打合わせをして一二時前帰宅。

当日は谷口さんが社員を連れて登場。一言お祝いを言いに来たとのことですが、参加者は結局、五〇名ほどになった。^{（写真）}司会は師匠だがこれが絶妙。途中で「旧婚さん、いらっしやい」で樋浦夫妻が出てくる。最後に実は「駆落ちです」で、これで例の eloping cats のＴシャツの贈呈。ケーキを刺身包丁で切る一幕もあり、予定通り一〇時半頃に中締め、一二時半まで残っていた一〇人はほとんど全員「独身」。アルコールダメの「カツキ」さん、六月一〇日に帰国決定しました「よかったですね、やはり落ち着くでしょう」。やや場違いの人もいたが総じて合格点。中途半端に飲んだ感じで帰宅した後、久保田さんと二人で飲み始める。そのうちに「ユキ」と厨房の田中さんが来て、結局二時半まで飲み続ける。ユキは会計報告を兼ねていたが、one family 一〇ドルの会費は樋浦



— 写真 44 —

なお、大道に掲示したADは八津谷由紀恵さん苦心の作品であったが、どこかに紛れ込み今手許にないのが残念である。このADを見た樋浦さんから、筆者の作品と勘違いしたらしく穂高の新装開店の広告を是非書いて欲しいと言われて思わず苦笑した。

家具類については適当に分配してもよいとは思っていたが、穂高で時々見かけるタナカさんが雑談中に「ソファを譲ってくれませんか」「差し上げますよ」、樋浦さんが「会社が払うのだから思い切りふんだくつたらいい」というので「それは嫌いでね、じゃあ市価の半額程度で適当に値段をつけて下さい」、テレビも欲しいというのであらためて連絡してもらったとし（二月一五日）、結局、机など家具類の大半はタナカさんが引き取り、その他は適当に分配してすべてスムーズに処分を終えたのである。

唯一の心残りは木下大三さんとの関係であった。オーナーの中国人は、次ぎの借り手探しに躍起で、何度か新しい客を案内して来たことがあったが、木下さんとはその後連絡がなく、こちらも超多忙でもあり連絡することがなかった。家具類の処分方法がほぼ決定していた二月二一日、思いがけなく木下さんから電話があり、手術（胆石？）のため暫く帰国

する、三月末の帰国前に一度会いたい、家具一切を買いたい人がいるので云々という。野中さんの「結婚式」（一月一七日）参列時に、四月末に引き払う旨連絡しておいたはずと思いつつ、二年前の一括購入の時に、二〇〇〇ドル位なら売却可というのが記憶の片隅にあったが、頼みごとをするのは苦手で、早くすっきりしたいという気持も強く、事実上の売却済み伝える。「酒はかなり前から飲んでいません、先生は相変わらずおさかんですか」「Japanese Villageの人と飲むことがよくあり、ここしばらくは連日です」「何といっても健康第一ですから気をつけて下さい」木下さんには落ち着くまでの間、ずい分お世話になり「借り」がある。「どうぞお大事に、四月に又」と言って切ったが、しばらく思い出に耽る。

(4) 送別会

東西両ベルリンからの帰米が四月一九日で、帰国に向けてのニューヨーク出発が四月二五日のため、その間五日間しかない。しかも二四日には「穂高」での送別会が設定されているため、自由なのは正味三日間程度であり、しかも帰国直前の来客もあり、実に慌しく送別会当日を迎えた。その前後のことを少し明らかにしておく。

(a) 東西両ベルリン訪問前日の四月四日、一部荷物の日本への郵送手続を済ませたあと鈴木さんの強い推薦もあり、田中さんの車でプリンストン大学に出かけた。確か同僚の肥田進さんも三年前に留学していた大学である。一時間余で到着さすが由緒ある大学らしく実に落ち着いた雰囲気、掲示類はごく一部の場所に限定されているのも気持よし。ふとみるとダレス国務長官を記念してかDiplomatic History（研究所？）の文字が目につく。^(写真5)日米関係を中心に冷戦時のダレス外交を専門にしている肥田さんがここに来たのは確実。^(写真5)Harvardよりこちらの方がはるかに落ち着いている。学内を散策。近くのレストランで昼食。ここに来たのも正解と思われた。

帰宅して小休止のあとマンハッタンのZimno（次頁参照）でキミ田さんと会う。いわばアメリカ風「居酒屋」で、ジャズの生演奏あり。キミ田さんは常連とのことだが、客筋もいし実にcomfortable。こんな所には頻繁に来たいがもはや時間なし。オーナー（七〇歳代？）がカウンターに座っており客と区別がつかず、息子（？）がカウンター内におり愛想のいいこと。一緒にいずれの機会に是非と思いつつ写真撮る。^(写真6)キミ田さん「やはり坊さんになるのが向いていますよ」と繰り返す。四月二四日の送別会は八時開始で「なんでもお好



— 写真 45 —



— 写真 47 —

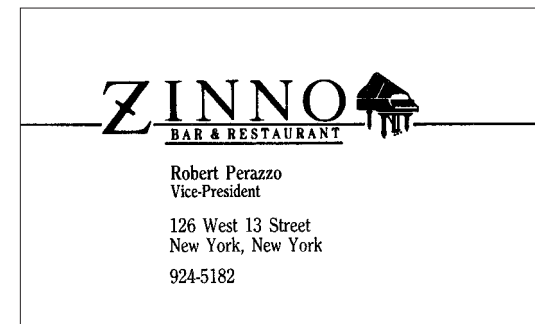


— 写真 46 —

もったことがあり」云々から、大阪外大でスペイン語をかじったことがあると言ったところ、「そうですが、私はビルマ語です」「じゃあ、同窓ですね」「いえ、格が違います」などから話が弾んだことがあった。ビルマ語科を中退したまま大阪外大の外国人の英語教師ギレスさんの保証で渡米し、その後、ヨーロッパ、中近東を転々とし「いずれは愛知県の山奥に帰って坊主が百姓をやりたい」と繰り返していた。いずれにせよ、今は「穂高」の厨房を預かっている身でもあり「何でも好きなものを」というのは誇張ではなかったのである。

(c) 久保田さんは労働法ゼミの恩師に傾倒しており、中央労働委員会の会長を長年兼務しておられた先生に関連する話を繰り返していたが、実に気持のよい話であった。また常連の一人は、一九六五年の産学共同を否定するデモ頭の先頭に立って機動隊と衝突、鎖骨骨折したとのことでもあり、東欧諸国の激変をどう思うかと水を向けたところ、やはり学生運動の経験はプラスとして残っているという。高等小学校卒の父親が苦勞して毎月五千元送金、残り二千元はバイトで何とか生活してきた、その父親がガンで治療不能の状態にあり気になるなどのしんみりした話のあと、超人気で結局入れなかった刑法の斎藤金作ゼミの話を始めたため、法学部出身である

きなものを」と言うのでフグがいいと冗談半分に言ったがどうなるか。キミ田さんの経歴は知る由もないが、樋浦さんに誘われて従業員一同の忘年会に参加したところ、何かの折に目が一瞬輝く丸坊主の新しい板前がいた。どこかで会った記憶があり、渡米直後の八八年五月 Lexington のスパー「三島」で会ったことを思い出した。中近東を転々ここしばらくは日米間を往復、「坊主」になろうかと思うものの、まだその決心がつかず云々で、とりあえずは「穂高」の厨房を預かっているとのことだった。後日のことだが、「三島」でエクアドルについて雑談中、かなり「教養」がある人だなと思ったこともあり、「私も中南米に興味を



ことを知り参考になった。大学時代の記憶はとりわけ一定の年令に達すると懐かしく思い出されるわけで、筆者のような大学教師にある種の親しみを感ずるであろうことは否定できず、しかも同じ法学部ということになると共通の話題もあり、親近感が増すのではないかと思いつつ、反省することも多かった。

(d) 四月二〇日は野中さんにご馳走になった。日本旅行のミサコさんからの帰国予定表を確認し、さすがにしっかりしており間違いないと思っているところに野中さんがやって来た。Teaneckにあるイーストのレストランで夕食後、野中邸へ。まもなく「おはあちゃんと長男のサカイ・セイイチさん」が到着し、しばらく雑談。新装開店のクラブに送別会をかねて招待する予定でいたが、開店が少し遅れるので、今日は送別会のつもりでやって来たとのことで、恐縮した。ともあれ、イースト・レストランのNYでの急成長は慶賀すべきことで、一層の発展を祈念した次第である。

翌二二日九時半、一昨日予約しておいた beauty salon へ行く。いつものおばさん、一四ドルに extra bonus 四ドルを加えて合計一八ドル支払ったあと、I'm so sorry but I must go back to Japan next week. と言いつつ、それは残念、機会があ



— 写真 48 —

れば是非お越し下さい。経営者の男性も「まことに残念、good luck and take care.」で感じよう。いつも同じくおば(あ)ちゃんばかり五、六人が談笑していた、「穂高」の丁度真裏にあるこの店も忘れられることはあるまい、good luck, everybody! ウィンストン以来の写真整理をしていると田中さんからの電話あり。丁度電話しようとするときと妻と来宅、家具の件、計一〇〇〇ドル現金で合意。アカシさん一家来訪、ピーフステーキの乾燥したもの一箱もらったが、どうするか。こうして時間が経っていく。名刺の整理、洗濯。疲れて三〇分ほど寝る、気持ちよ。

(e) 四月二二日と二三日の両日は名古屋から来た女性二人に付き合った。二日七時半起床、やや細かな整理のあと——やはりいろいろある——九時四〇分のBabe'sでマンハッタンへ。丁度一〇時にDoral Innで、I両名に会う。服装等は奇怪と評してよく、ゲンナリだったが止むなし、二日間付き合わせるを得ない。Iの希望でまずはGuggenheim Museumへ。Iは建築事務所勤務でインテリアにとても興味があり、Guggenheim Museumの建物を是非見たいとのことだったが写真と実物との余りの相違にいたく失望したらしく、中には入らずそのままと近くのMetropolitan Museumへ。こうして

の推薦でインテリア関係の本二冊購入はよかった。丁が是非にと言っていたのに、筆者には判断ができなかっただけに「不幸中」の幸い。

翌二三日はBabe'sのりマンハッタンを望める Scenic Views へ。ハドソンを望める高台にあり、これは美事だった。そのままGWを渡って Natural History Museum へ。「生命の限界」をみる。筆者は好きだが彼女らにとってはもう一つの感でこれはゲンナリ。セントラル・パークをこえて五番街を南へ、F&O、Tiffany、Liberty 支店、St. Patrick Church と廻りチャイナタウンでおそい昼食のあと、Yのたつての希望でCoach Store——ハンドバッグの専門店とか——へ。エンバヤ・ステイト・ビルディングの近くで誰でも知っているというが、正確な住所やHouse number が分からなければ探すのは至難。Nobody knows とひやかしたがその通り。近くのLuggage店で聞くと、幸いに女店員が知っており、Macy'sの中にあるはずといふ。百貨店の中にある専門店ではないか、この種のショッピングの同行はウンザリだが、これには呆れる。たまたま近くのPenta Hotelに二〇日間ほど滞在しており地理に詳しかったからよかったものの、そうでなければまずはお手あげ。Macy's 内のCoach Shop (Store に



— 写真 50 —



— 写真 51 —

真を撮る。雪景色の頃が思い出されてきた。
ドイツで駒林さんと会うなどして知的飢餓状態がかなり解消された反動のせいであろうか、突然付き合う範囲を限定すべきであるとの思いがこみ上げてきた。いろんな人たちに出

非ず)で、念願のバッグを買って嬉しそうにしていたのでまずはよかったといえるもの、呆れ果てた次第。
かなりロスをしたので予定していた国連等は省略、Wall Street を経て船で Staten 島往復、Statue of Liberty もなることなくマンハッタンの姿はいっ見ても「絵になる」当日はとくに素晴らしい眺めで彼女らも感銘したらしい。その後、急ぎ足で——夕陽に間に合うべく——World Trade Center へ。視界無限でここからの眺めもすばらしかったが、タクシィで帰れると言つのでそのまま別れてE線へ。フォート・リィに戻るのと九時一〇分。シャワーのあと穂高へ。先程まで久保田さんがあり、明日の筆者の送別会の打合わせをしていたとのこと。樋浦さんがおみやげにといつてN樋浦の名前の入った「ぐいのみ」を、お客さんにもらったものだが、いつも名前を思い出して欲しいと言ってくれた。

(f) 昨日ずい分歩いたこともあり目覚めは爽快。ベッドの掛布団などを藤井夫人に、カメラ店で写真と修理済みのカメラ——このオーナーはやはり very good——、洗濯の受け取り、写真の整理と忙しい。壁にはつておいた印象派の複製画を取り外し、八津谷さんの習字と一緒に post box へ。いずれも見続けてきたわけで記念すべき品である。住宅周辺の写



— 写真 49 —



— 写真 53 —

会ったが、現に同棲中の某などは近い将来の破綻は確実と思われた。いずれにせよ、偶然に知り合い無目的のまま衝動的に一瞬を生きて死に絶えていくのがほとんどではないか。垣間見たことはそれなりに勉強になったが、今後はやはり明確な一線を画し、付き合う人たちを厳選する要ありの衝動的な思いに駆られたのである。

(g) 四月二五日は最終日でもあり、さらに慌しかった。田中さんの車で最後の郵便物を発送、木下さんに電話、全く元気なし、日本では手術はしなかったはず。明日帰国を伝えて挨拶すると、野中さんが何度か電話しているはずだが「おかしいな、知らなかった」とのこと。野中さんから明日空港まで送る等の電話あり。七時五〇分穂高へ。八時開始で、結局一〇余名参加。刺身、鍋、雑炊とかなりの豪華版。みやげをらって全員で写真を撮り、一一時前に散会。全員単身者(未婚者)なし。単身経験者であり、まことに賑やかで楽しい三時間だった。全員に住所、氏名を書いてもらう。二次会は藤井さんが是非にと言つのでお言葉に甘えて一時四〇分まで藤井さん宅でお世話になる。楽しかったし、かなり飲んだ(酒量多し) みやげなどをバッグに詰めて二時に寝た。



— 写真 54 —

2 西海岸歴訪
四月二五日は七時半に起床し、出発準備を整えていたところ、入口に藤井さんの姿がある。見送りの挨拶に見えたわけで律儀さに感服した。入れ替わり野中夫妻、おばあちゃんと



— 写真 52 —

サカイさん、それに社長からのおみやげを持参してくれた。藤井夫人にキーを渡し、郵便物などの転送をお願いしたあと、野中さんの車で郵便局に行き残り物の郵送手続をすませたあと、New Ark 空港まで送っていただき、United Airline の入口で別れた。最後までお世話になり感謝しつつ搭乗手続を



— 写真 55 —

すませた。手続もスムーズで、定刻の一時に離陸し、その後、五月六日までのほぼ一〇日間、のんびりとした一人旅を続けたのである。

そこで以下、最初の寄港地ロスからハワイに至るまでの道筋を明らかにしておくが、留学も事実上終了したことであり、新しい諸体験に限り、そのごく一部のみを紹介することとした。

(1) ロスアンジェルス(LA)

五時間余の飛行時間でロスには定刻の四月二五日午後一時二〇分に到着した。Baggage claim も実にスムーズ、その外が道路だが、ここでタグの点検、これは初めてのこと。バッグタグとチケット添付のタグ(荷札)の同一性を確認するわけだが、日本では当然のことながら、欧米ではすることがまずない。タクシーを探しているとLAX press (Los Angeles Express) と body に書いた五、六人乗りの車が数台とまっている。制服の女性(driver)が「Can I help you? The New Otani に行きたいというや、Downtown?」で、丁度やってきたLAXに乗れという。料金を聞くと一〇ドルというので乗りこむ。NYとは全く異なり大気はさわやか、広大無辺で

地平線が果てしなく広がっている感じ。空港の出口もスペースもありきれい。丁度四〇分でニュー・オータニに着く。

チェックインのあと地図をもらって散策。Little Tokyo がすぐ横にあるのに驚く。となりが松坂屋で日本人の多いこと。買物に群れをなしている感じが、大した品物はない。ほぼ輪郭をつかんだあとLittle Tokyo でトンコツラーメンを食べるが旨くない。このリトル東京はレストラン(スシ店が多い)とみやげ物店だけといってよく、一時代前の日本の感じで規模も小さく、いささかがっかりした。裁判所などを確認してホテルに戻りシャワー。ホテル内のみやげ物店もブランド製品を並べているだけでお粗末。ホテルで会ったアメリカ人がSan Francisco is wonderful といつのHow about Los Angeles? と聞くのを肩をすばめていたことを思い出す。ハリウッドやスターの大邸宅があるというビバリーヒルズなども全く興味がなく、二泊は正解。

翌日はLA 半日観光(四八ドル)をした。相客は日本人の老夫婦のみ。夫人は三〇年前の回顧談(夫が五七—五八年にUCLA パークレイに留学していたらしい)に夢中。ガイドはまず合格。もっとも行きたいはAventura (?) Street——LA 発祥の地とかで、要するにメキシコ人の観光客相手のシヨッピ

ング街——、ビバリー・ヒルズ、ハリウッド大通り(ハリウッド映画に功績のあった映画人の名前を彫りこんだ歩道、モンロー、ゲーリー・クーパー等の手足と名前を彫りこんだ巨大な「石」あり)、UCLA Santa Monica (海岸)を回って帰るのみだが、いずれも「大きい」とは思うものの、それほど感銘はない。ただ、UCLA は丁度 school of law の前で停車したこともあり、日本でも著名で、ここに留学した人も多ただに、しばし思いに耽る。

ホテルで小休止のあと近くのCity Hallへ。一階ロビーにinformation volunteer と書いた「看板」の横にいた六〇代の男性にobservatory に行きたいが上れるかと聞くと、二二階までいってtransfer。二七階に行けという。二二階で降りるとobservatory tower elevator の表示があり、簡単に最上階へ。以前訪れたカナダのトロントの方が素晴らしいが、まずは圧巻。しばらく見たあと下に降り、その足で隣の刑事裁判所へ。

急に物々しくなるのはNYと同じだが、関係者が圧倒的に少ないし、かなり整然としており、NYのあの薄汚さはない。入口でチェックのあとウロウロしていると、日系と思われる係員がCan I help you? カメラをバッグの中に持っているが

法廷に入れるか、Japanese lawyer なのでは非法廷を見たいと伝えると lawyer ですが、この階からでも自由に入って見て下さいという。かなり広いし、日本のようにきっちりした表示がないのであちこちの法廷を覗いたが、一つの法廷の出入口で廷吏 (cop?) と会ったのでカメラを持っているが入れるか (他の所に No camera allowed. Bailiff が許可した場合を除くの張り紙あり) と聞くと、I'm not working here で分らないが、go ahead jury trial を見たいが、この部屋が分かるかと聞くと I'm sorry, but I don't know. それらしき部屋を二、三まわったが、もう五時前のこともあり closed が多く、そのまま外へ出て向いの The U.S. Court House へ。先程のは County of L.A. 今度は連邦、入口でのチェックは先程と同じ。Court of Appeal とあったので二、三階を覗くと Circuit Judge (巡回区裁判官の部屋) の札がかかっていた。

Dinner Tour (六五ドル) に出かけた。ほとんどが新婚組で各ホテルを一巡したあと La Fonda へ。ほぼ満席。偶然、大阪から来たという中年夫妻と娘さんの三人組と同席。ショーはメキシコの歌と踊りだが、一〇数年前に見たマトリッドのフラメンコに比べると格段に劣る。ただ、Cielito lindo や

Besame mucho は外大時代の思い出とも重なってやや感慨あり、声量はすごい。客は八割方が日本のヤング (主に honey-mooner だが、へんてこりんな連中ばかりでウンザリ)、一時間でおしまい、そのあと近くの丘の上にある天文台へ。百万ドルの夜景と銘打っているだけあって LA を一望に見渡せるが、広いなあと思うだけで、その点ではカナダのトロントで木ノ脇さんと一緒にタワーの上からみた夜景の方が美事だし、パリの方がはるかに趣あり。各ホテルを一巡して帰ると九時四〇分。

(2) ラスベガス

チェックアウトをすませると九時。玄関でボーイにタクシーを頼む。一ドル渡す。所要時間と費用を再確認。物静かなヒスパニックの運転手。デルタ航空に九時四〇分着、三五ドルに五ドルのチップを加え四〇ドル渡す。デルタは建物も分かり易い、ここだけであの東ベルリン空港の五、六倍はある。「田舎者」にとっては早めに来て歩きまわることも重要。ほぼ一時間でラスベガス着。ここも大きいが実に分かり易い。baggage の点検もあり、NY とは全く異なる。外に出るとネバダ山脈が前方に見えて middle in the desert とは思えぬが、

茶色の土肌はやはりかなり異質。ここは The Strip とよばれる三〇軒ほどの高級ホテル & カジノ (一階がカジノで上はホテル) が並んでいるところが中心で、その先のダウントウンが通称カジノセンター。タクシーに乗り Dunes Hotel へ向かう。セドル余 (九ドル) 支払って下車した。

(a) ホテルの案内係の女性、荷物の名前を見て「日本の方ですか。立川市に三年いたという。日本語はほとんど忘れたと言って「ほんとですか」「ほんとですか」を繰り返す、やはり懐かしらしく、しばしば嘆息。少し早いが「May I check in now?」「予約はありますか」「ええ、一時半だったが OK。面白いのは Id card に Keijiro 小林とあるので「違います」と言ったところ、やはり完全な間違いで別人の予約済みの人、この人のキーを筆者に渡してしまつたところだったのが明らかとなり、感謝の意味もあるのか (しきりに礼をいっていた)、スイート・ルームを Extra charge なしに提供するという。部屋に入ってびっくりした。和洋折衷で余り趣味はいいとはいえないがホテルとしては最高級のデラックス版、とくに bath は大理石の bed room との間が鏡、living と bed room との間には薄いカーテンの仕切りがある。見晴らしも good。一〇〇ほどあるのではないか。Id card には rate 八五ドル

とあるのを再確認しつつ、思わぬ経験だし、まずは「大理石」の風呂に入りその中で下着の洗濯 (一)。少し寝たあと The Strip を歩く。

広大な所に各カジノがてんでばらばらに趣向を凝らした建物をつくった感じで、カジノを中心とした歓楽街という以外は統一したところがない。この Dunes ホテルの内部も全く同じで、一階ロビー周辺にはカジノが所狭しと並んでおり、外にはプールや小さいがゴルフ場でもあるものの、雑然としている。The Mirage C&H に入るとここはかなりの混雑、ふとポーカー (?) の相手をしている「親」と視線が会つ、日本人女性、名札に名前と Japan の字がある。他の「親」に比べて手さばきが実に鮮やかで抜群、しばらく見とれる。とにかくバカデカイ。ここに来たことも正解。カジノには全く興味はないが一見の価値はある。

ショーを見るため Dunes に戻る。予約をしようとしたところ Hotel guest なら不用で七時半に並べばよいということだったのでショーの入口の仕切りのある真中で係員 (銃を持っていて警備員が多いが、やはり現金を扱つからだろう) にその旨伝えると、案内係がやって来て「前の方がいいか後の方がいいか」「Any place will do.」前の方に連れていかれて

ここでもいいか、Fineでチップ二ドル渡す。同席の米人老夫妻に挨拶、ショーは一時間半だが九割方の入りで variety にとんでおり見応えあり。Budweiser 二本（二本注文は義務）で計二ドル余（二二ドル支払つ）だからかなり安い。部屋に戻る message light あり、電話して聞くとミサコからの伝言で、三〇日にS.F.に電話すること、やはりしつかりしている。

(b) 翌二八日は一日 Grand Canyon 遊覧飛行、指定の場所に行く。珍しく感じのいい新婚組のカップルがいた。まもなく来たバスで一〇分ほどの空港へ。半分ほどが日本人、五〇代後半の重役タイプの四人組のグループ、一人は社員（？）で案内役らしいが、そのうちの一人は上役（？）か、実に感じのいい人で、視線が合って挨拶。われわれの遊覧飛行は二〇人乗りだが、ほかに数人乗りのセスナなど三〇機ほどとまっている。計六〇名ほどが三機に分かれてグランド・キャニオンへ。行きは「名所」案内をかねての文字通りの遊覧で一時間四〇分でグランド・キャニオン着。少し揺れたが大したことはない。ここで先のグループの案内役からジャーキーをもらつ。cowboy beef で、先日アカシさんにももらったのと同種でピリッとコシヨウがきいて旨い。荷物になるし検疫の要あ

りとの表示を見て久保田さん、藤井さんらに配ってしまったが、口数の少ないアカシさんの心からの饒別であつたはずで反省とともに多謝。

バスで展望台へ、さすが素晴らしい眺め。そのあと土産物屋兼第二の展望台をめぐり三時に昼食、先のカップルと一緒に食べつつ談笑。グランド・キャニオンの movie（三五分）をみて戻り、再び Scenic Air でラスベガスへ。今度は直行のため少し早く一時間二〇分で到着。それぞれの目的地に応じてバスに分乗、先のグループの最も感じのいい人が挨拶、「これからまだ旅を続けられるのですが、ぜひよい旅を」「有難うございます、五月一〇日に帰国します。お氣をつけて、では。」案内役も加わり、「二分のことだが実に氣持がよい。三人組の風体のおかしい日本人に出会つた、このバスに乗つてもいいのか」「このホテルですか」「決まっていない」「同じ Scenic Air でいられたのですか」「そうです」「じゃあ乗つてもいいと思いますよ、私が降りる付近で降りるとホテルはたくさんあります。」ほぼ満席になり出発、まずは Dunes ホテルで停車し、先ほどの三人組のグループも筆者に続いて降りる。一見やぐさ風で、おそらくカジノが目的、ホテル前で「このあたりでお探になったらいいと思います」「ここでも

いいんですか」「いいでしょう、じゃあ私はこれで。」この種の連中にもいつまでも付き合っているとロクなことはない。

(c) 小休止のあとホテル前でタクシーに乗りダウンタウン（カジノセンター）へ。時間がないので四〇分ほどあちこち回って欲しいと告げる。ハイウェイ（という程でもないが）をまわって目的地に着くと二二ドルほど。カジノばかりで、ネオンのきらびやかさがあたりを圧している。少し歩きたいという deposit を少しのこと、一五ドルでいいと言ったが当然のことだし二〇ドル渡して下車、カジノにも入ったが、要するにパチンコ店をもう少し綺麗にして大きくしたようなもの、一番簡単なスロットマシンは「token を二枚入れるだけのこと。車に戻りカジノセンターだけで写真を撮ってもらい（写真）戻る。」「ここからきたのか」「Tokyo」「You speak English well」で少し気をよくしたととアルコールが入っていたこともあり、しばしば酔ふ。「Mirage」に行ったか、あそこは prettiest」「昨日行ったが私もそう思う」「How about Caesar?」「It's nice」 Mirage 近くで下車、二五ドル余だが写真を撮ってもらったこともあり三〇ドル支払つ。

Mirage の中に入ると心斎橋ほどの人ごみで、カジノもほとんど満席。しばらく人波にもまれつつ散策、これも貴重な



— 写真 56 —

経験といえる。次ぎに隣の Caesar へ、シーザーを模して刀を持った男どもや半裸の美女(?)が大勢いるが、室内のインテリアもややお粗末で Mirage に比べると格段に劣る。カジノも空席が目立ち Mirage の比ではない。Dunes に戻りおそい dinner (まずいワントンスープ、と Ma-po-to-fu にビーフン)をとる、隣にきた女性の二人連れ(筆者の二倍半くらいはある)が「Excuse me, what's that?」、気に入ったらしく筆者と同じのを注文したのは面白かったが、このビーフン、野菜が極端に少なく、アメリカ人好みだろうがとても食べきれずほとんど残す。この二人連れ、話をするとき面白そうに方向も多少は興味を示しているようだったが、もう一時半、「バイ、バイ」、向うもにっこりしていたのは気持ちよし。Remy Martin を飲み、一二時すぎに寝る。

(3) サンフランシスコ

四月二十九日(日)の朝食(continental)は二・三五ドルで、昨日と同じ値段は当たり前だが、ホテル・オータニではこれの七倍もしたわけで、中味が全く違うものの若干頭が混乱する。早朝からカジノで夢中の連中がいるので、しばらくその顔などを眺める。一段と高く、広く見渡せるところに監視人

がおり、銃を携帯した男女がウロウロしているのは異様だが止むなしというべきだろう。

(a) サンフランシスコではヒルトン・ホテルに泊った。ホテル・オータニやこのヒルトンのレートは一日一〇〇ドルほどで「高級ホテル」には安い。ミサコが特別料金があるますのと言っていたが、おそらく特定のホテルと契約があるのだろう。客の好み等に合わせたプラン作りができないとエージェントは失格。ミサコはその点合格で、筆者の目に狂いはなかったことになる。今日は小休止、明日から正味四日間でキャリアフォーニアおよびその周辺をめぐることになり、ハワイ、グアムを含めての一〇日間が静養をかねて徐々に日本へ溶け込み始める期間である。

まずはホテル周辺散策、日本人の多いこと。ほとんど JAL などのバック団体のようだが、日曜日でもあり特に目立つ。隣が日航ホテルでとくに立地条件がいため、みやげ物店が多く、当然日本人が群れをなしており、やはり異様な感じが、一時間半ほど歩いたろうか。居酒屋「村さ来」——日本全国(?)にあるチェーン店で、古い村の居酒屋を再現した店構えで、入らなかつたが鳥取にもあつたはず——のショウウインドウを覗いていると、横にきた黒人が Sake (サーキイ又は

Saak と発音)は strong か、「not so much」、あの小さな bottle (トックリのこと)は何かなど聞くので適当に答えていたが、この人、どうも酒臭く、風体は普通で別におかしくはないものの、いつまでも付き合っているのもどうかと思い、「Bye-bye, I'll try」で中に入る。薄暗い地下室でそこかしこに日本人のグループ、従業員は三人で、二人は白人、一人は日系人(多分オーナー夫人)だが日本語はダメ、動作が鈍い二人に比べてこの人は実によく動く。少し食べて出ようとすると前にいた人が「先生ではありませんか」顔に見覚えがある、確か筆者の刑訴ゼミにいたはず。一〇日間の休暇をとって友人と二人でバック旅行中とのこと。「奇遇ですね。」疲れているし彼の連れのことと考えて、明日一緒に食事をとることにして別れる。

(b) 翌三〇日は七時半起床。サンフランシスコからの一〇日間では日本への順応完了予定だったが、初日にゼミ生——清水くんはいつも丁度前の席にいた——に会うとは全くの奇遇で、急速に逆戻りして日本の社会になじみ始めるのだろう。

近くの City Hall 前を散策。このあたりは野宿者や浮浪者のたまり場でかなり異様な感じ。身体に tattoo だらけの男や怪しげな男女が市役所前の公園を占拠していた。City Hall

内に上級裁判所(Superior Court)があると聞き、法廷の中に入る。傍聴席に八名、陪審は二名、正面に In God we trust の文字はなく、州旗と米国旗のみ。よく分からなかつたが、横領が背任の事件らしく被告人が証人台に座って弁護人の質問、次いで検察官——女性——の質問にしどろもどろで答弁。しばらく見たあと外へ。途中の道でもやはり浮浪者風の男が多かつたが、NY と異なりほとんど白人だった。

七時にやってきた清水君とまずは四四階にある展望台のレストランへ。予約をしていないが May we? と聞くと、やや感じのよくないアジア系のウェイトレスが「あとでもう一度来るのか」と聞く、よく分からないので Now と答えると、こちらの汚ならしいジーンズ姿をじろーっと見てジーンズはだめという。旅行者でかつ Hotel Guest である旨告げると、次回からは formal clothing にして下さいと言って案内してくれた。見晴らしが売り物だがサンフランシスコ湾は一部しか見えず、あとは町並みのみで反対側の方がベター。面白いのは、こちら側はほぼ全員が日本人カップルで正装だが、向こう側にいるアメリカ人はジーンズ姿もちらほらしており、それだけにやや滑稽だった。バーなどで飲んでみたいという清水君の希望を入れて町中を歩くも見つからず、結局ホテル

に戻り一階のロビーでビール、Vodka with Lime を飲みつつ談笑。「お送りします」という清水君と一八階まで。しきりに「これで帰ったら自慢できます」、またジュリスト誌などの筆者の小論に名城大学の肩書きがあり嬉しかったと言っていたが、やはり学生にとっては、「センセイ」であるという事実を痛感。好きな言葉ではないが教育者の観点を忘れてはならないと反省。徐々に日本に、そして本学に戻りつつあるわけですから快調といふべきか。

翌朝、ミサコから電話あり、しつかりしている。少し喋る。ケーブルカーで Fisherman's Wharf へ。Pier 39 で Bay 観光のチケット（二四ドル）を買い、隣の Pier 41 で Alcatraz（スペイン語のペリカン alcatrazes に由来）island のチケット（七・五ドル）を買う。

しばらく散策のあと Bay 観光、Golden Gate Bridge と Oakland Bridge の下を通るだけだが、Port of S.F. がはつきりみえるのが目玉。二時に帰港、Alcatraz 出発までの間、Pier 39 を歩く。NY の Pier 17 と趣向は同じ。昼食は Hot Italian (sausage にいたため野菜をパンにはさんだもの) 三ドルほど。まもなく目と鼻の先に見える Alcatraz Island へ。ここはアルカボネ（脱税で有罪）を拘禁していたことで有名

な一時は重刑者を収容した一九六三年までの連邦の刑務所中に入り首にぶら下げてカセットに入ったテープを聞きながら cellhouse（独房ばかりで二〇ほどあり、内部は三階建てになっている）を見学。日本の刑務所も同じだが、規則違反者を二四時間拘禁する二重のドアで外部から完全に音なども遮断された無音室（中に入ると自分の靴の音が響くほど）が六室あり。ツアーは三五分間だが、連邦刑務所を見たことになりまずは good。

(c) 翌五月二日は早めに出発、まずは UCL A パークレー校へ。BART (Bay Area Rapid Transportation) でチケットを買つのにややモタモタしている Can I help you? で隣の中年紳士が教えてくれた。片道一・八ドル。キャリフオーニアの自慢らしいがワシントンの方がよく、客筋もベター。一〇分ほどで到着、パークレーへのシャトルバスあり。歩いたほうがベターと判断、まもなく（五分ほどで）パークレー構内へ。さすがに立派。今まで見た中で最大のキャンパス構内を歩き回る。

次はバスで Golden Gate Bridge へ。さすが見事。橋を渡ると快晴でもあり途中でアルカトラリス島などがはつきりと見える。ホテルに戻り、風呂に入り洗濯。田中弁護士に電話、

何度か思いつつ、時間の関係でしなかったわけだが久しぶり。彼もサイマル出版社から本を出すことが決まったとのこと。同慶の至り。時差の関係で JLA のハシダさんの自宅に電話、子供が出てきて、「お父さんはまだ帰っていません」。明日、会社で電話するつもりだが、とりあえず「お世話になりましたとお伝え下さい」と伝言を頼む。

三日間通用の passport、今日まで使えることもありケーブルカーに乗り Fisherman's Wharf etc. へ出かける。貴重品をベッドの下において——まず間違いない——だからずい分楽だ。海でもみようと出かけたが、港町だしと思いついて逆の方向に歩くと shrimp, crab, clam の店が五、六軒。光藤先生が数年前に来て「カニ」を食べたのはこのあたりと思つていると、呼び込みの声につられてある店に入る。カニ二匹、Boston クラム・チャウダー、carafe 一本 (white wine) で二四ドル余。チップを入れて二八ドル。日本人客多い。カニは新しいが大味、まずまず。

翌日は初めて JAL のオプション・ツアーに参加した。大学生のペア、三〇歳前後の夫婦（？）者、それに筆者とほぼ同じ年頃の男性と二〇代の女性のペアの七名で迎えに来たバスに乗り込む。「じんにちは」と感じがいい（とくに大学生の

二人）、まずは Napa Wine Yard へ。ぶどう酒の畑を見るのは初めてだが広大、Eaglehook という醸造元で試飲、見学、買物。次は Sonoma へ。同じく Napa と並ぶ California wine の本拠地だが、静かな町。cheese factory を見て一時間休憩。ヨーグルトの店を見つけたのでヴァニラを注文、大で二・一ドル。

四時一五分に今度は Sausalito（海岸沿いにある高級リゾート地）へ。ここで散策中、大学生（男）としばらく話す。今回は「女の子と一緒にだからそんなわけにはいきませんが」今までは貧乏旅行で、革命二〇〇周年にはバリへ、スペインのほか、インドにも行ったとのこと。医学部（九大？）の三回生といっていたがまことに感じのいい学生だった。時間になったので「高級」レストランで夕食、別注で a glass of wine を頼む（三ドル）。来客のアメリカ（？）人の中にもジーパン姿が散見、「formal」じゃないといけないと思います」との JAL の日本人的発想を思う。大学生は二人ともジーパン。海にやや突き出ているので景色はよいが、この手のレストランは無数にあり、食物も大して旨くない。delux optional dinner tour とはこの程度のものだろつ。しばらく談笑。全員明日、日本に直行とのこと。

七時からGolden Gate Bridgeへ。——猛烈な霧で昨日とは全く異なる。昨日のあの風景が嘘のようで、これこそ霧のサンフランシスコ、両方とも経験できて最高。七時半ホテルへ。全員とさわやかな別れで気持よし。ガイドには二ドル。先に降りた夫婦（？）がそれとなしにいわは日本式でチップを渡していたのはわれわれに対する気遣いか。最後に残った大学生二人を見送っている中から二人が大きく手を振っている、good luck! 必見のパークレーにも行つたし、サンフランシスコに残すことなし。目覚ましを六時に合わせて同時にwake upを頼む。「Can I help you?」「Yes, please, will you wake me up at 6 o'clock tomorrow morning?」「Yes, sir. Mr. Kobayakawa. We'll wake you up at 6 o'clock.」

(4) ハワイ

この二年間で初めて日本式の朝食、この食堂がいちばん早いからだが、内容からして一四ドルは高すぎる——ほとんど全員バックでクーポン券あり、これでは行ってきたというだけの「外国」旅行で日本と全く同じ。のり、味噌汁、焼魚、ごはんのみ——七時一〇分チェックアウト、電話代一四ドル。

で窓はすべてclosed、間一髪間に合ったことになり、日曜日はもちろん、土曜日の午前中も外国向けのbagは受け付けていないはずでラッキー。しばらく歩いたあとワイキキの浜へ。海に入っているのは日本人ばかり、アメリカ人はほとんど海辺で寝そべっているだけ。しばらく磯の石に座って沈思。確かに広く、海もきれいだが、山が背景にある鳥取県の浦富海岸の方がはるかにきれい。しかし、都市計画の要はあると思いつつ一時間ほど座ったまま思いに耽る。

ホテルに戻りラウンジ・バーに入り、Vodka with lime二杯（三・五ドル×二）を飲みながら生演奏を聞く。六〇歳ぐらいの女性客が飛び入りでフラダンス、その上手なこと、とくに絶妙なお尻の振り方で大爆笑。

(b) 翌五月六日は案内表を見ながら予定を考える。ホテル内のAmerican Express Serviceのデスクに行き、一二時半pick upのPolynesian Cultural Center Tourを申し込む。日曜日は休みだし、dinner付きはこのOahu島の北端にあり、他のBeachも見れるし等の総合判断による。全部込みで五五ドル。日本ツーリストのかなり大きな案内所もあり、二〇ないし三〇のoptional tourの掲示を見たが、日本人グループとの同行はもうウソザリ、しばらくBeachを散策。ホテルに

タクシーでサンフランシスコ空港へ、丁度二〇分で着く。二四ドルに三ドル加えて＝二七ドル渡す。Continental受付でチェックイン。総じて接客態度はデルタやユナイテッド、そしてルフトハンザの各航空会社などより劣る感じ。

定刻離陸、若干の空席あり、飛行時間はおよそ五時間。Time differences are 3 hours. 一〇時五〇分着 (local time) bag claim もきわめてスムーズ、informationでホテルまでの所要時間と料金を聞くと二〇分で一五ないし二〇ドル、外に出ると黄色い服のTaxi Dispatcher、「Taxi?」「Yes, please.」アロハを着た年輩の日系人、慎重運転、一ハドルというので二〇ドル支払う。

(a) 部屋はさすがにwith delux Ocean Viewとあるだけあって、ワイキキ・ビーチがほぼ一望できる。金曜日なのでused clothesなど不用品をタンボールに詰めてPost Officeへ行き並ぶ。掃除夫が「You can't make it.」とつぶ。五時と思っていたが四時半で閉まるらしい。あと五分。四時二十八分にうまく順番が回ってきた。うしろの一人はすでにバス、そのあとは掃除夫が「I'm sorry.」で並んでいた四、五人を追い帰してしまった。日本なら待ってる人までに入れるはず。初めてまともに見たわけで勉強になった。見ていると四時三二分

戻り、丁度手頃な時間に出ているPearl Harbour and Honolulu City Tourを電話で申し込む。明日一時間頃、ホテル内のAmex Desk前にpick upするとのこと。まずは予定完了。

まもなく着た大型バスに乗り込む。途中の二、三ヶ所でpick up、日本人はゼロ、一人旅もないように、隣は空席だが、ほぼ満席。一時間二〇分程でPolynesian Cultural Center着。感心したのは運転手が、dinnerは四時半から七時showは七時半から九時の二回です、その後直ちにこのバスにお戻り下さいといったうえ、parking lot（広い）のA、B、Cと順番にバスを停めてI Love C. C.の九〇ーでお待ちしていますと口頭で繰り返したほか、バスは四〇九で私はこの帽子をかぶってバスの前に立っていますと言いながら実際に示したこと。これではまず間違う人はないだろう。一時間余のドライブ中、運転手は喋りずめだったが、一方向的ではなく、常に客の反応を確かめつつ、適当に質問したりAlohaなどのハワイ語を教えていたのもgood。

Centerの入口でチケットをもらい、まずはBoat Show。ポリネシア諸島のトンガ王国、Samoa, Fiji, Tahiti, New Zealand, Old Hawaii、それにThe Marquesasの七種族（～）

がそれぞれの衣装をまとうて場内にしつらえた池（川？）で順番にショーを見せるもので七時半からのショーも同じ。Center 内にはこの七種族毎の瓦？葺の家などが別々に設けられてあり、その中を歩くのだが、ほとんど区別できず、フラダンスなどを除くと単調そのもの。ヤシの木のとっぺんまでまるでサルのようにかけのぼる「現地人」には驚いたが、メインのショーそのものも、目が肥えてきたことにもあるうが別に感動なし。日本人のグループ行動が目立つ。場内に大きな世界地図あり、しばらく眺めて感慨あり、実によく旅行したものの、見飽きず眺める。バス停からホテルへ戻る途中で売春婦が「遊ばない？ 私、お***大好きよ」と胸をすりよせてきたのに驚いたが、この人珍しくすれた感じではなく——あとの三人は、明らかにそれと分かる女性——好みにも合っているようで、「実地体験」も貴重（？）とは思っもの、お金で「買う」ことにはすい分抵抗があり、I'm so sorry, I have no time. でホテルへ戻る。

翌日——一時から Pearl Harbor Tour の予定が Amex 横で待てども誰も来ない、あの電話、何かおかしかった。多分 Amex でまず reservation をして欲しい、それがないと pick up できないの意ではなかったか、待ち合わせる場所もおかし

い。いずれにせよ英語のヒアリングもいいかげんなもので、要するに早とちりだったようだ。ではどうするか。Amex の人に聞くと同じコースで E. Noa Tours があり、この方が private で more comfortable。一時にホテル一階の by the Bell Desk で pick up というので、これに決める。二時丁度に Francis というガイド兼運転手が迎えにきてくれた。実に感じのいい人。by yourself（一人）かというので、この二年間一人というて Divorced? 他のホテルでアメリカ人ばかりを pick up した一八名で Arizona, Missouri, California など出身地が異なるのが面白い。From Japan といって紹介してくれた、大きな声で全員「ハイ」も気持よし。

島の「名所」をまわって最後は市内が一望の高台のコース。美しさの点では日本人の感覚からすると山陰などの風景は一部は優るとも劣らずと思うが、住民の暮らし——とくに住居——の質がやはり格段の差あり。surfboard など若者が夢中になるのも分かる感じ。五時半にさわやかな別れ「Bye bye」Aloha。日本人のグループだといつはいかない。あらためて JAL バックの optional tour などではなく Amex などを利用してアメリカの一般観光客とともに「アメリカ」を見て回ることの重要性を痛感。ハワイ最後の日としてまこと

にさわやかな一日だった。ホテルに戻り洗濯——これが最後、あとは捨てるか持って帰るのみ——シャワーのあとジャキー・ビーフでヘネシーを飲みつつワイキキビーチを眺めながら整理。

3 出迎え

七時起床、虹が美しい。気分爽快。早めに朝食をとり荷物を整理。ビーチを散策。タクシーで Honolulu Airport へ。今日は飛行機の中で日付変更線を越えるので八日になる。佐野との再会は楽しいことになりそう。

(1) グラム

flight time 七時間二〇分で定刻にグラム島に着いた。降りるとむーっとする感じでやや蒸し暑い。やはり小さな空港、外に出てても掲示はなくタクシー案内人もない。数台のタクシーが停まっており、そちらの方に行くと数人の運転手らしき男が「Taxi?」Yes, I'm going to Pacific Star, How much? 「Ten dollars」地図等は一切なしで予備知識もゼロだがホテルまで遠いはずはなく、一〇ドルなら多少ぼられたとしてもまあいいだろうと思ひ乗り込む。しばらくすると

(五分もたっていない)「あそこに見えるのが Pacific Stars です」「近いですね」やや高すぎるとは思ったが、こちらの「ミス」だし、むろんチップなしで一〇ドルだけ支払う。

(a) ロビーに N メモの本人である錦織照恭らの姿なし、隣の information で聞くとすでにチェックインという。電話しても待つと留守、伝言を頼む。ロビー周辺をウロウロしていると錦織にばったり、フロントに伝言を頼んでおいた (Room 1417 又は 1725 に連絡せよ) ので受け取ったかといふ。「Is there any message for me?」とまず確認すべきだったがもしれないが、名前を言って伝言を頼んだのであるから明らかにホテル側のミス（あとで伝言を受けとる）。ともあれ 1417 (錦織と同室) に入ったあと 1725 (佐野と西田) に行き四人合流。まずはシャワー。近くの現地人のレストランへ、beef or lobster (とくに lobster はみるからにまずそう) と少し何かついており、とにかく各二つをとり share するが、やはりまずすぎる (あの N のスペイン料理店とは雲泥の相違) が止むな。

ホテルに戻り Japanese Restaurant 「白波」で全員茶そば——これは本物で旨い——のあと部屋に戻りウイスキー「山崎」を飲みつつ談笑。いつ会っても全員全く変わらず (ただ

佐野の健康状態悪しが気になる、実に楽しい reunion だった。途中でSに電話、気のせいか珍しく(?) Sの声も弾んでいる感じ。明後日成田につき次第電話するだけ伝える。そのまま大阪に直行しようとも考えたが、和田はすでに東京でホテルを予約しているはずという。一小时前に和田に電話、銀座第一ホテル予約を確認。和田の元気のいい弾んだ声も懐かしい。明日は六時(！)起床とのことで二時に散会。

(b) 翌日は午前六時五〇分に迎えに着たミニバンで Hatsuho (初穂) International Country Club へ。八時前から生まれて初めてのゴルフコースへ。前半、後半各九ラウンドでいずれもおよそ二時間、三回に一回くらいの割合で nice shot になったが、やはり「はずれ」が多い。広い人も少ないので気持よし。一三時のバスでホテルに戻りシャワーのあと昼食。ビール、サケを「ガボガボ」飲み談笑、少し昼寝のあと海辺を散歩。横井さん、小野寺さんやかつては日本領土であったグアムに話が及ぶが、あらためて知識不足を痛感。時たま見かける人は日本人と現地人のみで、白人アメリカ人はゼロに近い。

錦織の仕入れた知識で近くの「第一ホテル」内の「イチずし」へ。直感でこの店は「ダメ」と思ったが、中に入るとそ

の通りでウェイトレスの接客態度はまるでなっていないし、

試しに注文したマグロサシミ(二〇ドル)を見てびっくり、これはせいぜい五ドル。穂高を思い出す。しかも請求金額七三ドル、「チップはゼロにしようか」「まあ、つけてやれ」で七ドルつけたが、あれはゼロまたは一ドルでよかったかもしれない。ただ「これはひどすぎる、新橋(の看板あり)に文句を言ってやろうか」とさんざん悪口を言っていたので板前の耳には入っているはず。ともあれ佐野と西田と三人でホテルに戻り「白波」で飲み直し。試しに「サシミ盛り合わせ」を注文したが二四ドルで内容も妥当、茶碗蒸等をも食べて計一〇〇ドルほどこれも妥当。部屋に戻りウイスキーを飲む。仕事の関係で中座していた錦織が合流、一一時散会。この八月頃から二、三年、HongKong など東南アジア方面にNECのGeneral Manager (presidentの次だろつ)として単身赴任するが、今までに余りにも会社社に奉仕してきたし、そろそろ将来の人生設計をまかねてのこと等の話を錦織から聞く。まことに有益。

翌日も昨日と同じコースのゴルフ(初穂)初めてとしては好成績とおだてられたが、ゴルフ道具を買った気などさらさらなし。しかしゴルフコースを計二十七ラウンド初体験したことはそ



— 写真 58 —



— 写真 57 —

れなりに勉強になった。ホテルでシャワー等のあと佐野、西田とともにANAのシャトルでairportへ。ベル・ボーイ(?)の運転で無料だが、帰日も電話するとpick upしてくれるとのこと。搭乗手続をすませ二人と別れてヘネシーXOの大瓶三本(二七〇ドル)を買い、ANAで一路日本へ。

(2) 帰国

日本の飛行機に乗るのは何年振りか、国際線は一〇数年前にスペインに行ったとき以来のことではないか。空席が目立つ、空から日本を眺めたく窓際の席に移る。flighttime三時間半。感慨は尽きず。佐野の体調が気になる。機会ある毎にアドヴァイスの要あり。いずれにせよ、グアムでの再会やはり楽しかった。やっと日本の領土が見えてきた、見つめ続ける。感慨は尽きず。

五時四〇分成田着。揭示の分かりにくいこと。欧米の主要空港に比べて格段に劣る、大改良の余地あり。Sと和田に電話、銀座東武ホテル経由のリムジン(六時四五分発、二六〇〇円)に乗る。一時間少して到着。一ブロック横の銀座第一ホテルに八時すぎ到着。八時半に和田と再会。和田は予想どおり地理不案内のため筆者が得意の直感を働かせて周辺の地

下の飲み屋に入ると、これが丁度格好のところだった。一時頃まで飲み、談笑。和田は過日モスクワに二週間ほど滞在していたこともあり、専らソ連、東欧というより共産主義の「敗北」について語る。ホテルに戻り部屋で一時半頃まで話し込む。

五月一日は七時半起床、朝食をかねて九時すぎまで雑談のあとタクシードで八重洲口へ行き和田と別れる。丁度九時三六分発のひかりに飛び乗る。車内にカード電話(二年前にはなかったはず)あり。定刻に新大阪駅着。車外の風景を飽きることなく眺める。環状線に乗る前に「浪花屋」できつねうどん三一〇円。二時すぎ光明池着。拡張した駐車場がきれいに片付いている。疲れは全くなし。

4 健康診断

帰国直後の本学での定期健康診断で要精密検査の判定があり、翌年の人間ドック入りの結果、初期大腸ガンと診断され、九一年秋におよそ二週間の入院生活を送ることになった。純然たる個人的事柄ではあるが、とりわけ長期の単身赴任者はこのように生活上の不規則や種々のストレスから心身に支障をきたすことが稀ではないうえ、大半の人はいずれ同様の

経験をする可能性が大きいこともあり、半べら八〇枚程度にとりまとめておいた「入院体験記——その経緯と教訓」を下に、その間の事情の一部を明らかにしておく。

(1) 定期検診 帰国直後の九〇年六月、学内での定期健康診断を受けた。

同年七月の検査結果によると、即入院というほどのことはないが、血糖値異常等があり要精密検査という。ややアルコールを控えつつしばらく様子を見ることにした。誰でも不知の間に病気になるが人間には自然に備わった治癒力があるためそのほとんどは自然に治癒するのは事実であり、二年間の単身赴任で帰国直後の検査である以上、いかに頑健であつても、年齢等を考えると多少の異常反応はむしろ当然のことと考えられたからである。むしろ自然治癒力といつても、そのためには体力が備わっていなければならぬ。帰国後はあらためて週に二、三回の柔道場通いを欠かさなかったのはそのためである。

ただ、後から振り返ると、自覚症状は全くなかったが、ややおかしいと思われる徴候があつたのは事実である。しかし、従来、病院とはほとんど無縁であり、どこの病院に行けばよいのか分からずそのまま放置していた。もっとも、検査結果

については本学の担当医との相談日が設定されていたことを考えると「結局、やはり怖かった」というのが真相であったのかもしれない。そして翌九一年春、名古屋に向かう新大阪駅で突然便意を催し、トイレに駆け込んだところ、血便(と思われた)であった。

(2) 人間ドック Oがしきりに「早く行かないと遅すぎる

ことになりかねない」旨繰り返していたこともあり、そろそろ人間ドックには入る必要があると考えたのは事実である。そしてSから近くの総合病院で私学共済指定の人間ドックを受け付けているなどの知識を得て、思い切つて電話をかけることにした。「人間ドックにご予約下さり、有難うございました」には苦笑しつつ、急に同病院が身近なものに感じられた。そして九一年六月の本学での定期健康診断を回避し、同病院の人間ドックで徹底的な検査を受けることにしたのである。

九一年七月二日、八階にある人間ドック専用室に入り驚いた。一寸したホテル並みで「病院」の雰囲気はない。その後、検査結果につき担当医師から肝臓が少しはれており、検便で潜血反応がある、心電図も負荷検査をすると異常が認められる等の説明のあと、胃力メラと糖尿病検査のほか、注腸検査

(腸内部のレントゲン撮影)と心臓カテーテル検査をお勧めしたいとの診断を受けた。

七月二十九日から八月四日までの検査入院の結果、胃カメラと細胞の一部をとり検査したが異常はない、糖尿病はいわゆる境界線型である、大腸内に二つのポリープがあるため大腸ファイバーの要がある、再度の負荷心電図検査では、やはり異常が認められ「狭心症」の疑いがあるため心臓カテーテル検査は不可欠ということになった。そして心臓カテーテル検査の結果、当初は「狭心症」の可能性大と思われたが「狭心症の可能性はない」、負荷検査の心電図異常は、狭心症などによるものではなく、珍しい心臓の一部奇形によるものと思われる、治療等の必要はないとのことで、後日そのビデオを見せてくれた。ただ、大腸ファイバーの結果、ポリープは「とりにくい場所」で遠隔捜査ではとれず、無理をすると腸を破るおそれがある。細胞はとっておいたので後日その結果が出た段階でどうするかを考えたい」旨担当のF院長から説明を受けた。

(3) 手術入院 一週間後の検査結果はほぼ予想通りであった。事前にドック等の内科担当医師から、ポリープ摘出手術

は必要であると院長が判定した旨聞いており、その後あらためて今度は外科の患者としてF院長から説明を受けることになった。ただ、さすがにポリープで即手術と聞いて驚いたのは事実で、その前日、八八年六月、シカゴでの学界の帰途フォート・リイに立ち寄ってくれた友人の西川医師に電話で事情を説明すると、大腸の専門家に聞いた結果、ポリープ即手術はあり得ない、経過を見ながら場合によって手術に踏み切るにすぎないという。何なら遠いがうちの病院にくるかと言ってくれたが、もうすでに決意していることもあり、謝辞。

翌日出かけると、F院長がカルテを示しつつ、詳細に説明して下さった。要は、ポリープの細胞を一部とって専門家が検査したところ悪性一歩手前の「グループ」である、そのまま放置すると「グループ」となり、その後はガン化する可能性が大である。したがって現段階ではガンではないが専門家の間ではこれを「初期ガン」とも言っており、手術に踏み切るのが常道である。ただし、未だガンではないので転移などの可能性は経験的にも理論的にもあり得ない、このポリープを摘出するだけで完治することは間違いない、「初期ガン」などという動揺する人が多いが、「あなたなら分かっていただけ」ともあって、あえて申し上げた」というのである。

検査入院から帰宅後、Sからも「ポリープが出来ておれば取るらしいので手術は覚悟しておいた方がよい」と言われていたこともあり、徐々にその覚悟ができていたためかそれほど動揺することはなく、むしろF院長の誠実なお人柄と真摯な説明に感服したほどであった。諸般の事情を考慮して一〇月二〇日入院、二二日手術の予定を組み込むことにした。当夜、西川に電話でポリープ即手術の誤解はドックの医師の説明不足というよりもこちらの早とちりによるもので、あの医師は信頼できそうだし一切を委ねることにした旨話す。「そういう状況なら、ボクでも思い切って手術を受けるかもしれない。そろそろお互いに用心すべき年令に達したね、吹田のセンターには友人等が大勢いるから必要ならいつでも紹介する」「がんばってくれ」「じゃ又、奥さんにもよろしく」で電話を切る。

本学の方には、同じ入試委員でかつ一緒にヨーロッパに出かけた親しい同僚でもある野上さんに事情を説明し——二時間ほど人の生死について話し合ったことは有益——たあと、網中政機学部長(現学長)に直接話すこととし、谷口さんがいたので同席の上、経過説明すると、この程度の入院で休職する必要は一切ない、万一問題があれば「オレが一切の責任



— 写真 59 —

をとる。「そんなことより、この際思う存分休養して欲しい」という。テキパキした判断に感服しつつ、結局、丁度一ヶ月間の休講措置をとり、その分は補講で埋め合わせることに決まった。

手術が迫ったとはいっても、自覚症状は全くないし、日常生活も表面的には何の変化もない。一〇月一七日は教授会后、上口裕さん（南山大学教授）宅で、夫人手作りの夕食をご馳走になり、そして確かその翌日は元同僚で友人の上野泰男さん（現早稲田大学教授）からドイツワイン入手の連絡を受け急遽駆けつけてワインを飲みつつ談笑した。ただ、手術予定日直前のことでもあり、お二人にその旨話したところ驚いていたが、上野さんには万一の場合に葬儀委員長を依頼し、引き受けていただいたことなども懐かしい思い出である。また一〇月一九日の大阪刑訴研究会では、後述の博士論文審査のことなどもあり、メンバーで恒例のビールを飲んだあと、光藤先生には別途の経緯を説明するなどしたが、十一月一六日の定例研究会には参加したため、ほとんどの人は気付かなかったはずである。

本学での講義も九一年一月下旬から平常に戻し、その後病気で休講にすることは一切ない。ただ、今回の入院経験で今後の糧として学び得たことも少なくない。むろん、とうてい人生を達観するまでの境地には達し得ないものではあるが、この点に関して、手術一ヶ月後に新幹線車中で書き記したものが残っているので、最後にそれをほぼそのまま紹介しておく。

まず第一に、人間の孤独性である。人の生死は少なくともその個人にとつては文字通り一人きりであることを常日頃から直視しておく必要がある。むろんある意味では人間は完全に孤独ではなく孤独に徹しきれるものではないかもしれないが、個人はあくまでもその個人限りのものであって、所詮、他者とは異なる存在であることは十分に認識しておかねばなるまい。このことは唯我独尊を意味するものではない。他者も自己と全く同一の孤独な存在であることを前提に他者および自己の徹底的尊厳という基本哲学に立脚した生活の実践の重要性を認識することに外ならない。したがって、その意味ではより積極的な生き方を奨励することになるが、死そのものは個体自体の完全に孤独な消滅であることを常日頃から銘記しておかねばならないということである。

(4) 退院

一〇月二〇日に入院し、二三日にポリプ切除のため開腹手術を受けたが、経過は順調でほぼ予定どおり十一月五日に無事退院することができた。後日聞いたところによると、手術時間はほぼ三時間余、切除されたポリプはやはり二個あり、一つはごく小さいもの、他のガン化一歩手前のものは小指の先ほどのものであったという。その後はや一〇年余を経過しており、異常はないから完治したことになるのだらう。

しかし、初めての入院生活であり、ずい分勉強になった。むろんどの世界にも例外はあるが、医療関係者の患者への献身に思いを致すことが少なくなかった。改めてお礼を申し上げる次第である。また、病気見舞いの必要性和難しさにつき考えさせられることも多かった。手術の翌日、西川がわざわざ京都の学会での途中、見舞いにきてくれたが、彼の場合、脳神経外科の専門医でもあり、事前に相談していたし、これはむろん例外である。筆者の場合、F院長が大腸の専門医であつたことも幸いしたが、いずれにせよ、早期発見で助かったことになるだけに、医師の勧めもあり、以降、上野さんと一緒に年に一回の人間ドック入りを欠かすことなく今日に至っている。

第二に、右に関連して、日常生活の充実によって与えられた生を燃焼し切るような生活態度の重要性である。人生一寸先は闇であるから、常に悔いなき毎日を送り続けねばならない。卑近な例をあげれば、引き受けた原稿の dead line を守ることもその一つである。

そして最後に、健康管理の重要性である。むろんこのことも自明の理である。現に健康管理をも合言葉に柔道を続けてきたのであるが、NYでの二年間の单身生活などの事情があつたにせよ、やはり反省すべきところがあつた。今回の件で「完治」したのであるから、さらに積極的な健康管理を実施する必要がある。長生きも能力のうちとは二〇代頃からの口癖の一つであり、この今回のアクシデントを契機にさらに「能力」開発に努めねばならない。

いずれにせよ、五〇代初頭の危機をひとまず乗り切ったことの意義は大きい。入院中に直接見聞したことを含めて勉強になったことは量り知れず、この貴重な教訓を生かして、今後、さらに精進を重ね、かけがえのない一個の生命体として人生を生き抜いてみたいものである。

二 ニューヨーク再訪

二年間の米国留学の目的をほぼ達成し帰国したのであるが、唯一の心残りとは諸般の事情で当初から楽しみにしていたワインシュタイン連邦地裁判事に会うことができなかったことである。ところが、九六年夏に大出良知九州大学教授らによるドイツ、イギリス両国における刑務所の調査研究に合流した機会にニューヨークに飛びワインシュタイン判事と直接お会いすることができた。

そこで以下、帰国後の実績について触れた後、英独の刑事司法調査研究の一端を紹介しつつ、念願になったワインシュタイン判事との対面状況につき紹介することとしたい。

1 帰国後の実績

前述のように九〇年六月の定期健康検査で引っかり九一年一月に無事退院するまでの一年半はまことに陰鬱な気持ちですごしていたが、むろんその間も仕事は続けており、ほぼ一〇年を経過した今までに量的にはかなりの論文等を公にしている。

以下、とりあえず帰国報告の内容を紹介したあと、著書、論文を中心に具体的成果の一部を明らかにしておく。

(1) 随想「ベルリンの壁」

「アメリカ刑事証拠法及びアメリカ刑事司法の実態研究」と題する昭和六三年度長期支給留学帰国報告書の作成準備を始めていた折、ジュリスト編集部からジュリスト本誌巻頭の「随想」欄に東欧の動きについて何か書いて欲しい旨の依頼があった。何でもよいとのことと記念にと思い引き受けたものの、テーマについてはかなり逡巡したが結局「ベルリンの壁」と題する一文を草することとし、九〇年八月一一五日合併号（九六一号）に掲載された。偶然ジュリストは同号で特集「EC市場統合の展望」を組んでいたため、タイミングよく掲載されたことになる。その内容は、次のとおりである。

一九八八年五月から二年間、米国に留学する機会を得た。留学中は気楽な立場を利用してアメリカ国内はもちろん、ヨーロッパにも何度か出かけるなど私学ならではの自由を満喫してこのほど帰国した。いずれの旅行にもそれぞれ思い出深いものがあるが、なかでもこの四月に訪れた東ベルリンの印象

は強烈で忘れ難い。周知のように昨年来、東欧の激変が相次ぎ、一月九日にはついにベルリンの壁が崩壊する。私は当時、ロー・スクールでの聴講や法廷傍聴などにあわせてニューヨーク・タイムズを克明に読むことを日課としていたが、アメリカで目にするこの種の情報は、日本にいたるときよりも一層身近なものに感じられ、まことに興味深いものがあつた。その後も東欧とくに東独の動きはめざましく、東西両ドイツの再統一は大きな歴史のうねりとなり、東独経済の極度の悪化ないし経済的破綻を回避するため、両ドイツの政治的統合に先がけての通貨統合がはや現実のものとなりつつあるとの報に接して東欧を一目見たいとの思いに駆られたのである。もっとも、東欧といっても諸般の事情で東ドイツとハンガリーの二国に限定せざるを得ず、西ドイツから列車で東西両ベルリンに入り、その後ブダペストへ飛ぶというわずか二週間の旅であったが、激動の最中の東欧の一端を垣間見たことは貴重な体験であった。

さて、西ドイツ留学中の同僚・駒林良則氏と旧交を暖めた後、ベルリンのみ一部同行したいという同氏とともにワルツブルグから西ベルリンのツォー駅に向かう列車に乗り込んだのは四月九日であった。気のせいか、西から東へ入ると車窓

風景が一変するのには驚いた。家屋の修復などが放置されて芝生や牧草の手入れも不十分で全体的にやや薄暗くくすんだ感じで、はじめて東を旅する者としては、どうしても西との比較が頭に浮かび、いろいろと想いに耽っているうちに八時間近い旅もまたたく間に過ぎてしまった。ツォー駅近くのホテルで小休止の後、さっそく「壁」を見に行く。東に一直線にのびている素晴らしい六月一七日通りを歩き続けると、正面にブランドンブルク門、左側に旧ドイツ帝国議会があり、その間に曲がりくねったベルリンの壁が続いている。一部崩壊した壁の左右にある検問所を出入りする人たちの表情も心なしかのどかで感慨は尽きなかった。ふとみると、壁の切片が「証明書」付きで売り出されているではないか。苦笑しつつ子供へのみやげに一〇マルクで買い求めた。

東独へは列車で一駅のフリードリッヒシュトラッセ駅から入国した。手続きは簡単で国営旅行社発行のホテルの宿泊予約証を提示すると、その翌日までの滞在を許可してくれた。近くのウンター・デン・リンデン通りを西進すると、ブランドンブルク門に突き当たった。一〇〇メートル幅の無人地帯に立ち、その両側に延々と続く巨大な照明灯や壁をためつすがめつ眺めて、これが冷戦のシンボルともいえる東西両ドイ

自著を語る

—『共犯者の自白』(1990年、成文堂)

名城大学法学部教授 小早川 義則

はじめに

※ 問題意識の軌跡

A. 前期 (松川、八海事件、平野説、修論)

- ① 中央公論臨時増刊・松川裁判特号 (1958年) — 全員無罪確定 (1963年)
- ② 特集「八海事件判決」ジュリスト 412号 (1968年) — 佐伯、平場、高田鼎談
- ③ 平野「共犯者の自白」清宮=佐藤・憲法叢刊 (1959年): 「共犯者の自白」は「不利益な事実の承認」ではなくて「利益に反する供述」である — 英米法とのかわり
- ④ G. Williams, The Proof of Guilt (Third Ed. 1963)
- ⑤ 修士論文「共犯者の供述 — イギリスの判例を中心として —」

B. 中期 (光藤教授、学界報告、一連の習作 — イギリス法からアメリカ法へ)

- ⑥ 「不利益な事実の承認 (1)」名城法学 27巻 3=4号
- ⑦ 「共犯者の供述 — 英米法について」刑法雑誌 21巻 1, 2号
- ⑧ 「共犯者の自白と刑事上の利益に反する供述 (1-4・完)」名城法学 34巻 1~4号等

C. 後期 (一連の逆転無罪判決、判タ依頼、米国留学)

- ⑨ 後編 1 (3) 引用判決
- ⑩ 「不一致供述と伝聞法則 (1-4・完)」名城法学 35巻 1-4号
- ⑪ 「共犯者の自白について」判タ 614-616, 621, 624, 641号

1. わが国の問題状況

- (1) 共犯者の自白は「本人の自白」(憲法38条3項)に含まれるか
- (2) 判例: 「自由心証主義の合理的運用」が足りる — ただし、八海事件が三上告審判決 —
- (3) 学説の対立と新しい動き

田藤 V. 平野 (補強証拠が反対尋問権の保護を)
最判昭 51. 12. 19 刑集 30巻 9号 1859頁 (田藤反対意見に下田裁判官同調)
最判昭 59. 4. 24 刑集 38巻 6号 2196頁、同昭 60. 12. 19 判時 1194号 138頁 (共犯者の検察官調書の信用性を否定して逆転無罪)

(4) 問題点

- ① 英米法とのかわり: 「英米法制を参照しながら、可能ばかりで、これに近い取扱いをわが憲法38条3項の解釈論にも持ちこもうとする意図を持つもの」(田藤)
- ② 共犯者供述の不信用性を強調しつつ伝聞例外とすることの矛盾
- ③ 自由心証主義の限界
- ④ 憲法38条3項のほか憲法37条2項の視座の必要性

2. 英米法の概観 (米連邦証拠規則 — 伝聞法則の緩和)

3. 共犯者の供述 (証言) と補強証拠

4. 伝聞法則と証人対質権をめぐる米連邦最高裁判例の動向 (フリートン判決)

5. 共犯者の自白と共謀者の供述

- (1) コモン・ロー: 「co-conspirator's exception」
- (2) 連邦証拠規則 (§801 (d)(2)(B))
「コンスピラシーの過程において、コンスピラシーを推進するためにした」共謀者の供述 → 逮捕後の自白排除 (cf. 田宮説)

6. 共犯者の自白と刑事上の利益に反する供述

- (1) コモン・ロー: Sussex Peerage Case (1844) → 「金銭上及び財産上の利益に反する供述」に限定 (cf. 平野説)
- (2) 連邦証拠規則 (§804 (b)(3))
かくして、自己の罪を認め、かつ他人を巻きこむ供述は、それが身柄拘束中になされたことには、当局に迎合したいとしてなされたものと考えてよいから、それ故、利益に反する供述としての資格に欠けることになる。
(Thus a statement admitting guilt and implicating another person, made while in custody, may well be motivated by a desire to curry favor with the authorities and hence fail to qualify as against interest.)
- (3) 残された問題
- (4) 連邦下級審判例の動向

7. 共犯者の自白と不一致供述

- (1) コモン・ロー: 弾劾利用のみ
- (2) 学説の批判、法改正の動き
- (3) グリーン判決 (1968年): 全面的かつ効果的 (full and effective) 反対尋問強調
- (4) オニ巡回区の見解
- (5) 連邦証拠規則 (§801 (d)(-)(A)): 「伝聞でない」⇒ 実質証拠として許容
- (6) 残された問題
- (7) 連邦下級審判例の動向

8. 問題点の検討

- (1) 問題の所在
- (2) アメリカ法との対比
- (3) 共犯者供述の偏重と誤判
- (4) 共犯者の自白と伝聞例外
- (5) 共犯者の自白と補強証拠

おさひとして

※ 展望

A. 日米の接近とその問題点

- ① 憲法原理の文書上の共通性
- ② 自己矛盾供述の「先取り」v. 正式手続下のものに限定
- ③ case lawの確立性 — leading caseの不可欠性

B. 比較法の意義と限界

- ④ 基本的人権の普遍性
- ⑤ 日本人の国民性 — 検面調書の必要性 (cf. 自己側証人弾劾禁止)

C. 米連邦最高裁判の「保身化」(いわゆるレーガン・コートの出現) と今後の課題

- ⑥ 「動かぬ」部分の覚悟 — オース資料の重要性

ツの国境線かと思うと時の経つのを忘れるほどだった。大通りでは旧式の国民車トラバントが猛烈な排ガスを出しながら走り回っている。驚いたことには、走行中の列車はドアが一部開いたままで、とある主要駅の構内は塗装が完全に剥離しまさに崩壊寸前の状態にあった。「屋台」でジャガイモの煮込みを注文したところ、支払いは西独マルクに限るといふ。歩いているとどこからともなく必ず「チェインジ（両替）」の声がかかる。今のうちに少しでも多く強い西独マルクを入手したいのである。東独の技術的後進性と経済の内部崩壊は明らかのように思われた。

しかしながら、例えば、ニューヨークにあふれているような浮浪者はいざ見かけたことがなく全く安心して町中を歩けたこと、そして欧米や日本に比べると品数は極端に少ないものの食料品など生活必需品は格段に安かったことは特記しておかねばなるまい。計画経済体制から市場経済体制への転換によってどのような変化が生ずるのか、注目される。

(2) 著書等の公刊

まず帰国直後の九〇年五月一日、初めてのモノグラフである『共犯者の自白』が成文堂から刊行され、同年五月末の日

本刑法学会大会受付横の書籍展示場で公開された。留学先での校正に相当エネルギーを注ぎ苦労した末に出来上がった作品とはいえ、内容的にはなお習作の域を出ていないもので、内心忸怩たるものがあり、まことに気恥ずかしい思いがしたものの、公刊された以上、これが少なくとも当時の実力であると割り切るほかない。

次いで九五年一月、やはり成文堂から『ミランダと被疑者取調べ』が公刊されたが、これは名城大学法学会選書の第一号である。その後、木村裕三『イギリスの少年司法制度』、小山剛『基本権保障の法理』、小高剛『損失補償研究』が法学会選書として公刊されており、さらに脱稿寸前の佐藤文彦『ドイツ国際私法氏法の研究』（仮題）に続いて、品谷篤哉、駒林良則両氏のモノグラフ刊行も決定済みで、七号までが相次いで公刊されるはずである。名城大学法学会選書の定期的刊行の先駆けとなり得たことは嬉しい。さらに多くのメンバーの参加によって、本学法学会の学問的レベルの高まりが期待される状況が次第に醸成されつつある。筆者の米国留学の成果ないし本学への貢献の一例といえるのかもしれない。

主たる業績は右二書の公刊であるが、前者でいわゆる共犯者の自白は英米法上の「利益に反する供述」の伝聞例外に該

当しないことを、そして後者では一九六六年のミランダ判決

は判例として確立したばかりが実務もそれに順応しており正面からの変更はもはやあり得ないことをコモン・ロー以降の下級審判例の分析あるいは従前の合衆国最高裁判例の分析を通じてそれぞれ論証した点で「功績」といえるようか。合衆国最高裁判所は一九九四年のウィリアムズ判決（Williams v. United States, 512 U.S. 594）において、共犯者の自白は伝聞例外として利益に反する供述ではない旨判示²し、そして二〇〇〇年六月のディカソン判決（Dickerson v. United States, ... U.S. ...）においてアメリカの国民文化でもあることを指摘しつつ、ミランダは憲法判例であるから制定法による変更はできない旨の判断を示し、この「功績」を裏付けている。ニューヨーク・ロー・スクールでの聴講時にとりわけ利益に反する供述やミランダ関連の講義についてやや詳しく紹介したのはこのためである。

公にした論文等はかなりあるが、そのほとんどはわが国の問題とのかかわりを視野に入れたうえで近似のアメリカ判例法の動向を精査したものであり、ここにも米国留学の成果の一端が示されている。

(3) 学位取得

九一年五月三〇日付で光藤景皎先生から、なるべく早い時期に学位申請の手続をされたい旨の手紙をいただいており、手続を進めた結果、九一年二月一七日午後二時から大阪市立大学内の田中記念館第一会議室で「博士の学位審査のための公聴会を兼ね」た研究会が開催されることになった。ただ、前述のように、一〇月二二日に手術が予定されており、退院予定の一ヶ月後のことでもあり、何とか出席することができた。前頁の見開きのレジュメはその時に準備したものである。その後、九二年三月二四日付で法学博士——正確には大阪市立大学博士（法学）——の学位を取得した。

（1） 後日、本学に提出したその内容は、およそ次のとおりである。一九八八（昭和六三）年度及び八九年度の二年間、本学長期在外研究員としてアメリカ合衆国に留学する機会を得た。私は修士論文作成以来、比較法的な観点から、わが国の憲法及び刑事訴訟法（とくに証拠法）の母法であるアメリカ法の研究に従事してきたが、アメリカ判例法の分析が中心であるため、その一面性は免れ難い、そこで、研究が一段落するなどの諸般の事情に照らして在外研究に最も適しているこの時期に、アメリカ社会の現実の一端に直接触れることによって、今までの不足面を補い研究内容の質的向上をはかりたいと考えていた

ところ、幸いにしてこの希望がかなえられ、ニューヨーク・ロー・スクールの客員研究員としての二年間の米国留学を終えてこのほど帰国した。

研究テーマは表題のとおりであるが、その具体的成果としては帰国直後に上梓の運びとなったモノグラフィ「共犯者の自由——証拠法研究第一巻」（一九九〇、成分堂）のほか、各法律専門誌に公表中の論文等があるので、以下においては、主として二年間の留学生生活を簡単に振り返りつつ、今後の研究計画について触れることとしたい。

留学の目的 私と英米法とのかわりは、今からおよそ二昔前に遡る。当時、大学院に進学したものの未だ将来の方針が定まらないうまま高田卓爾教授担当の刑事法演習に出席したところ、イギリス証拠法の基本文献の講読をすることで、早速これに参加することにした。爾来、数年間、大学紛争をはさみ、ほとんど中断することなく英書を読み続けることになるが、これが英米法との最初の出会いであった。日本国憲法の人身の自由に関する規定の大部分はアメリカ合衆国憲法に由来すること、現行刑事訴訟法は憲法とは密接不可分の関係にあり、とりわけ証拠法は英米法ことにアメリカ法の影響を多大に受けて成立したこと、そして英米法は判例法であること、これらはむろん疑うべくもないことである。しかし、当時のわが国における英米法研究は、少なくとも証拠法の分野に関する限り、引用判例を含め英弁の権威書ないし著名論文の引き写しにすぎず、判例集の未整備や時間的制約など止むを得ぬ事情があつたにせよ、英米法における判例の重要性に対する認識が必ずしも十分ではなかった。英米の著書・論文は当

然、主要判例の理解を前提にして書かれているため、これを正しく読みとるには少なくとも指導的判例の理解が不可欠となる。ところが、わが国では権威書の翻訳とその解釈にとどまり、第一次資料たる判例に直接当たりこれを読みこなすという基本的作業が十分になされていないのではないだろうか。高田教授の指導の下でイギリスの基本文献を読み進むにつれて、このような疑問にしばしばとりつかれたのである。

修士論文のテーマについては紆余曲折を経て、わが国における重要な法解釈上の論点である「共犯者の自由」とすることに決定し、種々の研究書を繙くと必ず英米法が参照されていたが、そこでも英米の判例に直接当たったものは皆無に等しく隔靴搔痒の感を免れなかった。そこで英米法を本格的に理解しこれを吸収するために、ひとまず先の基本文献に引用されていた指導的判例のコピーを入手したところ、判例の冒頭に多くの先例が番号順に掲記されているのに驚いた。文字通り悪戦苦闘しつつ曲りなりにもその先例をすべて読み終えたとき、判例法とはこのことかと、まるで目から鱗が落ちるような思いがしたことは今なお記憶に新しい。その直後、全国で吹き荒れたいわゆる大学紛争の最中に辛うじて修士論文「英米法における共犯者の供述——イギリスの判例を中心に——」を書き上げて、その後博士課程に進むことになった。私は当時、英米判例法の体系化を中心課題とする決意をしていたものの、複雑膨大な判例群を前にいわば拱手傍觀の状態にあつた。しかし、とりわけ本学に赴任以来、焦点が定まるとともに関心領域も次第に拡大し、「ミランダ法則」「不一致供述」「強制採収」「毒樹

の果実論」などいずれもアメリカ法との関係がきわめて濃厚なわが刑事訴訟法上の重要問題に取り組み、今日に至っているのである。

このように、私は修士論文以来、一貫してほぼ同一の視点から、英米法ことにアメリカ判例法の研究に取り組んできたのであるが、前述のとおり、わが刑事司法の問題点の把握にも欠かせない重要な作業であるとはいえ、その一面性は否定し難い。そこで、今般のアメリカ留学の機会を利用して、単にロー・スクールでの研究にとどまらず、実際にアメリカの社会に身を置き、人身の自由の保護に敏感なアメリカ法の根底にあるものを探りつつ、きれいことの判例法の分析では把握できない、いわばその裏側にある現実の一端に触れることによって、今後の研究の糧としたいと考えた次第である。

留学中の行動の軌跡 修士論文は日本の問題にからめてイギリスの動向を中心に分析したものであったため、留学先としてイギリスを考えないわけではなかったものの、その後の研究は専らアメリカ法が中心で、また学界の動向や今後の研究テーマなどを考慮するとやはりアメリカが最適と思われた。問題は留学先をアメリカのどこにするかであった。私なりの研究方法はすでに確立しており、また活字となったアメリカ法関係の論稿もかなりの量となり、テーマ毎に順次一書にとりまとめる態勢もできていたので、受入先はどこでもよく、要は現地で二年間生活してアメリカの刑事司法の一端に触れることができればそれで十分だと思われたのであるが、やはりその選択には苦慮した。著書や引用論文でなじみのある四名のロー・スクール教授を選び出したところ、これがすべてアメリカ東部に集中し結局、偶然も重

なって、最も早く受け入れ確定の返事をいただいた日本法にも造詣の深い著名なジョージ教授の現在の勤務先であるニューヨーク・ロー・スクールに留学することに決定したのである。

ニューヨーク・ロースクールは世界中の金融機関が集中しているウォール街と世界最大といわれるチャイナ・タウンのほぼ中間にあり（いずれも徒歩で約一〇分）、ニューヨーク州裁判所もごく近く、至便な所に位置している。私は住居をハドソン川を隔てた閑静なニュージャージ州の住宅街に定めて、ここからバスで地下鉄を乗り継いで約一時間かけてこのロー・スクールに通うことになった。ロー・スクールを拠点とした二年間の生活体験は多岐にわたるが、その一部を紹介しておく。

(a) マンハッタンの踏破と生活基盤の確立 快適な住居を確保してニュージャージ州に移るまでのNYでのホテル住まいの間にマンハッタンの全域をほぼ踏破した。セントラル・パークやロックフェラー・センター、あるいは自由の女神や世界貿易センター等のいわゆる観光名所のほか、ハレムやダウントOWNの一部麻薬汚染地帯にも足を向けたため、白昼、ケチャップをかけられたり（ひったくりの常套手段）、ボトルマン（高価なウイスキー入りと称するピンをわざと落として弁償金をせしめる周知の手段）に出会ったりしたほか、深夜にコカインの密売を現認するなどの貴重で、「こわい」体験を重ねたが、幸い被害はゼロであった。このような経験がアメリカ刑事司法の実態研究に直接役立つというわけではないが、私の専攻する刑事訴訟法は犯人処罰と基本的人権の保障との相剋ないしその均衡をいわば永遠の問題とす

るだけに、社会秩序の回復が緊急視されているアメリカのNYでこの種の「事件」を直接経験したことはそれなりの意義のあることは否定できない。またニュージャージに移住後の七月には早速、アメリカ人と全く同じ方法で受検勉強をした上で、筆記試験及び実地試験を受けて州の自動車免許証を取得した。筆記試験問題の中に、わが国でも一つの論点ともいえる「黙示同意法」（アルコール酩酊又は薬物使用の疑いある運転者が呼気検査等を拒否すると直ちに六ヶ月の運転免許取消しの行政処分等ができる旨定めた法律で、公道で運転する者は「特権」を行使するのであるから、免許取得時に憲法の定める自己に不利な証人となることを拒否できる権利を放棄することに黙示的に同意しているとの考えに基づいている）の意味を問う問題があり、まことに興味深く思われた。

(b) ロー・スクールでの聴講及び法廷傍聴 九月からロー・スクールの秋学期が始まると「捜査法」と「証拠法」を聴講し、次年度にはジョージ教授の「比較法——日本」にも出席した。ロー・スクールでは当然、判例中心の講義が行われているので、私のようにアメリカ判例法の分析を中心に研究を進めてきた者にとってはその理解は比較的容易であった。専門用語についてはもちろん、判例自体についても既知のものが少なくなかったためその内容や争点は理解できたものの、教授と学生とのやりとりや講義内容の詳細については最後までお手あげの状態であったが、これは止むを得ない。ただ、連邦最高裁判所や一九七五年の米連邦証拠規則が最重要視されていることを直接確認できたことは有難かった。また、その合い間に機会を見つけて、近くの

刑事裁判所を訪れて、何度も陪審法廷などを傍聴したこともまことに有意義であった。このほか、日本弁護士連合会が米国少年司法の実態調査団（総勢約三〇名）を八九年五月に派遣した時に、私に「窓口」の依頼があり、ジョージ教授にお願いしたところ、そのご努力で名実ともに充実した成果のあったこと（その一部は、日本弁護士連合会の機関紙「自由と正義」に既報で、目下、詳細な報告書を作成中のことである）も指摘しておくに値しよう。

(c) ニューヨーク・タイムズの精読 当初は意識して活字を避けていたが、途中からニューヨーク・タイムズを克明に読むことを日課とした。毎日宅配される新聞の中から適当な記事を見つけて読み続けたのだが、麻薬関連犯罪や連邦最高裁判例に対する国民の反撥、共感——典型例は墮胎不処罰の限定解釈——の記事など目白押しでまことに興味はつきなかった。私は一九八五年の第六三回日本刑法学界大会における共同研究「覚せい剤事犯の多発化と刑事司法」の報告者の一人であったことにもよるのであるが、NYの麻薬——とくにコカイン——汚染やおとり捜査による関連犯罪の摘発に関する記事にはとくに興味をそそられたのであるが、「麻薬戦争」は結局のところ、富めるアメリカと貧しい中南米諸国のいわゆる南北問題に帰着することを再確認できたこともさることながら、ニューヨーク・タイムズの記事には判例では把握できない裏面史の記載——例えば、コカインは刑務所の方がより容易に入手可能であるという事実——も多く、まことに有益であった。

(d) 国内外の旅行 留学中は気楽な立場を利用してアメリカ国内

はもちろん、メキシコやカナダのほか、ヨーロッパにも何度か出かけた。メキシコではマヤ文化遺跡やカリブ海を楽しみつつ、発展途上国の現状に愕然とし、ドイツではミュンヘン郊外にあるナチス時代の第一号「強制収容所」を見てあらためて人間の尊厳に思いを至すなど、いずれの旅行にもそれぞれ思いで深いものがあるが、中でもこの四月に訪れた東ベルリンの印象は忘れ難い。周知のように昨年来、東欧の激変が相次ぎ、八九年一月九日にはついにベルリンの壁が崩壊する。アメリカで目にするこれらの情報は、日本にいるときよりも一層身近なものに感じられ、まことに興味深いものがあつた。その後も東欧とくに東独の動きはめざましく、来世紀のことといわれていた東西両ドイツの再統一がはや現実のものとなりつつあるとの報に接して東欧を一目見たいとの思いに駆られたのである。もともと、東欧といっても諸般の事情で東ドイツとハンガリーの二国に限定せざるを得ず、西ドイツから列車で東西両ベルリンに入り、その後フタバレストへ飛ぶというわずかに二週間の旅であつたが、激動の最中の東欧の一端を垣間見たことは貴重な体験であつた。なお、帰国直後にジュリスト誌の求めに応じて、この時の体験を「ベルリンの壁」と題してその九六一号（一九九〇年八月一日＝十五日合併号）に草した。

総括——展望 以上、主だった行動の一部を思いつくままに記してきたが、これから明らかなように私は、一部に見られる研究室ないし書斎をそのまま外国に移したにすぎない「留学」ではなく、現実社会の中にわが身を浸すことによって何かを把みたいと努力したものの、むしろ失敗談も数限りなく、必ずしも当初の予定通りの成果を

得たわけでもない。ただ、私は二年間の留学中、ほとんど一日も休むことなく詳細な日記をつけ、また興味あるニューヨーク・タイムズの記事は切り抜いて整理、その一部は日記に抄訳していたため、私なりに貴重なこの種の資料はぼう大な量となり、その一部は「米国刑事司法事情——ニューヨーク日記」と題して、近く名城法学に「資料」の形で連載の予定である。いずれにせよ、私にとっては公私ともにまことにタイミングのよい留学であつたことは間違いない。

とりわけ「人種のもつぱ」といわれるNYをつぶさに現認できたこと、ニューヨークやワシントンはもちろんのこと、ロンドン、パリ、ベルリン、ウィーンなどヨーロッパの主要都市を一人で自由に歩けるようになったこともさることながら、ニューヨーク・ロー・スクールで専任教授と同一の待遇でライブラリアンの整理した最新の法学雑誌などの目録の逐一の提供を受けたこと（必要な文献に赤印をつけて注文するだけでコピーが入手できた）は最も有益であつた。そのほか、ワシントンにある連邦最高裁判所を何度か訪問したこと、そしてたまたま訪れたニューヨーク州最高裁判所では「口頭弁論」開催中で、あきることなくそれに見入ったことなど、日本では絶対に不可能な経験も少なくない。

今後はこれらの成果を踏まえて意識的に研究の対象領域を拡大しつつ、証拠法研究第二巻以降のモノグラフィを刊行する予定であるが、とりあえずは、名城法学に九回にわたり連載した拙稿「排除法則と『不可避的発見』の例外（一）（九・完）（一九八八・九）」その他をとりまとめた上で、わが国の刑事司法にとって最も重要な問題の一つで

ある「毒樹の果実論」を今年中に上梓すべく鋭意努力中である。

二年間の米国留学で、本学に種々の迷惑をかけたが、その成果は帰国直後に上梓の運びとなったモノグラフィのほかに、いろいろな形で具体的に実りつつある。今後はさらに精進を重ねて、比較法的観点から日本法とアメリカ法の精密な研究に邁進し、そのことによって本学の発展にいささかなりとも寄与したいと考えている次第である。私の留学に関しているところ協力いただいた本学の関係各機関及び担当者の方々に心から感謝したい。

(2) 詳しくは、小早川「共犯者の自由と利益に反する供述——米連邦最高裁判例を契機に——」鈴木義男先生古稀祝賀「アメリカ刑事法の諸相」(成文堂、一九九六年)四一九頁以下。

(3) 詳しくは、小早川「米連邦最高裁ミランダを再確認——Dickerson v. United States」現代刑事法一八号、同「ミランダ判決の意義と限界——ディカソン判決を契機に——」名城法学五〇巻別冊(名城大学法学部五〇周年記念論文集)(二〇〇一年)一六五頁以下。なお、座談会「ミランダの射程——ディカソン判決の意義と日本法への示唆——」現代刑事法二二号(二〇〇一年)参照。

(4) その主なものを以下ほぼ年代順に掲記しておく。「強制採尿の適否とアメリカ法の動向」矢野勝久教授還暦祝賀「現代における法と行政」(法律文化社、一九八一年)、「配偶者の証人適格——アメリカ法について——」名城法学三二巻二号、「精神状態の供述」名城法学三二巻一号、「コンスピラシーにおける共謀者の供述(一—三・完)」名城法学三三巻二丁四号、「共犯者の自由と刑事上の利益に反する供述(一—

名城法学四九巻三号、四号、五一巻一号(二〇〇〇年—二〇〇一年)。

2 英独の刑事司法調査研究

本学の短期在学研究制度を利用して一九九六年八月二〇日から九月三〇日までの一ヶ月間、前述のようにイギリス、ドイツ両国での調査研究に合流するとともにニューヨークでワインシュタイン判事とも会うことができ、長年の念願を果たした。その間パリに滞在したあと、ミラノやヴェニスなど、イタリア諸都市で骨休みをしたのであるが、ローマではバスポート紛失事件で初めて警察署に出頭するなど得難い経験をするようになった。

以下、本稿の目的とは必ずしも一致しないのでその間の経緯については簡単に触れるにとどめこととし、ワインシュタイン判事については節をあらためる。

(1) パリ再訪

S(妻)が半年間の予定でパリに滞在していたため、ひとまず表敬訪問することとし、先着の子供(T、O)と合流した。パリ市内の古い(数百年前に建築?)アパートでの生活体験はそれなりに有意義で、周囲の地理もかなり頭に入ったもの

四・完)「名城法学三四巻一—四号」、「不一致供述と伝聞法則(一—四・完)」名城法学三五巻一—四号、「犯人識別供述をめぐる米連邦最高裁判例の動向(一—二・完)」名城法学三六巻三、四号、「弾丸摘出手術の適否——アメリカ法について——」名城法学三七巻別冊、「排除法則と『不可避的発見』の例外(一—九・完)」名城法学三七巻二、三八巻二丁四号、三九巻二丁四号、四〇巻二丁四号(一九八八—一九九二年)、「声紋鑑定をめぐるアメリカ法の動向(一—四・完)(一九九一年—一九九二年)」、「レーガン・コートについて」名城法学四二巻二号(一九九二年)、「弁護士依頼権放棄をめぐる米連邦最高裁判例の動向(一—三・完)」名城法学四二巻二丁四号(一九九三年)、「ミランダとテリーとの交錯——合衆国憲法修正五条と四条とのかわり——」名城法学四五巻一号(一九九五年)、「一致供述の許容性——米連邦最高裁判例を契機に——」名城法学四五巻二号(一九九七年)、「ポリグラフ検査について——米連邦最高裁判例を契機に——」名城法学四八巻二、三、四号(一九九八年)、「秘密権行使と不利益推認——アメリカ法を中心に——」井戸田侃先生古稀祝賀「転換期の刑事法学」(現代人文社、一九九七年)、「犯人識別供述をめぐるアメリカ法の動向(一—四・完)」名城法学四七巻三、四、四八巻三、四号、四九巻二、三(一九九七—一九九九年)、「デュー・プロセス論の再構築」ジュリスト一四八号八〇頁(一九九九年)、「共犯者の自由と証人審問権——米連邦最高裁判例を契機に——」梶田英雄「守屋克彦両判事退官記念論文集(現代人文社、二〇〇一年)。「排除法則と『稀釈法理』の例外(一—三・完)」名城法学五〇巻一—二、二二、「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向(一—三)」、

の、ニューヨークでの共同生活とは逆の立場に置かれたための生活者との感覚のずれもあり、余り楽しいものではなかった。短期間ではあったがイタリア旅行のあと再びパリに戻り、一〇年振りに破棄院を訪れ刑事裁判を傍聴できたのは嬉しかった。とくに正面玄関に刻み込まれた自由、平等、博愛(Liberte, Egalite, Fraternite)の文字を飽きずに眺めつつ、確が一〇年程前にパリ留学中の野上さんの案内で同じ建物内に入ったことがあり懐かしく思い出されたのである。そのほか、牢獄を見物したり、カルテランなどの小さな店に入り夕食を楽しめたのも楽しかった。古いアパートではあるが立地条件には恵まれていたのである。

(2) ヴェニス等

短期間であったが妻子とともにイタリア諸都市を訪れ、ミラノ、ヴェネツィア、ローマなどで各二泊するなどして骨休みをした。

ヴェネツィアでは gondola での周遊のほか、サン・マルコ広場(Piazza San Marco)で音楽演奏に耳を傾けつつ軽食をとるなどしたが、観光客も多いうえ二度目のことでもあり、それほど感激はなかった。しかし、やはり何と言っても歴



— 写真 62 —

が突然「ない」と大声を張り上げた。サン・マルコからの船中でOに頼まれて預かったはずのパスポートがないという。どうも盗まれたらしい、船中でパスポートを預かった際、変な人が見ていたことなどが思い出されてきたというのである。いずれにせよ、これには驚いた。衆人環視のイタリアで（イタリアに限らないが）貴重品のやりとりをするなどでの外である。しかし、今さら愚痴を言っても始まらない。さてどうするか。幸いなことにフィレンツェを経てローマに行く計画であったため、ローマにある日本国大使館に出かけてパス



— 写真 60 —



— 写真 63 —

ポート再発行の手続をとることにした。
まずフィレンツェでホテル近くにあった警察署に出かけた。^(写真63)英語のできる大柄な婦人警官が対応し、事情を説明したところ、盗難届を作成してくれた。その後、ローマの大使館に出頭し、所定の手続を済ませたものの、いつ再発行されるかは

史ある偉大な国 (great nation) の世界的な観光名所であり、地下牢につながる溜息の橋 (Ponte dei Sospiri) を背景に写真を撮るなどして、^(写真62)楽しく時を過ごしたのである。
ところがフィレンツェに向かうためサンタ・ルチア駅 (Stazione S. Lucia) に到着して列車に乗り込んだところ、S



— 写真 61 —



— 写真 65 —



— 写真 64 —

分からない。しかし、Oがパスポートの写しを別途保管していたこともあり、ほどなくパスポートを入手することができた。その結果、うっとうしい気分が一掃され、ローマ市内を観光後、^(写真64)帰国するT、Oと別れ、Sと二人でコモ湖を経て、ジネネーヴなどを訪れたあと、再びパリに戻ったのである。

なお、かなり後に日本のイタリア大使館から現金は抜かれたままのパスポートがイタリアで発見された旨Oへの連絡があったが、Oからその連絡文書をなくしたことを聞ききびしく叱責したことがある。正確な経緯が分からないこともさる

ことながら大使館あてに一言礼状を書いてしかるべきことと思われたからである。

(3) 英独の刑事司法調査研究

ロンドンへはパリから直行のユーロ・スター (Euro Star) を利用した。一昔前にはホーヴァ・クラフト (水中翼船) でドーヴァ海峡を越えたなどを思い出し (本稿⁽¹⁾ 本誌四二巻一 号一七二頁参照)、しばし感慨に耽った。ロンドンはかなり土地勘もあり、迷うことなく調査研究会グループが宿泊しているホテルに到着し、すみやかに合流できた。^(写真65)

その後、ロンドン郊外のドンキャスタ (Doncaster) ではじめて民営刑務所 (Private Prison) を見学したあと、ドイツではフランクフルト郊外の刑務所訪問後、^(写真66)検察官や地区警察署長などと懇談するなど貴重な経験をした。^(写真67)なお、ドイツの警察署内で思いがけず畳敷きのかかなり大きな柔道場を発見し、^(写真68)当日は残念ながら誰も練習していなかったが、しばらく飽きることなく見続けた。

予定の調査研究前後の夕食後の懇談も楽しかったが、とりわけ高田昭正大阪市大教授の案内で Wuzburg を再訪したところ、いい店があるといって連れていってくれたのが先の東



— 写真 66 —

西ドイツ訪問時に三泊した際に結局利用できなかった例のワイン店であった。うれしさのあまり(?) 痛飲したが、同僚の福島至竜谷大学教授もいたく気に入ったようであり、まことに楽しい再訪であった。^(写真67) その他、ハイデルブルグ市内で初めていわゆるSex Shop に入り、展示物——ポルノ雑誌やいわゆる大人のおもちゃ類が所狭しとならんでいる——の凄まじさに驚愕した。この店は表通りから少し横道に入ったところにある、その突き当たりに教会がある。そのためか通りに出っ張った店の看板には、表通りに向けた片面にはSex Shop の表示があり、教会に向けた他の片面には何も表示されていないのに気がき面白かった思い出がある。

3 ワインシュタイン連邦地裁判事

英独での調査研究後、フランクフルト経由でニューヨークに向い、まもなく別途到着した先の調査グループの一員である川崎英明東北大学教授と、日本からフランスに向かう途中に立ち寄った白取祐司北海道大学教授と合流し、セントラル・パークに面したホテルで数日間滞在した。主目的は予め連絡のついていたワインシュタイン判事に会うことであったが、ホテルに到着すると、実に見事なまでの簡にして要を得たメッ



— 写真 67 —



— 写真 69 —



— 写真 68 —



— 写真 71 —



— 写真 72 —

セージが届けられていた。その後、電話で担当の秘書を介して正確なアポイントメントを取り、タクシーで裁判所に直行し、会うことができたのである。念願の対面でもあり、握手を交わしたあと、いささか緊張がみであったが、^(写真)法廷での実際の指揮振りを見せていただくなどしたあと、執務室に戻り、近著一冊をいただくなどして、やや昂揚した気分も次第に落ち着き、ロー・クラークに写真を撮ってもらい、^(写真)辞去した。

なお、ジョージ先生とは九六年一月、秋の叙勲で外国人として勲章を授与されたことの祝賀会が東京で開かれた際にお会いしてお礼を述べることができたのであるが、ニューヨークで再会できたばかりか、近くのイタリアン・レストランで^(写真)ご馳走になった。

右の詳細については、本学の学内誌に海外ルポ「ニューヨーク刑事裁判傍聴記」としてまとめられているので、以下、それをほぼそのまま再現しておく。

— 今回の一ヶ月余——一九九六年八月二〇日から九月二三日まで——にわたる在外研究の目的は、イギリス、ドイツ両国での調査研究のあと、ニューヨークでワインシュタイン (Jack B. Weinstein) 連邦地裁判事等に会い、その法廷を傍



— 写真 70 —

聴することであった。いずれもひとまず目的を達し無事帰国したがニューヨークでのインタヴューを中心にその概要を明らかにしておきたい。

二 関西空港からドイツ（フランクフルト）を経て八月二一日パリに到着した。ドイツ、イギリスでの調査研究まで時間的余裕があったので鉄道で南下しローマやフィレンツェ、ヴェニスなどイタリア諸都市で骨休めをしたあと、ジュネーヴを経て再びパリに戻った。パリでは一〇年振りに破棄院を訪れ刑事裁判を傍聴したが、イタリアでは残念ながら自動小銃を構えた警備員に阻止されて刑事裁判所の中に入ることができなかった。

三 イギリスではロンドン郊外のドンキャスタ（Doncaster）で民営刑務所（Private Prison）を見学し、ドイツではフランクフルト郊外のカッセル（Kassel）で刑務所を訪れるとともに検察官や地区警察署長のほか弁護士などと懇談する機会があり、まことに有益であった。いずれも高田昭正大阪市大教授らの調査研究に合流したものであるが、初めての経験であり、ことに土地と建物は政府が提供し、会社（Company）が政府資金を得てその運営に当たるといえば半官半民の民営刑務所はとくに興味深く思われた。この種の試みはアメ

リカ合衆国が先鞭をつけたものであることは知っていたが、イギリスではサッチャー政権下のいわゆる民活路線の一環として実行に移されたとのことで、まさに在外研究ならではの貴重な経験であった。

もつとも、いかなる形態の刑務所であれ結局は人間を「オリ」に閉じこめておく施設であることに変わりはなく、一度見れば十分である。ただ、又とない外国での諸体験であり、まことに有益であったことは事実で、この時の調査研究は何らかの形で法律雑誌等で公表される予定である。

四 続いて一人でいったんフランクフルトに戻ったあとニューヨークに飛び、川崎英明東北大学教授と白取祐司北海道大学教授と合流した。ニューヨークは一九八八年から九〇年にかけての二年間、長期留学したなじみの土地であるだけに懐かしかった。土地勘があるので気分的にも楽で専ら私の主導で両氏を案内したが、ニューヨーク・ロー・スクールのジョージ（B. J. George）教授とワインシュタイン判事に会うという目的を達してまことに嬉しかった。予め日程を連絡してあったものの具体的な日時は確定していなかったため、やや不安があった。しかし、ニューヨーク到着後に電話をし、われわれにとつて最も都合な日時にお会いできたことは本当に有

難かった。

ジョージ先生は一九二五年生まれで、一九五六年から五七年にかけて、フルブライト交換教授として京都大学に滞在し、その後も日本各地の研究、大学を訪れ日本の事情にも通じた著名な学者である。一九六七年（昭和四二年）に司法研修所から公刊された研修叢書第五三号『日米比較刑事訴訟手続——B・J・ジョージ教授セミナー記録——』を繰り返し読んだ経験があるわれわれにとつてジョージ先生とお会いできたことはまことに感無量のものであった。もつとも、私は一昔前の長期留学の際にお世話になったが、今回の訪問に際して電話すると「ユウハンでもいかがですか」とのことです、こ

多忙中にもかかわらず、わざわざホテルまでご来訪のうえ、タクシードなじみのイタリアン・レストランに連れて行つて下さり夕食をご馳走になった。

先生は現在、ニューヨーク・ロー・スクール名誉教授で週に一度講義が続けられているが、ロー・スクール定年後は米国メソジスト協会の牧師（Pastor）として活躍とのことであった。当夜はとくに被疑者・被告人の自由の位置付けに関する日米の相違についてお話を伺えたことは実に有益であった。ちなみに、ジョージ先生は昨九六年秋の叙勲で外国人と

して勲章を授与され、堂一月東京で有志——松尾浩也東大名誉教授ほかが発起人——による祝賀会が催された。当然ながら私も参加してあらためてお礼を申し上げることができたのは幸いであった。

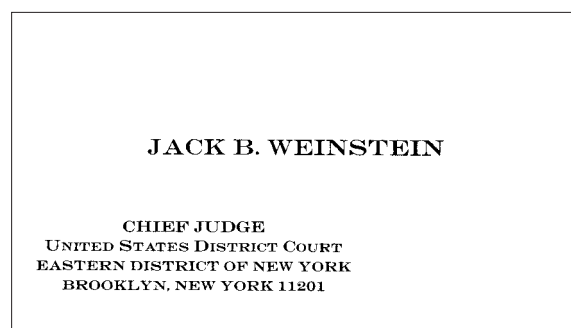
五 ワインシュタイン判事には出国前日の八月一九日付手紙で、時間的余裕がないためできれば九月一九日（木）か二〇日（金）にお会いできれば有難い旨の連絡をしておいたのであるが、驚いたことには、ニューヨークのホテルに到着すると二本のメッセージが入っていた。一本目は八月二七日付で裁判所の電話番号と最寄りの地下鉄の駅名および路線名のほかに、「お会いしたい（I want to see you）」というまことに簡にして要を得たものである。私の手紙を受けると同時に、連絡しておいたホテル宛にメッセージを届けて下さったことになる。

二本目は私の到着した日のもので、折返し電話下さいとある。夜でもあり、翌日電話すると秘書と思われる女性が出てきた。要件を告げると分かり易いきれいな英語で、今日は公判がありワインシュタイン刑事裁判所に来ているが、ここにはいない。しかし、休憩時（coffee break）の一時半頃には戻って来るので、その時分に又電話して下さいという。その

後何度か電話したが結局つかまらず、お忙しいようですねと言ったところ、ええ、本当にお忙しい方なんですという。そこで、直接お会いすることのほかに、できればぜひワインシュタイン判事担当の公判を傍聴したい旨の伝言をお願いすると分かりました、お伝えしておきますとの返事を得た。そしてついに金曜日の午前一〇時に裁判所に来て欲しいとの伝言を得たのである。九月二〇日金曜日午前一〇時という日時を繰り返し電話で確認しつつ、いろいろと思いにと耽ったことであつた。

当日は万一のことを考えて地下鉄には乗らずタクシーで出かけた。予想通りホテルから三〇分余で到着した。もっとも、「あの建物です」とのことでタクシーを降りたものの、よく分からなかったので通行人に尋ねると、連邦裁判所が州裁判所か (Federal or State?) という。そこで連邦裁判所だと答えたところ、では「あれだ」といって連れていってくれた。正面に記憶のあるカドマン広場二三番 (225 Cadman Plaza) と表示のある大きな建物で、もちろん裁判所庁舎 (Court House) である。感激したが、その間に最近マフィアの二人が終身刑を言い渡されたとの通行人の言葉が耳にこびりついた。時間は九時五〇分である。

早速中に入る。入口で簡単な金属探知機による検査があり、カメラは預けておくようにといわれた。正面受付にいる男性にカメラを渡したものの、これでは念願の判事との写真が撮れない。そこでその旨告げると、四階の執務室にいる秘書がOKすればカメラを返すという。時間は九時五五分であり、とにかくエレベーター



で四階に向かった。降りるとボディガードのような大男がいて「こ用件は」と聞く。ワインシュタイン判事と一〇時に会う約束があるという、受付の男性もそうであつたが、ずい分と鄭重に扱われた。案内されて執務室に入つたのが一〇時少し前で九時五七、八分であつたろうか。年輩の感じのよい秘書がいて挨拶

すると、判事もお待ちかねですという。電話で連絡を取りあつた女性である。まずカメラのことを話すと直ちに受付に電話して下さり、川崎氏が受け取りに行った。その間、丁度一〇時に長身の風格のある人物が現れた。ワインシュタイン判事である。お目にかかりたかつたと挨拶しつつ、私にとつてはまことに感動的な瞬間であつた。

執務室でコーヒーをいただきながらお話を伺った。机の横の回転式の文献棚にはわが国でもよく知られているワインシュタインの証拠法 (Weinstein's Evidence) などの著作があり、それを背景に一緒に写真を撮らせていただいた。今日は午前中に四件の公判があるのでお見せしましょうという。又とない機会である。かなり広い法廷に入ると、検察官や弁護士などのほか一〇名ほどの傍聴人がおり、総計二〇名ほどがいた。われわれ三名は陪審員席に座り、しばらく判事の説明を聞いた。判事はまず弁護士等に対して、今日は日本から友人で著名な(一)学者が傍聴に来ており、諸君の言動を帰国後報告するはずだと説明すると、すかさず、いや判事さん、あなたの言動を報告するのでしょうかとの反論(?) があり面白かつた。

最初に日本のコンピュータの著作権がらみの公判があり、

これは全く分からなかったが、ごく簡単に終わった。最後の一件が驚いたことに終身刑を言い渡されたマフィアの幹部二人の控訴審であつた。判事によると法律審であるから被告人は出頭しないが、とくに申し出があつたため出廷を認めたという。まもなく囚人服を着たその二人が出廷し、イタリア人と思われる若い精悍な傍聴人もおり、まさに映画もどきの裁判であつた。

弁護士側請求の証人は、捜査主任と思われる検察官一名とFBI捜査官三名であつた。弁護人の証人尋問はやや迫力を欠いた感があり、判事が要するに何を聞きたいのかと繰り返し返す場面が何度もあつた。結局、次回は検察官側が何か書類を提出すること、丁度十二時に閉廷した。マフィアの殺人がらみの抗争事件で、警察官を巻き込んだ汚職事件でもあるようで、やや複雑な事件ということだが、記録があれば正確に理解できるのにとやや残念な思いがした。尋ねてみると、やはり秘密捜査官が公判で自己負罪を理由に証言を拒否したため、その伝聞供述が問題になっているとのことであつた。まさに格好の素材でもあり後日あらためて検討すれば有益と思いつつ、陪審員室を見せてもらったあと、執務室に戻った。近著一冊をいただき、ロー・スクールの学生秘書 (Law

clerks) に判事とわれわれ三人の写真を撮ってもらうなどしてお忙しそうですねので辞去することにした。

ワインシュタイン判事は一九二一年生まれで、一九四九年にニューヨークで弁護士業務につき、一九六七年にジョンソン大統領によって終身裁判官に任命された。前述のワインシュタインの証拠法(全六巻)ほか多数の著作があり、公職も多く著名な裁判官である。本当にお会いしたかった方であるだけに、少なくとも私にとっては、まことに感動的な二時間であった。

なお、久し振りのニューヨークでもあり、川崎、白取両氏をやや強引に誘い、マンハッタンからタクシーで「穂高」に出かけた。以前の店は隣接店の火災で類焼したため、他の新しい店に移転していたが、短時間の滞在であつたとはいえ、樋浦夫妻も健康であることを知り嬉しかった。また谷口さんの後任の東洋インキ米国社長の野地哲臣氏夫妻とお会いできたのは奇遇だった。マンハッタンでは後日、夕食のあと両氏とともにブルーノートに出かけたが、タイミング悪く満席で中に入る事ができなかったなどの失敗があり、期待に応えられなかったことが悔まれる。また一人で木下大三さんの経

営するクラブに出かけて、元気そうな姿を見て一安心したものの、唯一懸案の敷金(deposit)返却の件が片付かず残念な思いをしたまま別れたのである。

一三 綜括

以上、九回にわたり八八年の米国留学に至る経緯および二年間の留学中の主たる出来事に触れたあと、帰国六年後に果たした念願のワインシュタイン連邦地裁判事との対面にも言及しつつ米国の刑事司法事情の一端を明らかにしてきた。一九八〇年夏の二ヶ月間に及ぶ短期研修から数えるとはや二〇年の年月が経過したことになるが、二年間の米国留学によって得た糧には量り知れないものがあり、そのことは前述の帰国後の実績によっても一部裏付けられている。もっとも、今後順次関連論文を圧縮したうえで各テーマ毎——例えば、毒樹の果実論、合衆国最高裁とデュー・プロセス、科学的証拠、伝聞法則など——のモノグラフを上梓する予定であり、留学の真価を発揮できるか否かはその内容いかんにかかっており、今後の大きな課題として残されているのである。

そこで以下、個人的体験を踏まえながら、外国留学にあた

りとりわけ重要と思われる、その時期、費用及び外国語の問題について簡単に触れることとした。

1 留学時期

外国留学に当たり最も重要なのは、その時期と受入先である。自分の研究テーマを深化させるうえで最もふさわしい国で、かつそのことを十分理解している受入機関を選ぶことが不可欠である。年齢等いかんにもよるが、ある程度の具体的な研究業績のあることが望ましいし、単身赴任の場合であっても、家族関係等の配慮も欠かせない。さらに健康に支障がないことはもちろん、最も基本的な食生活については特段の注意が必要である。

筆者の場合、健康には全く支障がないばかりか頑健といつてよく、アルコールは人並以上にいけるし、自炊は大して苦にならないうえ食べ物の好き嫌いは一切ない。家族関係も単身赴任には支障のない状態にあり、問題は受入先であつた。前述のようにアメリカ東部のロー・スクールに絞り込まれ、ついに偶然も重なり最適な立地条件にあるニューヨーク・ロー・スクールに落ち着いたのである。

もっとも、一般論としては、三〇歳代前後に最初の留学を

経験したあと、四〇―五〇歳頃にもう一度、六〇歳前後に半年程度の最後の留学をするというのが理想的といえるのだらう。むろん、その間に研究テーマに関する相当の具体的業績のあることが不可欠の前提である。何度も外国に出かけている割りには成果がないように思われる人も散見するが、重要なのは、単に外国に足を運ぶことではなく、学問の発展に少しでも貢献し得たかどうかである。筆者の場合、某関係者から声をかけられ、フルブライト資金による米国留学の可能性も大いにあつたが、当時の家庭状況ではとうてい無理で断念したことがある。留学費用とも関連する問題であるが、遅れたため反って経済的余裕があり、その結果かなり優雅な留学生活を送ることができたことになる。

もっとも、現在では航空運賃もかなり格安のものが入手できるなど状況がかなり異なっている。研究テーマにもよるが、長期留学は一回程度とし、あとは随時、一年に一回程度の割合で一、二ヶ月滞在する方がよいのかもしれない。

2 留学費用

留学費用は留学時期に劣らず重要であるが、むろん両者は密接に関連する。筆者の場合、米国留学中は地元のニューヨーク

ク周辺にとどまらず、何度も国内外に出かけるなどしており、その間、かなりの金額を消費したことになる。

以下、留学費用の概算を紹介したあと、女性の社会的参画の問題に言及しつつ、私設秘書である八津谷由紀恵さんの役割について触れることとしたい。いずれも私的问题にすぎないといえるのかもしれないが、比較的余裕をもって留学生生活を送ることができたのはそのような支えがあったからであり、さらに男女の共生が大きく取り上げられる昨今、すべての男女に共通するいわば公的な重要問題にも関連するように思われるからである。

(1) 概要

本学では当時、長期支給留学制度を利用する者は少なく、全学で原則三名枠の制度でも十分にまかないきれた。しかし、法学部内においては、制度の積極的活用の気運が高まり、上野泰男氏（民事訴訟法）を皮切りとして、野上博義氏（西洋法制史）、筆者、駒林良則氏（地方自治法）と相次ぎ国外留学へ出かけるようになった。しかも、本学では留学は一年に限られていたが、一年ではやっと外国の生活に慣れた頃に帰国することになり中途半端である、留学するのであればやはり

二年が妥当であるとの声が高まり、上野さん以降、二年間の外国留学が法学部内においては定着するに至ったのである。現にその後も、柳勝司（民法）、藤田衆（フランス語）、田中一穂（英語）、日比野泰久（民事訴訟法）、岡林伸幸（民法）、品谷篤哉（商法）、佐藤文彦（国際私法）の各氏はいずれも二年間の留学経験があり、現在ハーヴァード大学に留学中の田澤元章氏（商法）も先般の教授会で留学の一年延長が認められている。

このように長期支給留学制度を利用しての連続二年間の外国留学は、法学部独自のものであり、法学部教授会が認めた場合に限り、留学の一年延長が許可されるのであるが、法学部では二年間連続の国外留学が慣例として定着しており、まことに喜ばしいことである。ただ、とりわけ経営本部ないし理事会あるいは他学部の一部からの声であるが、留学経験者の帰国後の具体的業績が必ずしも芳しくない、端的に言えば帰国後の実績とりわけモノグラフの刊行がほとんどないのが実状であるから、法学部についても他学部並みに国外留学は一年に限定すべきという批判がある。もっとも、前述のように、名城大学法学会選書五、六、七号の執筆予定者の佐藤文彦、品谷篤哉、駒林良則の各氏はいずれも長期支給留学制度

を利用しての二年間の留学経験者であり、理事会側からの正当ともいえる批判に耐えうるものとしても大いに期待されているのである。

いずれにせよ、筆者の一九八八年五月二日から九〇年五月一〇日までの二年間に支給された研究費は二五〇万円のみである。もっとも、他に一年目の給与等は全額支給で、二年目はボーナスのみカットであるから、二年間の給与等の合計額は大差ないことになる。問題は住居費である。ゲスト・ハウス等が利用できれば安くすむが、ニューヨーク・ロー・スクールにはむろんそのような施設はなく、ニューヨークに隣接しロー・スクールまで一時間程度で通えるニュージャージー州フォート・リーのテラスハウスに居住することになり、立地条件等に恵まれているものの、結局、住居費のほか、ガス、水道料金を含めるとそれだけで――食費は別枠――日本円にして毎月二五万円程度、二年間で合計六〇〇万円近い出費を要した。ニューヨーク近郊の閑静な住宅地に住む以上、この程度の出費は覚悟しており、やや贅沢と思われるいなくてもいいし、そのための経済的裏付けの準備もあり、この際、アメリカの生活をエンジョイした方が将来的にも有用と考えたう

えでの判断であったのである（本稿③ 本誌四六巻三号一三七頁参照）。そして現に、種々の失敗を重ねつつ、結果的にはその後の二年間は数度に及ぶ米国内外の旅行を含め、文字通り海外生活をエンジョイしたことになる。

当時の正確な収支状況は銀行での振り込みを見れば一目瞭然であるが、それをすべて明示する必要はあるまい。ただ、住居費等とは別途、毎月三万五万円の定期送金があったから二年間の出費総額は概算で一千四、五百万円になる。むろん、資産家ではないし、へそくりはあったとはいえ、たかが知れており帰国時には虎の子も底をついていた。他方、日本国内では毎月欠かせないローン支払いがあるうえ、妻子の生活費も要る。しかし、この点は、S（妻）とはいわば別会計であり、大して気にならなかった。Sも専任の大学教員として一定の収入が保障されていたからである。もっとも、平均的日本人の感覚からすれば贅沢すぎる数度に及ぶ大バカンスから帰国後、さすがに「そろそろお互いに切り詰める必要がある」と考えたのは事実である。しかし、明らかな浪費を慎むのは当然としても、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されている以上、又とないこの機会を利用して米国内外に出かけるなどして見聞を広めることは必ず将来に役立つと思われる

のであり、そしてこの点の判断に狂いはなかった。問題は「最低限度の保障生活」であり、この点については私的な事情を一部明らかにしておかねばなるまい。

(2) 自治会活動

筆者はいわゆるノンポリ学生であり、日本中が騒然とした六〇年代安保闘争の際にもデモ等に参加することは一切なくのほほんと遊び呆けていた。ところが、七一年に結婚して奈良県下の北葛城郡河合町にある民間開発業者開発の西大和二ユータウンの一角を占める日本住宅公団の星和台団地に入居した頃から、いわゆる住民運動にかかわるようになった。当時のいわゆる公団の団地住宅は大人気で入居できて嬉しかったが、二ユータウンと言っても未造成地区が多く、社会公共施設は皆無に近かった。星和台団地は二ユータウンの北端の少し高台にあり、晴天時には法隆寺が望めるなど立地条件は抜群であったが、例えば、真下にある駅舎は河合村当時のままで、ラッシュ時は積み残しが出るなど急激な人口増に対処する新駅の開発が遅れており、村当局の対応も旧態依然たるものがあつた。

このような状況下に自治会結成の気運が盛り上がったのは

治の立場を堅持している。とはいえ、町からさまざまな通告書等の配布を、現状においては必ずしも一律に拒否している訳でないが、この点については徐々に改善がなされており、恐らくは近い将来において、ほぼ全面的に「下働き」を回避できるように思われる。しかしながら看過できないことは、自治会側の姿勢もさることながら、住民側における「自治感覚」ないし「市民意識」の欠如である。私たちの自治会も、ご多聞にもれず一部の人達の涙ぐましいばかりの自己犠牲、奉仕によって運営されているのが実状である。重要なことはそれぞれの地域社会の諸問題に取り組み、それらを通して「自治」の内容をあらためて問い直し、検討することである。その際、なかでも社会科学を学ぶ人が、一人でも多く自治会に参加することを期待したい。「市民自治」の体験は本人にとっても有意義であり、またそれが地方自治体の旧憲法的体質の根本的変革につながると考えるからである。

ところで、西大和自治会協議会は発足依頼五年を経過しいわば曲がり角にあり、反省期に差しかかっていたため、筆者が従前の経緯等を取りまとめることとし、事務局を担当していた某日経新聞記者が作成した資料などを添付し、七七年三月自治会会員の全戸に配布した。そして翌七八年三月、星和

けだし自然の成り行きであり、その呼びかけに応じたのが自治会にかかわる第一歩であつた。単に協力するという程度の軽い気持ちで応じたにすぎなかったが、次第に積極的役割を果たすようになり、自治会会長にとどまらず、ついには地区自治会の連合体である西大和二ユータウン自治会協議会の代表となるに至り、その過程で町立保育所および幼稚園の開設問題に取り組み、比較的早い段階でその実現に成功したのである。時代の波に乗ったこともあり、朝日、毎日、産経など主要各紙（奈良版）は相次いで右運動の成果等を報道したが、中でも大きく取り上げたのが朝日新聞であつた。そして筆者も、朝日新聞の「声」欄に投稿し、例えば「自治会は「下働き」か」と題する次のような拙文が掲載された。

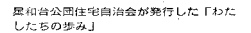
一九日付「地域の自治会これぞよい」に関して、発足以来およそ三年間にわたり団地自治会にかかわってきた者として一言述べておきたい。「自治会が市町村行政の下働きに甘んじている」のが現状であるから「自治会本来の使命に目覚め」て自治会を「根本的に再検討すべき段階にきている」との意見に異議をさしはさむ積りは毛頭ない。ただ問題は、今問われている「自治」の内容を検討すべき主体は誰かということである。私たちの団地自治会では発足以来、本来の住民自

台公団住宅自治会発足五周年の記念行事として、団地内植樹にあわせて自治会活動の原点ともいふべきものを再確認しておくために小冊子「わたしたちの歩み」を発行するとともに、筆者自身は自治会会長を辞任した。この小冊子は同年四月二一日付の朝日新聞（奈良版）で大きく取り上げられた（次頁参照）。

(3) 男女の共生 さらに七九年二月、町立広瀬台保育所

開設後ほぼ四年を経過したことを記念に小冊子「父母の会の歩み」を発行し関係者に配布した。筆者は当時、広瀬台保育所父母の会会長の任にあり、事務局担当の北飯健二さんを初めとする父母の全面的協力を得て、文字通り手作りの小冊子を発行した。保育時間も六時半まで延長され、公立の保育所としての体制もほぼ整ってきたこの段階で、新入児の父母への参考に供するため、保育所の沿革および「父母の会」の果たした役割を概観したものである。その「はしがき」に、本冊子は「地元自治会を中心とした保育所建設運動の成果を引き継いで、『共働き可能な』保育所を目指して、町当局と地道な交渉を粘り強く続けてきた父母の会の活動経過報告です。女性の社会的進出——そのためには母体の保護、保育所の完

河合町の「星和台公園住宅」——5周年で記念誌



小早川 前自治会長に聞く

[illegible]

られて生れた。生理的の點で
 構造的と、識知的に生理的の
 點から見て、充分、自己情緒で
 同受すべきといふのは「原
 因をめる」調は、決してた
 ではなかつたやうな交通網に
 侯爵・利権團體文化レクリ
 エーション團體の各階層福屋へ
 対して要求が及び、西

共通課題で共助

ないところではなかゝ示
 用川にはほゞい

て、樹木、草花の如く生長するものではないか」と小川君が反論してゐる。

ないことが必要ではないか。示
畢川英之は語っている。

Downloaded from <http://ajphaphapublications.sagepub.com/> at 10:00 10 May 2015

なお、右冊子はまもなく品切れとなったため、翌八〇年二

そしてこの間の七九年一月二六日、「働く母親と保育所」と

本紙文化欄で津島佑子氏の保育園での体験に接し、ペンを

にしたい。いわゆる住民運動の結果、保育所および幼稚園の早期

開設が実現したばかりか、その延長線上にあった学童保育まで実現したのである。当時の星和台団地居住者は新婚直後のインテリ層が多く、そのため一部とはいえ女性軍の積極的協力があり、その中で大きな役割を果たしたのが八津谷由紀恵さんである。彼女は、主として筆者が原案を書き自治協等の諒解の下に各関係機関に送付した要望書や自治会内部の各種ニュースなどを浄書し、時としてそれを各戸郵便受けに入れるなどの協力をして下さった。彼女はいわゆる専業主婦であったが、町当局および民間開発業者との話合いの際には、幼児を抱えた女性たちとともに、四人の子供を引きつれて積極的に参加した。このような住民運動がマスコミの目にとまり、相次いで報道されるに至ったのである。

筆者と八津谷さんとのかわりはこのとき以来のことであるから、ほぼ三〇年間に及ぶ。もっとも、最初に彼女を掘り当てたのは加藤克夫さん（現島根大学教授）である。加藤さんは自治会結成の呼びかけグループの一員であり、かつ夫人が高校教員であったことから早くから保育所開設運動に意欲的に取り組んでいたが、まもなく転居したため、筆者がそれを引き継ぐことになった。結婚当時Sはすでに専任講師であったが、筆者は大学院生であったため、Sの扶養家族であり、

そのような状態は本学に採用されるまでしばらく続いたのである。

その間、物理的には不可能ということもあったとはいえ、両親に子供の育児を委ねるようなことは一日たりともなく育児戦争を無事乗り切れたのは、一時ベビー・シッターを引き受けてくれた斎藤昌子さんの存在も大きい。このような住民運動の賜物であった。ただ、何といても子育ては手間暇のかかるものであり、Sとの調整に難渋したことも多かった。朝食時には洗濯と食事を同時にこなすなどして極力省エネに努めたのはもちろん、外での日向ぼっこ時に幼児を片腕に近所の主婦と談笑しつつ、時には英米の判例に目を通すなど、勉強時間の確保にも努力した。そのような時期に何度も通ったのが出産を間近に控えていた原田美知子さんである。彼女は当時専業主婦であったが、彼女の後の述懐によると、男親が育児に専念（？）している姿を見て一念発起し、そして後に母校奈良女子大学の付属高校の教員に採用され、今日に至っている。思いがけず功德を積んだことになる。こうして次第に輪が広がり、運動の土台が構築され始めたのである。今でもなお強い精神的結びつきは育児戦争時に相互に協力し合ったという共通の体験があることによる。

(5) 転居

八〇年末に転居し、大阪府堺市の泉北ニュータウンに住むことになった。本学の短期留学制度を利用しての五〇日間に及ぶヨーロッパ諸国訪問（本稿（四）本誌四六巻四号一五四頁参照）から帰国してまもなくのことである。長女が小学生になり手狭になったからでもあるが、当初からの団地住民の転居が多くなり、住民の質が変わり始めるとともに、奥さん連中の長時間にわたる井戸端会議が多くなり、一階に居住した関係でとても耐えられなくなったからである。筆者が自治会から完全に手を引いたのは、ほぼ初期の目的を達成したからでもあるが、住民層の質的变化によるところが大きい。しかし、自治会活動にかかわることによって得たものは多い。その意味で九年余の星和台住宅での生活には忘れ難いものがある。家事、育児を通じて多少なりとも女性の視点から物事を眺められるようになったことも貴重である。また、町当局等との交渉を通じて、赤坂料亭接待政治のミニチュア版の町行政のほか、民間開発業者の自治会籠絡作戦あるいは村会議員から国政レベルに至る選挙戦の実態などを垣間見ることができたのも、それなりに有益であった。

いずれにせよ、八津谷さんはその後も有能な私設秘書としてご協力いただいている。本稿はもちろん、その他の諸論稿



— 写真 73 —

もすべて彼女の協力がなければ陽の目を見ることができなかったのである。

ちなみに、筆者は、九七年末に現在地に転居した。従前のマンション（鴨谷台第二住宅）は比較的気に入っていた。現に帰国後の九三年、理事長時代の「駐車場問題」の手腕（？）を評価され（本稿（二）本誌四六巻一号一九九頁参照）、差し迫った「マンション外壁塗装」に関する専門委員会委員長として、四〇数回に及ぶ会議をこなし、岡部きぬ子さん、谷口民子さん等の裏方の強力な支援もあり九五年に外壁塗装を完成したのである。なお、外壁塗装工事着手の前日、起工式のあとで、関係者多数が拙宅に集まり実に楽しく痛飲して就寝したところ、その午前六時頃に大地震があり、いわゆる神戸大震災が発生したのも忘れ難い。

ところで、その後、管理組合の変質が危惧されていたところ、九七年二月の管理組合総会でエレベータ六基のすべてに防犯カメラを設置するとの案件が一切の事前手続なしに突然出された。やむなく総会で筆者が問題点を指摘し継続審議となったが、理事会側の対応は「防犯カメラシステムの導入で、犯罪の抑止効果を発揮します」との業者サイドのコピーに事実上依拠するにとどまり、再度にわたり長文の意見書を提出

するなどしたが埒があかず、結局全組合員に向けて、九七年一〇月二六日付で「今回の『防犯カメラ設置』の理事会決定は管理組合規則に違反しているため無効です——最終意見書——」、次いで九七年十一月二七日付で「臨時総会招集の請求も止むを得ない事態になったようです——発起人への賛同と各位への呼びかけ——」を執筆し、組合員全員に配布した。そして同じマンション住民であり元本学同僚でもあった民事訴訟法専攻の上野泰男関西大学教授（現早稲田大学教授）が別途、「防犯カメラ設置に関する理事会規定に対する意見」を執筆、公表したのである。その結果、組合員を二分する騒ぎになったが、結局、防犯カメラを設置しないことで決着した。筆者はこの問題に直面したことが主たる原因で、初めて他に適当な住居を探すこととし、総会での最終決着の直前、気に入った住宅を探し当てて転居した。八七年度の理事長、そして専門委員会委員長としてその整備および住民相互の親睦にかなり尽力したマンションであったが、星和台団地のときもそうであったように、住民層の変化が転居の背景にあったのである。

3 外国語

法学部はその沿革上、独仏の大陸法、英米法と密接に関わりがあるため、とりわけドイツ語、フランス語、英（米）語の修得は不可欠であるが、国内にとどまっている限り、会話は必ずしも必要とされず、専ら読解力があれば足りる。ところが外国留学の場合には、読めれば足りるというわけにはいかず、ある程度の会話は当然必要であるが、若い時期の留学であれば比較的容易に会話力は身につく。筆者の場合、学士入学で法学部に入り直し、結局、四〇代半ばになって留学を決意し、五〇歳の太台にかかる寸前に渡米したわけで、到底流暢な会話は望むべくもないが、大阪外国語大学イスパニア語科を何とか卒業しており、二〇歳代前半に外国語に親しんでおり、何度か一人でヨーロッパに出かけた経験もあるため、旅行時に必要とされる程度の英語であれば何とか身についていた。

大阪外国語大学ではイスパニア語学科であるから、かなり徹底的な語学教育が行われた。講義内容に最後まで興味を持てず、真剣に勉強したことは一度もないが、ごく簡単なものではあれば何とか理解できる程度の実力はある。外大では第二外国語が英語であった。大学の指導方針でもあり、イスパニ

ア語科の学生はほぼ全員ポルトガル語を第三外国語として選択したようだった。大阪市大法学部にも学士入学後は、ドイツ語の勉強を始め、大学院に入ってから栗城壽夫先生のドイツ語の特訓をかなり長期にわたって受けるという僥倖に恵まれたが、最終的にはドイツ法の勉強は放棄してしまった。ただ、その特訓は大阪外大でのイスパニア語講読とは異なり、最初から本格的な古典を一字一句ゆるがせにせず読み続けるというものであり、先生の一貫した真摯な姿勢とともに、大いに学問的刺激を得たことはかけがえのない貴重な財産として残されている。栗城先生とは現在、形式上は同僚として教授会では隣り合って座るといふ栄に浴しており、今なお学問的刺激を受け続けているのである。

法学関係の勉強を始めた当初、ドイツ法一辺倒ともいえる日本の刑法学に疑いを抱いたことがある。専らドイツ語圏の学説等の紹介に終始しながら、いわば世界の動向を論じており、大いに疑問に思われたのである。むしろ、わが刑法の沿革上、ドイツ法一辺倒としてもやむを得ぬ一面のあることは承知しているが、大阪外大では当然種々の外国語学科があり、ドイツ語はあくまでもその一つにすぎないという平凡な事実には日常的に接しており、これがドイツ法一辺倒への疑問の背

景にあるのだろう。その意味では、やはり大阪外大の四年間というのは回り道であったにせよ、貴重な体験である。その後、フランス語などの勉強を始めたこともあるが、いずれもしり切れトンボとなり、結局、専門分野の英語文献であれば比較的楽に読める読解力はあったものの、ごく簡単なものであれば不自由しない程度の英会話の実力のまま渡米したことになる。

二年間の米国留学中、折りにつけ想起したのは、世界各地に散らばっている同期生のことである。わが国の経済成長は新幹線とともに急速な発展を遂げてきたのであるが、同期生は新幹線開通直後に入社し、いわば企業戦士として世界各地に散らばっているだけに、例えば、「穂高」等で会う年齢差のない人たちに接触すると、彼等と重なり合うことが少なくなかったのである。やはり二〇代前半の四年間は大きい。

九〇年に帰国後は、やや余裕ができたこともあり、それまで接触のなかったイスパニア語学科の同期生（五一名）と会う機会が増えた。例えば、幹事役の三浦鴻の肝いりで九六年、三重県賢島での同期生会には全国各地から相当数が一部家族連れで参加し、旧交を暖めたのである。もっとも、その多くは長年にわたり海外でも直接接触していたのであるが、まさ



— 写真 74 —

むすびとして

本稿は一時中断をはさみ、足かけ一〇年にわたり書き上げたものであり、前後の統一性に欠けているばかりか、一部に重複的記述もみられる。しかし、筆者なりの目的はほぼ達成されたように思う。バブル経済絶頂期で日本式経営がもてはやされた頃の米国留学であり、その後のヤオハン倒産にみられるように、寝耳に水で米国出張を命じられる例は激減したかもしれないが、筆者の得た知識は一般企業の盛衰とは無縁で、バブル云々とは直接かわりのないことである。しかも何らの制約なしに自由に欧米各地を旅行できたのはひとえに私学ならではの本学のポリシーの賜物であり、このような国立大学には見られぬ柔軟性は今後も維持して欲しいものである。

振り返ると、筆者は数回に及ぶ一、二ヶ月の短期在外研修制度を利用し、かつ一年間の内地留学の経験もあり、二年間の米国留学を含めるとほぼ三年半全く自由に勉強させてもらったことになり、研究者としての出発の遅れを多少とも取り戻せたのはそのためである。留学中の八九年一月、ベルリン

に企業戦士であり有益であった。さらに当日、軽部孝夫妻に卒業以来初めて会ったところ、ボランテアとしてスペイン語の法廷通訳等をしているとのこと、後日、郷里の山形の自宅を訪れ、興味深い話を聞いたため、あらためて支障のない範囲で本誌に共著の形で再現したいと考えながら、結局果たせなかったのが悔まれる。なお、軽部夫妻はコロンビアでの駐在が長い。

その後、やはり三浦の音頭取りで機会ある毎に東京や大阪での有志による同期会を重ねてきた。そして本稿脱稿直前の二〇〇一年一月、熊本で盛大な同期会が開かれ、二年後にはスペインのマドリッドで開催することが決定されたのである。^(写真75) 同期性の大半は外国生活が長い企業戦士で、第一線を退きつつあるが、現役組も少なくない。職種もバラエティに富んでいる。そのため話題が豊富でかつ奥深い。失礼ながら、筆者は常に、先生方よりも学生の方が当時の大阪外国語大学イスパニア語学科では優秀であった旨公言しているが、やはりそうであったとの思いに浸ることが多い。短いいはいえ二年間の米国留学の経験がなければ、彼等の体験談の合間に含まれている貴重な情報に共鳴することもできなかったはずである。

の壁」が崩壊し、いわゆる東西問題が終焉したが、二〇〇一年一月には同時多発テロで世界貿易センターが崩壊したため、南北問題が新たに浮上している。いずれも筆者の到底手の及ばぬ問題であるが、崩壊直後のベルリンの壁周辺を繰り返し散策し、世界貿易センターについては、何度もその屋上に登り、眼下のウォール街などを一望し、あるいは自由の女神像周辺から、あるいは対岸のニュージャージー州から繰り返し眺めた経験があるだけに、一転してブッシュ大統領支持に傾いた米国人の心情も理解できないわけではない。アフガン攻撃の是非についてはともかく、全く思いもかけないことであったが、このような心情理解も留学の貴重な成果といえようか。

(完)

私事にわたるが、筆者は本年三月三十一日付で自己都合により本学を退職することとなり、二月一日付で退職願を提出した。法学部長を歴任し、本学の維持発展のために半生を捧げられた故矢野勝久元学長が生前、学問に終わりはない、本学の定年は長いから頑張ってくれ給えと繰り返し激励して下さったことが忘れられない。その良質部分を継承した「中興

の祖」網中政機現学長が建設的に本学の大改革に取り組んでおられる現状を熟知しているだけに強力な援軍の役割を果たすことなく立ち去るのはまことに忍びないが、ニューヨーク・ロー・スクールへの留学決定が偶然の重なりの結果であったのと同じく、偶然事が一時に集中しいわば神意とも思われたため、苦渋の選択をしたのである。われわれの主体的意思といっても既に決定された大きな枠組の中でのそれにすぎないようにも思わずにはおれない。転出先の桃山学院大学法学部が男女の共生をいわば国是としているのも奇縁ではある。わが法学部同僚各位の一層の学問的発展を祈念しつつ、あらためて本学の関係各位にお詫びとともに心からお礼を申し上げます次第である。

(二〇〇二年二月四日稿)